

公益社団法人 日本年金数理人会

平成 28 年度特別講演会講演録

税制と社会保障一年金を中心として一

東京大学名誉教授 宮島洋 氏

平成 28 年 8 月



JSCPA

公益社団法人 日本年金数理人会  
The Japanese Society of Certified Pension Actuaries

©2016 公益社団法人日本年金数理人会

本資料に関する権利は、公益社団法人日本年金数理人会に帰属し、本資料の一部または全部の無断複写複製を禁じます。

宮島でございます。本日は、「税制と社会保障—年金を中心として—」というテーマで、1時間半ほどお話をさせていただきたいと思います。

## はじめに 税制と社会保障の多面的関連

さて、社会保障と税というと、例の「社会保障と税の一体改革」の話が必ず皆さんの頭に浮かぶと思いますが、その議論が始まった前後から、税と社会保障の関係というのは、一体改革の議論よりはるかに複雑で多面的であって、是非その実態を知ってほしいということは何度もお話ししてきた経緯がございます。

そういう経緯から、今日は、特別法人税などを中心として企業年金と税のあり方に焦点を置きたいとは思いますが、全体としては、税と社会保障の多面的なかかわり合いについて、私なりに整理したところをお話ししたいと思っております。

そのため、かなりの分量の資料を用意いたしましたけれども、多分、全部取り上げるには時間が足りないと思いますので、何枚か飛ばすところが出てくると思います。その点もどうか御了承いただきたいと思います。

## I 日本の高齢化と財政、社会保障

そこでまず、1番の資料から一応順番にお話ししてまいります。社会保障を、特に税制や財政という観点から見るときに、私がいつも初めにお話しするのは、この二つの図に示される、世界的に例をみない日本の特異な厳しい姿です。まず左の図を見ていただきたいと思います。これは横軸に高齢化率、つまり65歳以上人口比率をとり、縦軸に税収入プラス社会保険料収入の合計をGDPで割った比率、一応、「国民負担率」と言っておきますが、これを1970年から2012年までほぼ10年間隔で主要な国について比較したものです。

何よりも、日本の高齢化の進展がいかにすさまじいものであるかということ、まず知ってほしいのです。もちろん、これはある程度、常識化しておりますけれども、こうして長期推移のグラフで国際比較して見ると、そのすさまじさというのがよくわかると思います。

1970年代以降をとってみますと、スウェーデンやフランスやアメリカは、実は高齢化があまり進んでいない。この間、進んだのは、主要国では日本とドイツとイタリアですが、ドイツには東西の統一があって、長期統計の継続的な比較が難しいため、ここでは、日本

との対比でイタリアを見ていただきます。日本は高齢化がすさまじい勢いで進み始める1990年代後半以降、実は、税・社会保険料のGDP比はよく見ても横ばいであるのに対して、イタリアは明らかな右上がり傾向を示しています。

この違いがどこにあるか、特に日本の伸び悩みの原因が何かはおわかりになると思います。日本では、ちょうど1990年代後半というのは、バブルの崩壊を契機とした長期の不況とデフレに落ち込んだ経済に対し、景気対策への積極的な減税政策と不況による自然減収とが重なり、税収が大きく下落してしまった。右側の図を見ていただきますと、それがはっきりと示されている。社会保険料を加えれば、まだ横ばいだったものが、税だけ見ると、日本の場合には、明らかに低下傾向をたどってしまったということです。

私はよく「日本のトリレンマ」と言いますが、それは、1990年代後半に高齢化が急速に進み始めた時に、同時に、経済や雇用や金融の著しい悪化が進み、そして、社会保障を担う政府の財政赤字が累積するようになったことです。こうした厳しい環境下で、一体、どのように急速な高齢化に対応していくのかという、世界的にもまれに見る難しい課題に日本は直面したと思います。いろいろ批判や文句は当然言われますが、こうした三重苦の制約を考えれば、日本は何とかやってきたのではないかと評価しております。とにかく、この未曾有の社会経済環境の厳しさをまず一番に知ってほしいというのが、最初の資料であります。

次に2番目の資料の下の図を見ていただきます。これは日本だけに絞って、もう少し詳しく各指標の長期推移を見たものであります。税負担とは税収のGDP比であります、見てのとおり、これが1990年をピークに、バブル崩壊に伴う急な落込みから低迷傾向に転じた。この真犯人は個人所得税でありまして、減税政策と自然減収から低下傾向をたどった。消費税の導入は、この個人所得税の低下を補う程度であったということです。

実はその中で二つ注目してほしいことがあります。一つは緑色実線のグラフ、これは社会支出つまりOECD定義の社会保障支出のGDP比率ですが、これが高齢化に伴って、一本調子とは言えませんが、着実に上昇してきている。したがって、当然のことながら、財政的には非常に難しい事態が確実に起こってくる。しかし、もう一つ注目してほしいことは、社会保障負担の方は下がっていないことなのです。

この時期は、バブル崩壊から経済・雇用の悪化が進みましたから、社会保険料の引き上げにもストップがかかったことがありました。しかし、日本の場合、財源としての社会保険料というのは、社会保険制度一般ではなく、職域・地域の年金保険や健康保険、地域別

の介護保険など、それぞれ個別社会保険制度の固有財源ですから、各保険者が保険財政の改善を目指し、いろいろな制度改革の実施と並行して、収支均衡原則を何とか達成すべくかなり頑張って保険料率を引き上げてきた。

国民から見れば、この社会保険料というのは、一体改革の消費税と違って、ピンポイントで特定社会保険制度の財源に使われるわけですから、そういう点で強い抵抗はあまりない。この間、税とは反対に、社会保障負担は上昇してきたということです。これも税と社会保険料を考える上で、後ほどまたお話ししますが、この違いを考えてほしいと思っております。

次、3番目の資料です。これまでは時系列の比較でしたが、これはクロスセクション、横断面の比較であります。2011年というのは、OECDの社会保障支出に関する最新のデータが取れる年で、この年のデータについて、同じように高齢化率を横軸に、社会支出や国民負担のGDP比を縦軸にとって国際比較したものです。

この図を見てわかりますように、要するに日本の位置は特異点です。この種の国際比較はなかなか難しいもので、あまりはっきりしたことは言えませんが、マクロ的に、そして、直感的に観察する限り、日本という国は、いかにも外れたところにある。近似線を引いてみますと、高齢化度合が高いほど社会支出も高くなりますし、通常、それに伴って税負担や社会保障負担も高くなる傾向が観察できますが、その中で日本は、近似線から二つとも大きく右下に外れております。つまり日本は、基本的には大変厳しい財源制約に阻まれ、高齢化への対応努力にもかかわらず、マクロ的な社会支出の水準も国際的に見ると、高齢化の割にはかなり低位にあると言わざるを得ないのです。

これまでの観察から、まだ早すぎるのですが、結論めいた話を先取りすれば、今回の私の議論の一番の要点は次のようになります。あまり建設的な議論ではないのですが、日本はこれからも高齢化が進みますし、人口減も進む。その中で、もし国民の多くが公的な社会保障である厚生年金、国民年金、健康保険、介護保険などの充実を望むならば、大幅に税負担なり社会保障負担なりを引き上げなければ、到底、対応できない。もし、それが困難であるとすれば、企業や個人を主体とした生活保障の努力のあり方を模索したほうがよいと思っております。これが、のちほど、例えば企業年金ですとか、個人型DCですとか、アメリカのIRAですとかに言及する大きな理由でもあります。

次の4番目の資料ですが、先ほど言いましたように、高齢化の進展に伴って社会支出が増大するのは、どこの国でも見られる傾向です。これは、どこの国でも、社会保障制度の

一番柱になっているのが年金と医療だからです。人口の高齢化に伴って、この二つの支出が増えていくのは、程度の差はあれ、普遍的に見られることで、説明は不要でしょう。

このように、高齢化が進むと社会支出が増える。それをファイナンスするために、社会保険料なり税負担もふえていくという傾向は一般に見られるわけです。ただ、今日、世界的に見ますと、これもまたマクロで直感的な観察ですが、高齢化の度合の割には、社会保障給付が非常に手厚いと言われているデンマークやスウェーデンは、実は、高齢化に敏感な年金や医療はあまり高い水準ではない。目立って手厚いのは、家族手当や社会サービス、住宅や積極的労働市場政策などの現役世代向き分野で、高齢者向きではありません。

右の上の図をみて下さい。これも高齢化率を横軸にとって、縦軸には年金支出のGDP比率を見ております。これでも、やはり日本は近似線より右下にはありますが、社会支出全体ほどの外れかたではない。先ほど言いましたとおり、未曾有の急速な高齢化に対して、財源や人的資源の厳しい制約の中で、まずは、待ったなしの年金、そして、高齢者医療に集中的に資源を投入せざるを得なかったのでしょう。

ちなみに、日本の社会保障支出のほぼ8割を年金と医療が占めていますが、そのうち、過半の44%は年金関係です。それでも、先ほど言った財源制約の大きさから、近似線から右下になっていますが、ただし、これは必ずしもマイナスの評価ではありません。日本では、急速な高齢化と厳しい財源の制約を見通して、近年、社会保障の持続可能性を特に重視してきたことは高く評価できるからです。

逆に言うと、断言は控えますが、近似線よりかなり右上に外れているイタリアやギリシャという国々の年金制度の持続性には疑問を持たざるをえない。持続可能性を脅かすような極めて重い負担で当面何とか凌いでいるのではないかとの印象を持ちます。

次、5番目の資料にまいります。出所は、皆様もよく御存じの、OECDの「Pensions at a Glance」という資料であります。これを見るとがっかりするぐらい、日本の年金の所得代替率は低く評価されております。これは現実の数値ではなく、民間産業における平均的賃金の単身労働者のライフサイクルを共通に想定し、現行制度を用いてモデル計算をしたものでありますから、例えば、日本のように主に世帯単位で年金を考える場合とは大分違った評価が出てくるところがありますが、最大の難点は、高齢化度合の標準化という国際比較の基準調整が、そして、給付と表裏一体関係にある費用負担が考慮されていないことでしょう。

ただ、この比較で一番の問題だと思い、しかし同時、日本にとって最も有益な教訓と考

えられるのは、企業年金の扱いです。このOECDの資料をよく読んでみますと、パブリックつまり公的年金だけでなく、マダトリーつまり実質的に義務化されている企業年金も同様に評価されています。それからもう一つ、別のデータでは、ボランタリーつまり任意の企業年金も評価の対象となっていますが、日本のデータには、義務的企業年金はもちろん、任意の企業年金も一切記載がないのです。日本からデータが出ていないのでしょうか。

確かに、義務的企業年金は、日本の場合には存在しません。オランダ、スウェーデン、デンマークのように、法律で直接・間接に義務づけているような、カバー率が7割とか8割という企業年金制度はありません。しかし、日本には比較的広く普及している退職金制度があり、よく知られているように、実態的には退職一時金と退職年金とは厳格な違いはないと考えられているにもかかわらず、OECDの資料では全く考慮されていないのです。

そのようなことも考えますと、単純な所得代替率の比較は到底できないということになります。ただ、大きな示唆を得ることはできます。例えば右側の上の図を見ていただきますと、オランダ、デンマーク、スウェーデン、オーストラリアでは、義務的企業年金の方がドミナントなのです。逆に言うと、公的年金の方は、主に税を財源に最低保障年金のような基礎的保障の位置づけに限定されている。したがって、義務的企業年金といっても、われわれの感覚では、実態は厚生年金に近いと言ってもいいようではあります。ただ、賦課方式の公的年金ではありませんから、OECDの歳入統計で社会保険料にはカウントされません。

多くの国を見ておきますと、やや持続可能性が心配になりますが、公的年金がドミナントな国、下の図では公的年金の所得代替率が高い国が多いとはいえ、逆に、公的年金のほうはかなり限定的なものにしておいて、企業年金で主にカバーをしようというタイプの国もあるということです。

すでに結論めいたことを申し上げましたが、日本の今後における高齢者の所得保障をどのような方向性で考えるかということになりますと、一つの有力な方向は、今回成立した新しいDC法を受けて、日本でも、高齢化の影響と財源の制約が厳しい公的年金のウェイトは限定的なものとし、代わりに、企業年金、あるいはより広く個人年金にもウェイトを移すことによって、公私全体として老後の所得保障を行う、そういう方向を考えてよいと思っております。

現在、日本の場合、企業年金の加入者数はグロスで厚生年金被保険者の大体5割弱、重複加入者を除きますと、ネットで大体4割弱と言われております。ですから、課題は、このカバー率をいかに引き上げていくかです。しかし企業年金だけですと、必ずしもカバーされない非正規従業員だけでなく、そもそも加入資格のない独立の個人も考えなければなりません。その受け皿の候補は、今回の認められた個人型DCですし、これまで我々がいつも気にしてきた、アメリカのIRAのような、税制適格の老齢退職貯蓄制度です。こういうタイプの老齢所得保障の成否はまさに税制問題でもありますので、きょうはのちほどお話をしたいと思っております。

なお、企業年金を議論する場合、公的年金の場合必ずそうであるように給付面だけでなく、費用負担面も併せて議論しなくてはなりません。そこで、6番の資料では、本来は企業年金の企業負担サイドである労働費用水準の国際比較を掲載したかったのですが、費用を共通のドル換算にする際、為替変動の攪乱的な影響が大きいため、信頼できるデータが見当たらなかったため、掲載は諦めました。そこで、とりあえず、為替の影響を受けない、労働費用の構成割合だけを国際比較してみました。先ほどお話ししましたように、各国の特徴がよく出ております。例えばフランスは2段目のピンク色の法定福利費、つまり公的年金保険や公的医療保険への事業主拠出のウェイトが26.3%で非常に高い。それに対し、義務的企業年金の給付がドミナントなオランダは3段目の緑色の法定外福利費つまり、企業年金等への企業負担が12.1%で大変高い。

これに対して、日本の場合は、4段目の黄色の退職金等費用が6.2ポイントという高さで、国際比較では目立っている。厳密な比較や示唆は注意すべきですが、このような特徴を踏まえれば、日本の場合、労働費用の上昇ではなく、その構成変化を、すなわち、ウェイトのなお高い退職一時金をさらに一層、退職年金化の方向に進めていくのが、一つの有力な選択肢として十分あり得ると思うのです。

さて、7番の資料に移ります。先ほど強調したように、日本では、1990年代以降、税収が大きく低下し、その後も低迷が続き、なかなか増大に転じない。これが、今回の「社会保障・税の一体改革」の背景になったわけですが、この税収の不足については、政府サイドの議論でも、多くの人々の認識でも、原因はもっぱら消費税率の低さに求められているようです。

そこで、資料7番をよく見ていただきたい。この表では、租税収入GDP比の降順で主要なOECD加盟国を並べていますが、突出して一番高いデンマークの47.5%はともかく

として、日本の17.9%というのは、主要なOECD諸国の中では大体いつも一番最後、もつとも低い負担率なのです。

われわれ日本人だけの性癖とは思えませんが、税金というと、皆重いと思っていて、誰も軽いとは思わないものです。国際比較で軽いと言われても、ピンとこないのは当然でしょうが、このマクロ的な国際比較の観点から見ると、負担率を低位に止めている税制上の原因がよくわかります。

それは言うまでもなく、一つは一般売上税であり、下の左の図の「ウチ一般」がVATや消費税に代表される一般売上税であります。OECD21カ国平均の税収GDP比が6.5%であるのに対して、日本の消費税は2.8%ですから、低い負担率であるのは確かです。

ところが、同じ図でもう一つ、日本の場合にはっきりしているのは、個人所得税の負担率の低さであります。これは21カ国の平均が10.4%なのに対して、日本は5.8%とこれまた大変低い。

これに関連して、社会保障との関連で指摘しておきたいことが一つあります。日本の分権論者というのは、単一国家での分権を考えますので、基本的には北欧諸国をモデルにいたします。要するにアメリカやドイツのような連邦国家をモデルにしているわけではない。スウェーデンやデンマークのような単一国家での分権を考える。そういう分権モデルである北欧諸国の社会保障や税制の一番大きな特徴は、現金給付以外の社会保障分野はほとんど全部、地方つまり市町村が担っている。医療や介護のサービス、子育てや社会福祉サービスなどです。そして、市町村は、自らの行政区でのサービス需要の財源に応じて、地方個人所得税つまり住民税の税率を自ら決めることができます。

右側の下の小さい表(2)を見て下さい。日本の地方住民税の税率は今、10%一本の税率ですが、後ほどその特異な事情を申し上げます。これに対して、デンマークの場合、医療税を入れますと、最低の自治体で30.5%、最高の自治体で35.8%で、地方所得税の平均の税率は32.90%であります。同様に、スウェーデンの平均は31.99%。フィンランドの平均は19.84%です。現金給付以外の社会保障を担っている市町村の所得税率は日本の2倍から3倍で、とにかく非常に高いのです。課税最低限が低い上に、高い税率を課して必要な財源を徴収して住民のニーズに応じているということになります。

日本の現在の地方住民税の税率は10%ですが、この税率は国が地方交付税の算定などに用いる「標準税率」といいまして、北欧諸国と同様に、地方は財源の必要に応じて独自の税率を定めることができます。ある地方自治体の財政需要が大変強いのであれば、この税



率を 12%に上げればよいのです。

ところが、日本の地方自治体というのは、そうした課税権を行使したことがない。地方税法で住民税の税率設定の自主権を与えられながら、それを行使するよりも、国からの補助金を、あるいは、消費税への付加税として国にすべて依存できる地方消費税の増税をいつも要求するのが実情です。

日本の場合も、北欧諸国のように、今後は、全国一律でなくてよい社会保障分野を地方がより多く担うことが必要になる。そして、みずから必要に応じて自主的に財源を調達する姿勢を整えてもらわないと、将来の社会保障の展望はなかなかひらけない。

次のテーマで強調いたしますが、消費税率の引き上げというのは、それほど簡単な話ではございません。この数年、そして、現在の状況を見ていれば、だれでも分かるはずですが。むしろ、これまでの経験から言えば、社会保険料のほうが、財源が細かく特定化されていて、しかも、個別制度の保険者が収支バランスを取ろうと努力する点で、引き上げが納得されやすい面があります。加えて、社会保障の重要な担い手である地方が地方所得税の課税自主権を重視し、必要な財源を自ら徴収するシステムに実態的な転換を図ることも、今後に期待される方向です。いつまでも消費税、消費税と言っている限り、日本の財政的な厳しい状況、社会保障の厳しい状況は変わらないだろうと思っております。

次の二つの資料は、ごく簡単に触れておきます。8番の資料は、日本の社会保障財源の構成変化を長期的に見たものです。いろいろお話ししたいことはありますが、簡単に申しますと、21世紀になってから、介護保険の導入、後期高齢者医療制度の導入、基礎年金国庫負担の引上げ、さらに子育て支援の充実など、要するに、公費負担特に国庫負担の割合の高い制度が相次いで導入され、公費財源を大幅に投入しないと給付を維持できない状況になっているため、いわゆる公費負担割合が明らかに上昇傾向をたどっています。

ただ、社会保障で言う公費負担というのは「収入」ですが、一般財政から見れば「支出」であります。国の一般会計の社会保障関係費がそれに当たりますし、地方の普通会計における民生費などの社会保障関係の経費もそうです。その中で一番中心をなす国の一般会計の財政状況を見たのが、次の9番の資料です。これを見ていただきますと、バブル崩壊以降、長期にわたって歳入に占める税収の割合がおおむね低下してきている。これに対し、社会保障関係費のほうは、前に言いましたように、高齢化の進展に伴って着実に上昇している。

その結果として、下の図の赤い点線、これが財政赤字の度合を示す公債依存度でありま

すが、これが上昇傾向をたどっている。こうした状況を何とか打開しなければいけないというのが、「社会保障と税の一体改革」の大きな動機になったということになります。

そのことはまた後ほどお話することにして、今はこのような財政の状況、税制の状況の中で、財務省や厚生労働省も、経済界も、労働組合も、とにかく消費税率の引き上げを切り札にしようとしてきた。「社会保障と税の一体改革」では、当時の5%という税率を8%、10%へと2段階に渡って引き上げ、その新規財源を社会保障財源に充てるというのが、一体改革の一番核心をなした部分であったわけです。今はその2段階目のところで、さらに先送りされる状況が強まっています。

10番の資料は時間の都合で説明は省略いたします。

## II 社会保障公費財源としての付加価値税

もう大分前になりますが、大手の新聞社が一斉に年金改革キャンペーンを張ったことがあって、覚えている方も多いと思います。中でも先陣を切った日経新聞は、消費税を財源とした、いわゆる税方式年金への転換を提唱しました。その際のアドバイザリーグループの中では、日本総研の西沢氏と慶應の土居氏が税方式の賛成派で、私だけが反対派でした。反対した理由は幾つかありますが、その一つの理由が、消費税の大幅増税はそれほど簡単ではない、楽観的すぎるというものでした。

日経新聞の方々は、世界的には税率が最低でも15%程度であるのに対し、日本の5%はあまりに低い、従って、引き上げる余地は十二分にあるという論法でしたが、国際的に見て低いから上げる余地があるという議論は少しおかしいし、短絡的です。日本国民にとつての関心は現行税率からの変化ではないかというのが私の直感的な議論でありました。

実はそうした議論の背景には、これから詳しくお話するように、付加価値税の長い歴史とその教訓があり、それを学ぶべきだと考えたからです。前々からお話することが多いのですが、一言でいえば、付加価値税は戦時と好況と外圧の産物なのです。

11番の資料を見てください。日本の消費税、一般には付加価値税ですが、このプロトタイプである一般売上税の代表は取引高税といえます。原則あらゆる取引を課税対象に、取引ごとに売上課税を重ねる税で、これが導入されたのは第一次世界大戦の末期であります。資料の導入履歴欄のように、フランスやドイツで1917年～1918年にかけて戦費調達のために導入されました。そして、第一次世界大戦が終わった後も、戦場となった西欧諸国に広がり、インフレ対策の切り札として、また、戦後復興政策の財源として活用され、所得

税よりも高い税収力と比較的簡単な税務行政が評価され、重宝な税財源として生き残ります。導入の時期がいわば非常時ですから、逆進負担への国民の政治的な反発も比較的弱いものでした。

さらに、一般売上税が劇的な変化を遂げるのが第二次世界大戦後であります。御存じのように、西欧では経済共同体として仏独伊を核にまずE E Cが結成され、その後、1967年にはE Cが成立します。この成立に当たり、加盟国が以前から導入していた各種の一般売上税、取引高税とか製造売上税とか小売売上税ですが、これらを現在の付加価値税という売上税の仕組みに統一をします。

この付加価値税の特徴は、インボイスを用いて、売上にかかる税額から仕入れにかかる税額を控除して納付税額を計算する仕組みです。この税額控除の仕組みによって、取引段階ごとの課税の累積が除去されると同時に、輸出の際には、輸出免税という税関での還付が確実に行われるようになり、加盟国域内での貿易の円滑化が図られました。この新たな仕組みを備えた一般売上税こそ、付加価値税だったわけです。そして、この付加価値税がE Cの共通税とされたのです。

共通税という意味は、付加価値税の採用がE C加盟の条件ということで、この外圧によって、E Cの拡大にしたがい、新たな加盟国は従来持っていた各種の古いタイプの売上税を土台に、この付加価値税に転換していったのです。

付加価値税を導入する際、各国ともにすでに各種の古い一般売上税が定着しており、相当の税収をもたらす税率が設定されていましたから、それを土台にした付加価値税では、導入時から主要国の税率は概ね10%を超えていました。

この共通税として西欧に普及し、税制として確立した付加価値税が、第二次世界大戦後には、日本と違って1960年代後半の早い時期から始まった西欧の高齢化に対応する社会保障の充実財源に事実上充当されることとなります。こうして1980年代半ばには、ヨーロッパ諸国では付加価値税の税率が大体15%程度まで引き上げられ、税収のGDP比も5%程度まで上昇していたのです。

この点は、次の12番の資料の下の二つの表を見て下さい。左側が標準税率の推移ですが、実は1990年代になりますと、標準税率はあまり引き上げられていないのです。1970年代、そして、80年代の時期に各国とも税率の引き上げが行われ、GDP比でみた税収も5%ぐらいまで上がってきていました。

1970年代を中心に、税率の引き上げが比較的容易だった一つの有力な事情として、長期

にわたる西欧の好況期が挙げられています。ドルショックや石油ショックの深刻な影響が世界的に本格化するまでは、第二次大戦後のいわゆるブレトンウッズ体制のもとで、ヨーロッパ経済が比較的順調に成長していた時期なのです。比較的成長率が高くて所得が伸びる。所得が伸びるときは、付加価値税のような逆進的な租税に対する許容度が高くなります。それで税率の引き上げが割とスムーズに行われ、ヨーロッパ諸国では1980年代には所得税に並ぶ基幹税として、付加価値税の税制上の確固たる地位が確立されたのです。

最近の大きなイベントは言うまでもなくEUの結成であります。EUの結成に伴い税関が廃止されることになりましたが、税関がなくなりますと、税関による輸出免税と輸入課税という国境税調整の仕組み、すなわち、付加価値税の税率格差が貿易に及ぼす悪影響を中立化する仕組みが機能しなくなります。そこで、加盟国間の税率格差を解消するため、EU指令で加盟国に最低15%の標準税率を義務づけたのです。

私のいつもの冗談なのですが、日本ではなかなか消費税率の引き上げができないけれど、その絶対確実な打開策を講じるには、EUに加盟すればよい。そうすれば、共通税として、最低15%の標準税率を設定しなければならない義務を負うから、と。

これまで説明した西欧における付加価値税の歴史と教訓を日本について言えば、全く逆に、導入、普及、確立の条件をすべて満たしていない、と。例えば1940年、昭和15年の馬場税制改革と呼ばれる、戦時税制改正では、日本では初めての本格的な売上税導入の議論がありましたが、潰れます。

そして、第二次大戦の直後、名前だけは覚えていらっしゃると思いますが、「シャープ税制勧告」の前に、「ドッジ・ライン」という強力なインフレ対策や徴税の強化が行われました。まさにそのとき、日本でも実は、取引高税という付加価値税の代表的なプロトタイプの売上税が導入されたのです。しかし、前の11番の資料に記載されているように、1948年から49年の2年間施行されましたが、新税の煩雑な納税手続き等への事業者の反発が強く、すぐに廃止されてしまいました。その後は朝鮮特需が始まって、所得税と法人税が大きく伸びるとともに、一般売上税は必要なしという基本的な考え方になってしまった。

それから40年後の1989年の平成元年、日本で漸く消費税が導入されますが、その前身ないし土台となる一般売上税がなかったのです。前に述べたように、ヨーロッパ諸国は取引高税等の一般売上税を長く持っていて、それを改善する形で付加価値税を導入した。ところが、日本では全く新しい税として、つまり、事業者にも国民にも仕組みの理解が容易ではなく、しかも、負担が逆進的な付加価値税たる消費税を、石油ショックを経て日本経

済の成長鈍化が進んでいた時期に導入しようとしたのです。

もちろん、このころは一時的にはバブルの影響で資産価格の急騰など景気は良かったかもしれませんが、全体として成長は鈍化していく時期で、それだけ一般の国民には、このような逆進的な租税に対する許容度が高くはなかった。こうした事情が、日本の消費税の誕生を非常に難しくし、まず「一般消費税」構想が潰れ、次いで「売上税」が廃案となり、ようやく「消費税」が導入されるに至ったのです。

しかし、前にお話ししたように、西欧諸国では付加価値税の導入時の税率がすでに10%ぐらいであったのが普通なのですが、日本は導入をとにかく実現するため、税率を何と3%という異例に低い水準とした上に、事業者の多くを占める小規模事業者に配慮し、税額控除の方法もインボイスは使わないで、帳簿計算によるアカウント方式をあえて取った。

なぜかという、小規模事業者が売上高の低さから免税事業者とされ、消費税の納税が免除されるのは一見有利なようですが、インボイス方式では、免税事業者はその売上ないし納品については免税ゆえにインボイスが発行できないため、納品を受けた課税業者においては仕入れに係る税額の控除ができなくなってしまいます。そのため、免税事業者は課税業者との取引から排除されてしまいます。アカウント方式ないし帳簿方式では、取引業者が課税か免税かは識別できませんから、小規模事業者が排除される恐れはありません。このように、国際標準に逆らって、インボイスを使わずにアカウント方式でスタートしましたが、これが今度は既得権化してしまい、それを変えるのが極めて難しいことになったのです。

その後、税率の方は地方分権のための地方消費税導入という大義名分で3%から5%に引き上げられ、今回の一体改革で5%から10%へと税率がさらに引き上げられこととなった。そして、来年平成29年からようやく日本でもアカウント方式からインボイス方式への転換が図られる予定となっていますが、さて今回、果たしてどうなりますか。

要するに、日本の場合には、こうした逆進的な大規模な租税を導入、増税する条件というのが、ヨーロッパと違って、なかなか満たされていないのです。戦費調達とか戦後復興というような非常時の大義名分も、共同体結成の国際条約のような外圧も、持続的な好況や所得増という経済条件にも恵まれない環境で、財政赤字解消と高齢化対策を掲げて大幅な増税を実現するのは、正直言って、困難と考えざるをえません。少なくとも簡単なこととは到底思えないということを前々から話をしていたわけであります。

消費税の税率は、もちろん、いずれは、10%までは何とか上がるでしょう。しかし、E

U並みの最低 15%、平均 20%というような水準には簡単にはいかないということだけは、お分かりいただけたと思います。

ですから、先ほども言いましたように、社会保険料率の引き上げの可能性を探る、あるいは、地方の個人所得税の税率決定の課税自主権を実際に重視する、という考え方をとらない限り、今後の公費負担増を消費税だけで賄っていこうとする考え方には無理があると思っております。

### Ⅲ 社会保障給付の課税

次にⅢのテーマに入ります。ここでは、社会保障の公費財源としての租税でなく、社会保障給付に対する課税の問題を扱っていきたいと思います。そこで、13 番の国際比較の資料を見ていただきます。ざっと申しますと、どこの欧米諸国でも、大体、年金は原則課税であります。1980 年代後半以降、経済のグローバル化に対応した所得税改革が多くの先進諸国で行われ、税率の累進度を大幅に緩和すると同時に課税ベースを拡大するという改革手法の中で、それまで非課税の扱いが多かった社会保障給付に対して、課税の波がだんだん広がっていったとされています。

特に年金に関しましては、日本の場合には遺族年金と障害年金は別扱いの非課税ですが、諸外国の場合は、そうした区別なしのすべて原則課税の考え方が強い。特にデンマーク、スウェーデン、スイス、スペインなどでは全額課税の上に、給与所得と同様に課税する仕組みを取っております。

児童手当は、さすがにどこの国でも、次世代の育成支援には普遍的で社会的な極めて高い価値があるという認識があるためかほぼ非課税の扱いです。加えて、有名なベヴァリジ報告では、児童手当は貧困対策の切り札とされています。なお、最後のテーマで出てきますが、アメリカのところに記載されている「tc」、これが実は給付付き税額控除であります。アメリカは、児童手当はありませんが、低賃金就労者にはこの税額控除で対応しています。

微妙なのが失業保険金でありまして、失業保険金は欧米諸国を見る限り、大体、原則課税ですが、実際には軽減税率ないし特別控除でほとんど非課税に近い状態になるのが多いようです。ただ、原則非課税という考え方は取っていない。

社会扶助金、これは原則非課税といってよいでしょう。この給付の受給はミーンズ・テストとか所得制限を条件にしていますので、原則非課税は合理的扱いだと思います。

このような日本の社会保障給付に対する課税のあり方というのは、私は前からやや問題

ありと見ておりました。日本の場合には、とにかく社会保障給付は原則非課税というのが基本的な考え方であります。つまり社会保障給付、年金であれ、傷病手当金であれ、失業保険金であれ、受ける人や世帯は、そもそも担税力のない生活困窮状況にあるという認識です。

その唯一の例外が、14番の資料の(1)表のように、実は老齢年金であります。ただ老齢年金の場合も、所得課税上の取り扱いの⑥と⑦に、国民年金法と厚生年金法を紹介してありますように、原則はやはり非課税なのです。「ただし書き」で、「老齢基礎年金についてはこの限りではない」とか、「老齢厚生年金についてはこの限りではない」と、課税を例外的に認めているのです。

具体的には、老齢年金に対する所得税の課税方法や社会保険料の賦課方法を(2)表に、そして、公的年金には限定されていない「公的年金等控除」の適用範囲を(3)表に記載してあります。さらに、(4)表には社会保険料拠出に関する所得税制上の扱い、(5)表には年金運用益に関する信託税制と積立金に対する特別法人税をそれぞれ掲げておきましたが、これらについて今ここで個別にはお話しいたしません。

私になぜ、日本の原則非課税という扱いに対し疑問を持つかといいますと、それは以下のような考え方に立つからです。例えばミーンズ・テストを行い、その人の資産や所得、就労意欲等の状況をきちんと調査した上で、この人は担税力のない生活困窮状況と判定するならば問題はありませぬ。しかし、社会保険給付の場合は、拠出主義ですから、拠出に応じて受給権が発生するわけで、基本的に受給権は所得や資産という経済状況とは無関係、独立しています。失業者や傷病者は確かに給与収入を失うかもしれませんが、資産所得収入や金融資産があれば、必ずしも生活困窮ではないわけで、例えば失業保険金を無条件で非課税にするのは合理性に欠けると思います。

老齢年金の場合も、本則の考え方は、老齢の退職者は給与収入を失うので生活困窮者という認識でしょうが、ご存知のように、退職高齢者の経済状況の実態は一律の生活困窮ではなく、経済格差の大きさでしょう。「ただし書き」のように、他の所得状況等を勘案して、課税をするのが合理的で公平であると思います。公的年金等控除という、給与所得控除より手厚い特別控除も用意されているわけですから。

この点ではすでに紹介したように、年金について欧米諸国では、大体、障害年金や遺族年金も含めて原則、課税対象にしており、特に北欧諸国のように、給与と全く同じ課税方法をとっている国もあります。高齢者の経済格差、公的年金の公費財源の制約などを考え

ますと、社会保障給付に関する課税のあり方を考え直す必要があると思いますが、さらに、マクロ的にみた社会保障給付の水準や国際比較を考える上で、給付課税のあり方が重要な視点の転換を求めるといのが、次の議論になります。

従来、私たちは社会保障の給付水準を把握したり、その国際比較を行う際に、給付に対する課税の有無や程度はあまり考慮しませんでした。課税は無視しうるマイナー要因と考え、結果的にいえば、暗黙のうちに税込みベースだけで議論してきました。

そこで、15 番の資料の(1)表を見て下さい。例えばB国とC国があり、税込みのグロスの給付額が同じ100でも、B国では20%で課税をされますので、受給者の税抜きのネットの給付額は20を引いた80になります。政府にとっても、100の給付を支出しますが、20は税で回収しますので、政府の実質の財政負担は80となり、非課税のC国とはかなり違った状況になります。

このような見方がなぜ必要なのかといいますと、先ほどお話しした、社会保障給付の水準が大変手厚いと一般に言われている北欧諸国、デンマークとかスウェーデンとかフィンランドですが、これらの国では、現金給付への所得税率などが大変高く、さらに、税引き後の可処分現金給付による消費支出にも大変高率の付加価値税が課されますので、(2)表のように、合計税負担を差し引いた現金給付の実質的な購買力、ネット給付額はグロス給付額から2割程度も低下してしまいます。これを政府サイドで見れば、課税による財源回収によって、実質的な財政負担が2割ほど軽減されるのです。

このように社会保障給付に対し2割前後の高い公的負担率を求めている国は、右側のグラフの一番下のグラフで図示したように、前に指摘した国以外では、ルクセンブルグ、オーストリア、ノルウェーで、日本から見ると信じがたいほどの高さ、重さというべきでしょう。

これらの国は、しばしば高福祉・高負担と一言で評されますが、実はそれほど単純な話ではありません。社会保障給付の場合、一般に、現役の若年層が高い負担を担い、それを財源に、退職した高齢者が手厚い給付を受けるという構図ですが、デンマークやスウェーデンの場合は、受給者である高齢者自身も重い税負担を引き受け、税込みでみれば手厚い給付水準を維持しているという実態なのです。課税を考慮すれば、実質中福祉というべきでしょう。

これが先ほどお話しした、税負担がデンマークやスウェーデンでは大変高い理由の一つでもあり、やや皮肉な言い方をすれば、高齢者が自分で財源を出して、それを給付で回収



しているようなところもあって、日本のような世代間の移転に極めて神経質なところとは、発想や実態がかなり違うという印象を持ちます。

これも前にお話ししたように、北欧諸国では、高齢化の程度が日本やイタリアほどには高くはないため、社会保障の分野では家族手当、住宅、積極的労働市場政策のような現役世代向けにも重点が置かれ、そういう政策でも世代間の公平が図られていると言ってよいと思います。

右側のグラフの一番上の散布図を見て下さい。横軸に高齢化率をとり、縦軸には、受給者の実質購買力、政府の実質財政負担を意味するネットつまり税抜き社会支出のGDP比を示しています。日本は相変わらず財源制約がきついで近似線の下にありますけれども、逆に、上に外れて高いフランス、ベルギー、スペインなどの国は、正直言って、世代間の移転にかなり無理して頼っているように見えます。北欧諸国は税込みのグロスに比べると、受給者自身の公的負担が重いから、先ほど指摘したように、世代間移転への依存は思いのほか低いと考えられます。

以上、まとめてみますと、社会保障にはいろんなタイプがあり、給付を手厚くして、それを現役の若年層の負担で賄うケースもあれば、高齢者など受給者がみずから負担をして賄うケースもある。また、後にお話ししますアメリカのように、特異な歴史的な事情があって、財務省マターとして、税額控除のような税制措置で対応するケースもあります。

そういうさまざまなタイプの社会保障を見る際には、社会保障給付にどのような課税を行っているかは、忘れてはいけない問題であろうと思います。賛成される方も、反対される方もいらっしゃると思いますが、日本でも外国でも、公的年金の財政方式の基本実態は賦課方式であります。そして、歴史的に一旦、賦課方式の制度がセットされて動き出しますと、問題点がはっきりしても、歴史的積み重ねもあって、なかなか簡単には積立方式への転換はできない。

転換が困難な代表的な事情は、現役世代の二重負担という問題です。現役世代は、一方で自分のために積立を行いつつ、他方で親の世代のために現在の拠出も続けなければいけないからです。そこで、実は、賦課方式年金の基本を維持しつつも、高齢化にともなう世代間移転の問題点がある程度改善できるのが年金課税だと言っています。

つまり、後の世代は制度の基本的な仕組みは変えられなくても、年金給付に対して課税を強化することで、年金費用の一部を高齢者の負担に求め、その分、若年層の保険料を引き下げるのです。これにより、世代間の給付負担バランスはある程度は改善ができます。

しかも、年金課税の所得税は累進税率ですから、低額の年金所得だけの人は課税最低限以下で非課税となる反面、他に多くの所得がある高所得の受給者は年金に高い税率が課されるので、垂直的な公平も達成できる。これが、年金課税の役割と長所とっております。

この後、16番の資料で、医療と付加価値税という興味深くも厄介な話をしようと思いましたが、時間の関係で先に進むことにいたします。

#### IV 年金・退職金の課税原則と政策税制

IVに移ります。ここで本講演の中心テーマ、企業年金や退職金に関する税制問題についてお話をいたします。17番の資料は、もともと税制調査会の配布資料であったものを、私の方で本日の講演テーマに合わせて再整理し修正を施したものです。皆さんもごらんになったことがあるかもしれません。

この資料では、個人の広い意味の資産形成、具体的には貯蓄や証券投資、企業年金や公的年金を取り上げ、奨励政策や政策税制の対象となる各種の制度やプログラムについて、就業形態等の五つの区分に従って一覧表にしたものです。ポイントは、表の上から下にゆくほど、制度の内容や運営に対する公的規制が強まり、それに比例して税制の奨励優遇の度合も強まるという関係です。これをまず頭に入れて下さい。

まず、一般論で言えば、貯蓄や資産形成は特別に奨励すべき対象ではありません。例えば、消費や投資という需要の不足からデフレが深刻化しているような経済状況では、貯蓄を優遇するのは間違いで、むしろ消費や実物資産への投資を奨励する政策が望まれます。

ただ、どこの国でも共通して、貯蓄や拠出への何らかの奨励政策を講じているのが、老後・退職後に備える貯蓄や年金拠出であって、さまざまな税制上の奨励策や優遇策を設けています。

もちろん、皆さんも御承知のとおり、それ以外にも、例えばリスクテイキングを奨励するためのNISAのような株式投資促進税制もあれば、障害者等の少額貯蓄優遇税制のような福祉政策の一環もあれば、あるいは被用者を対象とした財形貯蓄のようなものもあります。それから一般的な措置としては、個人年金保険の掛金に対する生命保険料控除の適用という税制奨励措置もあります。

しかし、何といたっても、老後の所得保障という点で、中心になっているのは、その下のさまざまなタイプの退職金、企業年金、そして、公的年金です。予め申し上げれば、企業年金だけでなく、退職一時金の税制も後に極めて重要な論点になります。

そして、さきほどポイントとして強調したように、退職金から公的年金の方に下がるほど、各制度やプログラムへの公的規制が強まり、それに並行して税制の優遇度が高まっていく。これを逆にするわけには、やはりいかないのです。社会的な価値や有用性が高まるほど、これを奨励、場合によっては強制するために、税制優遇で奨励する、場合によっては法律で定める見返りに最大限の税制優遇を付与することとなります。

17番の資料では、下に向かうにつれて、老後の所得保障という社会的目的の程度が高まるわけですが、これからの議論の関連でいえば、「退職支援制度・税制」と「老後生活保障制度・税制」の間に引かれた「太い2点鎖線」の意味と実態が最大の論点の一つになります。具体的には、企業年金等の欄には、この太い破線が引かれていないこと、要するに、日本の場合には、非積立型退職金つまり退職一時金と企業年金との区別が、制度的にはありますが、実態的にはほとんどないところに、これからの税制論議の厄介さがあると思います。

日本では、昭和30年代から40年代にかけて、まずアメリカから税制適格年金を導入し、次いで、イギリスから代行調整年金つまり厚生年金基金を導入して、当時、もっとも一般的だった退職一時金制度を外部積立への制度転換によって年金化を図ろうと、随分、努力をしてきたと思います。

しかし、最近の企業年金部会の配布資料などを読みますと、まだ依然として相当数は退職一時金の選択であって、年金化の実態はなかなか進まない。さらに、そもそも退職一時金制度だけを導入している企業も相変わらず少なくない。こういった制度自体の問題、あるいは、一時金と年金の選択問題などを税制との絡みでお話しすることになります。

そこで次は18番の資料になりますが、そこで、まず最初に申し上げたい点は、年金問題を議論する経済学系統の論者、私もその端くれですが、ほとんど例外なく、その基準の理論は貯蓄・保険理論の応用としての「積立方式年金」の議論だということです。積立方式年金固有の「積立不足」、「過去勤務債務」、「内部収益率」といった用語が頻繁に使用される所以です。

議論の対象が企業年金に限定されるならば問題はありませんが、しかし、ご存知のように、日本でも主要先進諸国でも、公的年金制度の財政方式は基本的に賦課方式です。世代間扶養型ないし世代間移転型の賦課方式は、貯蓄・保険論を基礎とした積立方式年金とは全く異質であるのに、積立方式年金の議論しか用意されていない経済学は、ほとんど自覚もなしに、賦課方式の公的年金を積立方式年金の評価基準から論じるという危うさに陥っ

ています。

さて、貯蓄を私なりに定義すれば、将来の消費のために現在の消費を少し我慢し所得の一部を残すこと、つまり、生涯における消費のタイミングを現在から将来に移す手段です。ところが、賦課方式年金の場合、御存じのとおり、現役世代の拠出した年金保険料は、自ら世代が将来受け取る年金の財源にではなく、現在の親たち高齢世代への年金給付の財源に充当される仕組みです。

したがって、賦課方式年金の保険料拠出は貯蓄性の掛金ではない。親世代への所得移転、または、生活補助金です。これを税制でとらえれば、高齢者扶養の所得控除と位置付けてもよいし、公的年金拠出の強制性、義務性を考慮すれば、経費控除できる租税公課という位置づけもできると思います。いずれにせよ、拠出は本人の場合は所得控除の対象となり、事業主の拠出の場合も損金算入、給与所得としても非課税となります。このように、議論の仕方を、公的年金のような賦課方式年金のケースと、企業年金のような積立方式のケースとをはっきり分けて考える必要があります。

次に運用段階ですが、賦課方式の場合は基本的には積立金はありませんので、議論の必要はありません。そして、日本やアメリカやスウェーデンの公的年金制度のように、実際に積立金を保有している場合でも、それは給付財源を確保するための運用資産ではなく、人口要因等のリスクに備える準備金と位置づけ、運用益も非課税でよろしいとする。

最後は受給段階で、受給者には全額が移転所得または補助金の受領に当たり、拠出控除は現役世代で済んでいますから、控除すべき経費等はありません。したがって、基本的には全額課税でよいのですが、もっとも有力かつ定期的な所得源泉である勤労所得を退職高齢者が喪失することに配慮し、北欧諸国を除き、何らかの課税軽減措置を設けています。日本では、それが、14番の資料の(3)に記載した公的年金等控除という人的控除とは別の特別控除で、「等」が入っているように、企業年金や退職金共済年金にも適用が認められています。公的年金等控除は、ほぼ純粋な社会政策税制と思います。

このように賦課方式年金については、貯蓄または積立年金とは全く違った考え方のもとで税制上の扱いが決定されていますが、拠出から受給までもっとも優遇度の高い税制を享受できる根拠は、強制加入、拠出義務、年金形態、終身支給、受給開始年齢等の法定というもっとも強い公的規制にあります。

それに対して、積立方式の企業年金の税制はどう考えたらよいのか。それが、18番の資料の(3)ですが、企業年金税制の考え方、その原則と政策をできるだけわかりやすく説明し

たいと思い、19番の資料で、相当単純化した仮定をおきながら、数値例を用いてお話をしたいと思っております。ただ、スペースの関係で、考えうるケース全部は記載できません。

数値例の前提はこうです。現役の勤労者が1万の給与所得を得たとし、そのうち2,000は本人に代わって事業主が積立方式の企業年金に拠出し、企業段階では損金算入としたものとします。したがって、この拠出は貯蓄性掛金ということです。そして、この掛金を30年間運用するものとし、年利1.3%で単利計算をしますと、30年間で大体40%となります。所得税率の方も単純化して20%としました。

まず、最初が一番左の「包括所得税1（原則）」で、原則とは、奨励・優遇措置がないという意味です。包括所得税は、現在、世界的にももっとも有力な所得税の基準税制と言われています。やや抽象的には、消費能力を示す経済的利得というべきものですが、よりわかりやすく言えば、消費と貯蓄の合計、つまり、所得を課税対象とします。ただし、所得の範囲を包括的に定義するので包括所得税と呼ばれます。

まず、2,000の拠出ですが、事業主が拠出したものとはいえ、本人の給与所得に帰属するものである上に、強制的な所得移転ではなく、退職後の消費を賄う年金の財源となる貯蓄性掛金ですから、所得控除は認められず、1万全額が給与所得として課税されます。具体的に拠出段階では、課税所得1万、税率20%で2,000の税額を払い、可処分所得8,000の中から2,000を拠出し、残りの6,000を消費に充てる。これが拠出段階であります。

このように、それぞれの税制ケースについて、拠出段階、運用段階、給付段階のそれぞれの税額を計算した上で、運用段階と給付段階の税額を、前にお話しした30年単利計算利率40%で割り引いて拠出段階の税額に加算し、拠出段階に揃えた税額現在価値を比較するわけです。ちなみに、包括所得税の原則の場合は、これが2,114ということになります。

まだ説明をしていない運用の段階ですが、包括所得税の原則では、経済的利得となる運用益は運用段階で全額課税の対象となります。30年間の運用益は単利計算で40%ですから800となります。これに20%の課税がなされ、税額は160、残り税抜き後の640が給付財源に充てられます。なお、運用段階の160の税額を1.4で割り引くと114ということになります。

この包括所得税1の原則モデルでは、拠出が既に課税をされ、運用益も課税されていますから、積立金への課税はむしろ不要です。そして、拠出と運用益を退職後に年金として受給する時も、課税関係は拠出と運用の段階ですべて完了しているので、全額非課税でよいのです。税額合計の現在価値は拠出段階の2000、運用段階の114、合計2114となります。

次の「包括所得税 2」は、事業主の 2,000 の拠出分について、「包括所得税 1」とは違って、これは実質、給与所得といっても、本人には未実現の帰属所得に過ぎないため、給与所得としては課税しない、つまり、拠出控除を認めるという税制です。

ただし、このケースでは、拠出段階の拠出控除により給付時まで 30 年間繰り延べられてしまう給与所得課税分を運用段階で年々取り戻す措置が講じられます。それが、延滞税と位置付けられる、積立金への特別法人税の役割で、運用益への課税と混同しないで下さい。

要するに、繰り延べた拠出段階での給与課税と、積立金への特別法人税の累積税額とは現在価値で等価ですから、特別法人税の 30 年間の累積税率は 28%にする必要があります。これを 1.4 で割り引いた現在価値の税率が 20%となるからです。この 30 年間で 28%を一事業年度の税率に直せば、0.93%という低い税率になります。

拠出控除による給与課税繰延分を給付段階で一挙に取り戻しても同じことですが、その場合には運用段階におけるような毎年度 1%弱という低い税率では済みませんし、公的年金等控除にみられるように、そもそも給付課税には反対が根強いものです。

具体的に税額を計算しますと、拠出段階では拠出控除後の 8000 が課税所得で税額は 1600、運用段階では運用益 800 に対する税額 160、プラス、積立金 2,000 への 28%税率の課税で 560、合わせて 720 で現在価値は 514 になります。この運用段階の運用益課税および積立金課税で課税は完了しているので、給付段階は全額非課税です。「包括所得税 2」の合計税額の現在価値は 1600 プラス 514 イコール 2114 となり、原則の「包括所得税 1」と等価です。

次の「包括所得税 3」は運用益が非課税のケースです。これは仮定ではなく、退職年金等信託における受益者分配時課税という信託税制を考慮したのですが、その代り、給付段階では全額非課税ではなく、運用益相当分の給付額 800 が課税対象となり、160 の税額が発生します。したがって、税額合計の現在価値は、拠出段階 1600、運用段階(積立金課税)400、給付段階 114 で 2114 となり、「包括所得税 1・2」と等価です。

以上の原則課税を含む 3 つのケースでは、税の名称や課税のタイミングに違いはありますが、いずれも税額合計の現在価値が 2114 と等しく、「包括所得税 1・原則」と等価の税制であり、奨励措置なり優遇措置は一切ありません。一般貯蓄の税制がこれです。

このような原則税制では、公的年金の補完として、老後所得保障の役割を担う企業年金や個人年金を政策的に全く奨励できません。そこで、特別優遇税制ではなく、原則税制で企業年金や個人退職貯蓄の奨励を図れる税制の基本的な考え方として、以前からもっとも有力とされてきたのが、「支出税」、エクスペンディチャー・タックスの考え方です。包括

所得税が経済的利得の増大、すなわち所得の受領に着目するのに対し、支出税は総需要に貢献する消費や実物投資という支出、すなわち、所得マイナス貯蓄に着目する個人税制です。

19 番の資料では「包括所得税 4」のタイプで、拠出控除・運用益非課税・給付全額課税を特徴とする所得税ですが、これを原則税制とするのが「支出税」です。消費のような支出ではない拠出は原則非課税ないし控除ですから、積立金課税の必要はありません。運用益もその支出は給付時まで行われませんので非課税です。その代わりに、支出に充てられる給付は全額課税の対象となります。

これを税額計算してみますと、拠出段階は拠出控除で 1600、運用段階は非課税でゼロ、給付段階は給付全額 2800 の課税で税額 560、その現在価値 400 となり、税額合計の現在価値は 2000 となって、「包括所得税 1・2・3」を 114 下回る優遇税制であること、そして、「包括所得税 3」との比較で、この優遇つまり減税が積立金課税の非課税から生じていることが分かります。

お気づきの方が多いと思いますが、この支出税の考え方はしばしば、E E T 方式、Exempt、Exempt、Tax 方式と呼ばれており、おそらく一番有名な適用例はアメリカのトラディショナル I R A であります。アメリカの退職所得勘定 I R A で当初から認められた課税方式が、この拠出控除、運用益非課税そして給付全額課税という支出税方式でした。アメリカの連邦所得税は日本の所得税よりも原則税制の度合いが強いため、それだけ、支出税方式による退職所得貯蓄への奨励効果が評価されたものと思います。

日本でも現在は実際に特別法人税が停止されており、しかも、企業年金の給付にも公的年金等控除が適用されますので、仮に一つのケースとして公的年金等控除を給付額よりやや低い 2200 に設定して税額計算をしてみますと、19 番の資料の一番右「現行実施税制」のように、税額合計の現在価値は 1686 で、包括所得税より 428、支出税より 314、さらに減税されます。

ここで、改めて指摘するまでもなく、現在のこの企業年金税制は、理屈は異なるにしても、賦課方式公的年金の老齢年金に対する最優遇税制にほかなりません。それだけ、やはり、特別法人税停止の影響が大きいわけで、私もそのとおりだと理解しています。ですから、今後の企業年金の奨励政策の柱として、企業年金制度の改善に加え、あるいは、もっと高いウェイトで、特別法人税の停止ではなく、廃止を求めるのも当然と思われる。

ただ、その場合の条件は何かというと、課税上の優遇度が公的年金と同じ扱いになりま

すので、17番の資料で強調したように、本当の意味で公的年金を補完する、少なくとも準公的年金といえるだけの企業年金の制度設計が必要になるはずですが、そうでなければ、税収の確保や公平性の確保にことのほか厳しい税制論議では、優遇税制の実現は困難と言わざるをえません。

制度改善の代表的な方向を言えば、「柔軟で弾力的な給付設計」が謳われている中では、いずれも難しい公的規制の強化という課題ばかりですが、ポータビリティの一層の拡充や資産運用の改善に加えて、制度設置・加入の義務性の強化、一時金選択・取得の制限、有期年金から終身年金への移行、外部監査の強化などです。

このような、準公的年金の実態に向けた公的規制の強化をあえて注文するのは、なによりも長寿化が進んで、退職後の余命が以前よりはるかに長期化し、長期にわたる安定した年金の確保が切実な課題になっているからです。退職一時金として取得し、自ら運用しようとしても、今日では、運用利率の低下や資産運用のリスクから、長期にわたり安定した収益を確保するのは至難のわざです。やはり、規模の大きな制度と専門家の資産運用知識を重視すべきです。

その点で、さきほども少し触れましたが、やや気になることがあります。企業年金部会で、「柔軟で弾力的な給付設計」という見直し方向が打ち出されていることです。確かに、基本は労使の自主的な交渉、協定ですから、できるだけ柔軟で弾力的な給付設計が望ましいとは思いますが。ただ、それが例えば、DCとDBのハイブリッド型であるとか、キャッシュ・バランス型であるとか、そういう意味での柔軟さならばよいのですが、任意性の強調、一時金の取得、支給年齢の弾力化などの柔軟性となると、税制上の奨励優遇措置を求める立場には逆行する恐れがあるからです。

この後、時間やテーマの都合で、20番と21番の資料の説明は省略させていただきます。そこで、次は22番の資料を見て下さい。これまでは、年金税制という視点からアプローチをして、企業年金の普及拡大および準公的年金に向けた制度設計と税制改正の方向を論じてきましたが、しかし、おそらく多くの方が気にしているように、幾ら企業年金の制度設計や税制を改善しても、現在の退職所得税制がこのままであれば、一時金の年金化は到底実現は困難と考えられることです。

やはり、年金税制を議論するのであれば、退職所得税制もセットで議論しなければならないのです。実際、退職所得税制に関しては、戦前から議論があり、戦後、そして、最近もしばしばその見直しが議論されてきましたが、抜本的な改革はなかなか難しいようです。



まず、申し上げたいのは、現在、退職所得つまり退職金に対しては総合所得税からの分離課税、勤続年数による特別控除、そして、控除後所得の2分の1課税という三重の税制上の措置が取られております。ただし、これを全部、優遇と言うつもりはありません。累進税率のもとで一時に例えば2,000万というような多額な所得を受領し、そのまま全額に累進税率が適用されれば、大変重い税負担になってしまうからです。例えば、一時所得や山林所得に、何らかの平均課税の制度が設けられているように、退職所得税制にも平均課税の工夫は必要なのです。

山林所得の場合は、何十年もかかって木を育てて、それを伐採したときに一挙に所得が課税されると、大変重い負担になってしまうので、分離課税とした上で、5年にわたって所得を分割して課税するという、5分5乗法という平均課税の方法がとられています。しかし、退職所得への分離課税、寛大な特別控除、2分の1課税というのは、平均課税を超えた過大な優遇減税措置ではないかというのが率直な印象であります。

このような退職税制が形成されたもっとも大きな理由は、すでに述べた、所得税率の強い累進度でした。戦後に話を限りますが、昭和20年代の後半以降、所得税の最高税率は70%に引き上げられ、税率段階数も15段階から20段階、加えて、地方税が10段階ぐらいあって、極めて高い累進度を持つ税率表でした。

22番の下の表(4)を見てください。これはつい最近の状況しか記載してありませんが、1974年の所得税の最高税率は75%で段階数が19、さらに住民税の最高税率が18%で段階数が13、あわせて最高税率が93%です。これにはさすがに課税の上限がありますが、このような税率構造では、累進税下の平均課税は必然的に強化されることになります。

こうして、退職所得への手厚い平均課税の仕組みが定着したのですが、今は、当時に比べますと、所得税も住民税もその最高税率が大きく下がり、段階数も大きく減って、累進度が大きく低下しておりますので、以前のような手厚い平均課税は必要性がなくなっているのではないかと。また、雇用慣行や形態の変化などから、事実上、長期の継続勤続を奨励する、報奨金のような寛大な特別控除も労働市場の実態に合わなくなっているのではないかと。

実際、5～6年前と思いますが、税制調査会の議論で、2分の1課税は短期任期役員の給与抑制および退職金加算という形での恰好の節税機会になっているという指摘があり、廃止に向けた議論が実って、最近の税制改正で廃止されております。やや乱暴な議論かもしれませんが、企業年金の制度設計と税制改正と併せて、退職所得税制の平均課税の度合

いを大幅に縮小する方向、例えば2分の1課税の原則廃止、あるいは特別控除の減額を模索すべきだと思っております。

従業員サイドでも、退職所得ないし退職金は、現役時代最後のボーナスとは考えず、退職後の長い老後生活での定期的で安定した「年金」と考えてほしいと思います。それが、実は、企業年金の準公的年金に向けた改革を促すもっとも強いインセンティブになるように思えます。

## V 給付付き税額控除と番号制

最後に、テーマが変わりますが、最近よく眼にする「給付付き税額控除」について、マイナンバーの話も絡めて、時間が許す範囲でざっと議論しておきたいと思っております。給付付き税額控除は、今、日本では消費税率の引き上げに伴う、低所得者向けのいわゆる逆進負担対策として、食料品の軽減税率適用という法制化された政府案に対し、野党や多くの論者が対案として主張していました。「いいとこどり」になりやすい外国産の新しいものに、私自身がやや保守的ということがあるかもしれませんが、この給付付き税額控除はその制度設計も導入も日本では大変難しいというのが、これからの私の議論であります。

日本で給付付き税額控除の導入について積極的な議論を展開している論者のほとんどが、そのモデル税制として念頭に置いているのが、アメリカで1970年代に導入された「勤労所得税額控除」で、23番の資料でその仕組みや論点を紹介しています。

そこで、前に一部お話ししたアメリカの社会保障や税制の特徴を思い出して下さい。例えば、日本やヨーロッパ諸国と違って、社会保障に児童手当がありませんし、税制に社会保険料控除制度がありません。実は、アメリカの勤労所得税額控除という税制は、累進的ではない賦課率のため、低賃金の労働者に特に重い年金保険料負担を軽減する目的で、つまり、社会保険料控除の代替制度として導入されました。また、税額控除額は扶養児童数を考慮しますので、同時に、児童手当の役割も担っているのです。

次に、アメリカでは、給与所得課税に年末調整がありませんし、利子も源泉分離課税ではありませんから、所得の低い人を含め、ほとんどの国民が確定申告で納税し、あるいは、還付を求めます。それで、アメリカの国税庁であるIRS、Internal Revenue Serviceはほとんどの国民の所得情報を持っているのです。これが、アメリカで低賃金就業者にターゲットを絞った勤労所得税額控除が実施できる基盤です。

ところが日本では、戦後、給与源泉課税の年末調整、申告利子の源泉分離課税、少額所

得の申告不要といった仕組みで、確定申告の原則を大部分骨抜きにしてきました。納税者も手間が省けるので歓迎してきました。そのため、意外と思われるかもしれませんが、日本の国税庁は申告とは特に無縁な低い所得層の所得情報をほとんど持っていないのです。これでは、低所得者対策としての給付付き税額控除は到底実施できません。

ちなみに、むしろ、低い所得層の所得情報をもっているのは地方の市町村です。例えば、給与の支払者が国税庁に支払調書を出す義務は年間支払額が 500 万円を超える場合ですが、市町村には低額でも調書を提出する義務があります。低所得者対策は、生活保護や社会福祉の行政を担当している地方こそ適任なのですが。

それでは、給付付き税額控除とはどのような仕組みであるのか、時間の関係でごく簡単に申し上げれば、23 番の資料の(1)表のように、要するに、賃金が上昇するにつれて税額控除額が高くなりますが、賃金がある水準に達すると横這いから減額に転じ、最終的には税額控除額がゼロになります。

例えば、「単身」の「児童なし」で見ますと、勤労所得の賃金 1 ドルへの税額控除 2 ドルから、賃金の増加につれて税額控除額も増えますが、賃金が 5700 ドル、日本円で 63 万円ぐらいになると、税額控除額は 438 ドルで頭打ちになり、その後は減少に転じます。特に書いてはありませんが、大体、1 万 0150 ドル、日本円で 112 万ぐらいが課税最低限ですので、そこまでは所得税はゼロです。賃金がさらにその少し上の 1 万 2,850、日本円で 141 万円まで上がりますと、ここで税額控除は打ち止め、ゼロになります。

通常、税額控除というのは、算出された納付税額が控除額の限度なのですが、先ほど触れたように、課税最低限以下の非納税者にも税額控除つまり還付金が認められるので、それが「給付」と称されるわけです。ちなみに、OECD の公式文書では、この種のタイプの税額控除は、Non-wastable tax credit、「無制限税額控除」が私の日本語訳で、本来そのほうが税務用語での意味がはっきりすると思います。「給付付き税額控除」という名称は意識が過ぎてあまり好きではありません。

時間の関係でごく概略しかお話しできませんでしたが、勤労所得税額控除の仕組みはこのようなものですので、23 番資料の(2)表のように、申告件数ベースで 4 分の 3、金額ベースではほぼ 9 割近くが、給付、要するに、非納税者や低税額納税者への還付金です。

なぜ、こうした手法が注目されるのか、大きな理由があります。最低賃金を上げますと、労使ともに社会保障負担が比例して増えますが、税額控除という税制を通じた還付金は賃金ではなく、賃金に対する補助金ですから、本人にも事業主にも社会保障負担は発生しな

いのです。したがって、追加の社会保障負担なしに、低い賃金の労働者は収入を増やすことができ、事業主は雇用を増やすことができるので、就業と雇用へのインセンティブになると評価されているのです。

ただし、アメリカの会計検査院の調査では、勤労所得税額控除の申告金額の約3割もが過大不正請求と指摘されており、扶養児童の拡大解釈、世帯単位からの逸脱、所得の過少申告などが原因とされています。このように、その実態はかなり問題のある制度ですから、先ほど言いましたように、児童手当も社会保険料控除もある日本で導入する必然性は必ずしも高くはないと言わざるをえません。

しかも、低所得者対策の税額控除といっても、アメリカでは対象が就業者に限定されているのに対して、日本では目的が消費税の逆進負担緩和ですから、対象は全国民にまで拡大しなければならない。ところが、これも前に述べたように、低い所得層の所得情報を国税庁はほとんど持っていない。現状では、実行不可能な税制です。

そこで、多くの論者から、実行可能な税務行政の基盤になると期待されているのが番号制、マイナンバーの実施ということになります。スウェーデンやデンマークの北欧型の所得税行政では、国民番号を記載した法定調書をほとんど全部の所得受払いに厳格に義務づけ、これによって、課税庁が国民の所得情報をほとんど全部把握した上で、課税庁の方で申告書を記入作成して、納税者宛てに送り、納税を求めます。これを記入済み申告書方式といいます。

日本では、課税最低限以下の非納税にまですべて申告を求めるのはおよそ無理な話ですから、新たに実施される番号制、マイナンバーを使って、国税庁が国民の所得情報を漏れなく把握し、国税庁の方が給付対象の低所得者の認定とその給付額を決定して給付するという申告不要の方式がどうも考えられているようです。ただ、これは私の想像です。給付付き税額控除の導入を主張する論者のほとんどは抽象的なアイデアしか述べていませんので。

それでは、マイナンバーがそこまで効果的に使えるのかというと、実は大いに疑問があります。昨年、私が年金総研のシンポジウムで強調した点であります。まず第一に、鍵を握るのは番号制ではなく、所得情報を記載した法定調書の適用範囲にあることです。

マイナンバーを税務で活用する場合、日本のこれからの課題は、24番の資料の(4)で記載したように、給与にせよ、利子配当にせよ、報酬などにせよ、法定調書の提出不要制度が大変広い範囲に及んでいるので、それらを見直し、提出義務に変える必要があります。

法定調書を義務づけないと、マイナンバーはあっても、所得情報は得られないからです。

第二に、スウェーデンやデンマークのように徹底して番号記載の法定調書を税務上活用している国でも事業所得は適用除外であることです。サラリーマンへの給与支払いや金融資産保有者への利子配当の支払いと違って、自営業者の事業取引は日々の多様かつ煩雑な取引ですから、売買の都度、支払調書を税務署に出す義務を課すのは実際には無理なので、24番の資料のように、事業所得に法定調書の提出を義務づけている国はありません。

25番の資料を見ていただきたい。番号があっても、法定調書が適用されないため、事業所得が把握できないことを実証した調査資料です。アメリカのIRSは数年おきに「Tax-Gap 申告・納税漏れ」に関する厳格な調査を行っており、その一番最近の調査の集約的な結果が下の(2)表とその棒グラフです。結論は極めて単純明快です。源泉徴収と法定調書がダブルで適用される給与の過少申告率が1%程度に過ぎないのに対し、源泉徴収がなく法定調書もほとんど適用されない自営業や農家の事業所得の過少申告率は実に56%にも達するのです。

日本では、厚生年金と国民年金、組合・協会健康保険と国民健康保険、こうした被用者と非被用者に分かれた社会保険制度がしばしば問題視され、例えば、所得比例年金への一本化のような統合論が主張されますが、こうした所得把握の大きな格差を考慮すれば、統合論はむしろ不公平を助長するものと考えます。まずは正すべきは所得把握の格差なのです。

所得の把握に大きな漏れがあることを念頭において、次の26番の資料を見て下さい。未定稿と断りましたように、完璧な資料とはなかなか言えないほど、多種多様な低所得者対策が社会保障分野には法定されています。この講演では、社会保障の財源制約の厳しさを述べてきましたが、財源制約が厳しいほど、公平で重点的な給付配分が、また、支払能力に応じた公平な負担が望まれます。

本当に困窮状態にある人たちに、できるだけ社会保障給付は手厚くする、あるいは、社会保険料や医療の自己負担は所得の低い人たちには、できるだけ少なくする、こういう配慮が社会保障全体に及んでいるわけであります。

国民年金の保険料の免除や軽減もそうでありますし、医療関係では国民健康保険や後期高齢者医療制度での所得割比例分の保険料や所得に応じた自己負担割合と限度額、あるいは、介護保険料や保育料金の所得等に応じた段階区分など、課税と非課税、現役並みか否か、所得の多寡などに応じて、実に多様で詳細な低所得者対策が設けられています。

しかし、先ほど言いましたように、例えば、ここできちんと把握されている所得の多寡なるものは、はっきり言えば実は、給与と年金ぐらいなのです。利子には支払調書が出ませんので、把握できません。少額の配当や報酬には申告不要制度があるので、把握は難しい。ですから、低所得とは事実上、給与と年金が少額の人または世帯を意味します。所得制限で実際、資産所得はあまり算入されませんし、事業所得は把握漏れに疑問が持たれています。ましてや、保有資産は全く考慮されません。

資産は考慮しないのは当然と思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、保有資産の中にはいつでも消費に転換できる流動性が高く取引コストも低い資産があるわけです。それも全くカウントされない上に、給与と年金ぐらいしかきちんと把握できないとなると、低所得の認定の信頼度はあまり高くないと言わざるを得ません。

最後に、それに輪をかけて、信頼度を揺るがす話があります。このような低所得の判定基準である課税状況や所得状況をどのような法定資料で証明しているかという点、ほとんどの場合、それは地方の個人住民税所得割であります。住民税所得割で規定された課税ないし非課税、総所得金額の多寡などで判定されるのです。

ところが、地方税制の柱である住民税所得割なる地方所得課税は、御存じの方もいらっしゃると思いますが、国の所得税のように源泉徴収と確定申告によって本年の所得に課税する「現年所得課税」ではなく、前年の所得に課税する「前年所得課税」なのです。

それは、27番の資料に図示したように、地方これは市町村のことですが、国の所得税における給与の年末調整や最終的な確定申告という納税事務の完了を待って、その課税資料を市町村の税務課に持ち帰り、それをベースに住民税の課税所得と納税額を計算し、住民に納税を求めるという手続きを踏むためです。この手続きに時間がかかるため、本年のしかもその後半から、前年所得にかかる税額の納付を求める結果になります。

例えば、平成27年分の所得に対する地方住民税の決定と徴収は、この平成28年6月から始まります。新入社員は地方税がかからないと大喜びし、退職する人はもう退職したのに思いがけず重い地方税がかかって落胆するという話が昔からあったのです。

もう少し深刻な前年所得課税の影響を申し上げますと、私はある奨学財団で奨学生選考に関与いたしますが、本暦年の前半、つまり、一番大事な入学や進学のと時期に奨学金に応募する学生や生徒の申請書類に添付された所得証明書の所得は、何と2暦年前のものなのです。前年の所得でさえ、その証明が出るのは早くも6月以降だからです。前々年の所得を基準に、本年の保険料額を決める、あるいは、本年の受給資格や受給額を決める、とい

うのは、大きな時間的なズレからみて、およそ合理性や公平性に欠けます。

今日の日本で、給付の重点化と公平化、また、保険料や自己負担の公平化を重視する発想は確かに大事でよくわかりますが、そのためには、所得課税における所得の把握や包括的な所得算入を徹底するとともに、地方の住民税所得割を証明に使うのであれば、現年所得課税への転換を行う必要があります。社会保障の重点化と公平化の基礎は国・地方所得税の抜本改革にあるのです。

今日、税制と社会保障というテーマで強調したかったのは、社会保障が税制に左右される現状です。公費財源の確保、給付水準の調整、給付や負担の配分基準など、税制および税務行政に大きく左右されているのです。したがって、逆に言えば、税制と税務行政がきちんとしていないと、社会保障の財源の確保も、給付や負担の公平な配分も確保できないのです。

最後は駆け足になりましたが、長時間、ご清聴ありがとうございました。

# 税制と社会保障—年金を中心として—

東京大学名誉教授 宮島 洋

## はじめに 税制と社会保障との多面的関連

- ・ 社会保障・公費財源としての租税
- ・ 社会保障給付の租税・社会保障負担
- ・ 積立方式年金の原則税制と政策税制
- ・ 税制に依拠する低所得者対策の公平性

## I. 日本の高齢化と財政、社会保障—1990年代以降の転位—

- ① 社会保障・財政の国際比較からみた日本—顕著な特異性—
- ② 1990年代以降の日本財政・社会保障—高齢化とバブル崩壊—
- ③ 財政・行政から見た日本の社会保障制度—財政支出と公費—
- ④ 社会保障財源と一般会計財政の推移—社会保障と税の一体改革—

## II. 社会保障公費財源としての付加価値税—歴史と仕組み—

- ① 付加価値税発展の歴史—戦時税制から欧州共通税へ—
- ② 第二次大戦後の経済成長と高齢化—社会保障財源のVAT—
- ③ EU付加価値税の確立—国境税調整廃止と標準税率指令—
- ④ 一般売上税(付加価値税)の国際比較—税率と税収—

## III. 社会保障給付の課税—給付水準のマクロ国際比較—

- ① 社会保障給付の課税—所得課税・賦課保険料・消費課税—
- ② 課税と社会保障給付水準—グロス(税込)とネット(税抜)—
- ③ 国際比較にみる世界の社会保障—手厚い北欧社会保障の意味—
- ④ 現物社会保障給付の付加価値税—仕入控除方式の「非課税」—

## IV. 年金・退職金の課税原則と政策税制—包括所得税と支出税—

- ① 包括所得税の課税原則と賦課方式年金—世代間扶養の扱い—
- ② 企業年金(積立方式年金)の課税原則—拠出・運用・受給—
- ③ 企業年金積立金への特別法人税—課税根拠と廃止条件—
- ④ 退職所得税制の仕組みと再検討—平均課税と優遇税制—

## V. 給付付き税額控除と番号制—低所得者対策と所得把握—

- ① 消費税の逆進負担緩和策—軽減税率と給付付き税額控除—
- ② 給付付き税額控除の課題—所得概念・把握、控除単位、行政—
- ③ マイナンバーによる所得把握—IRS, Tax-Gap調査と課税情報—
- ④ 地方税依存・社会保障と公平性—前年所得課税の歪みとズレ—



# 1. 高齢化基準で見た国民負担率・租税負担率の時系列国際比較

・横軸・高齢化進展度合で日本は世界的にも異例な速さ。高齢化済みの西欧、なお高齢化緩慢なアメリカの最近の動きは小さい。比較できるのはイタリア。

・負担(財源)でイタリアと比較した日本の社会保障の困難さは、1990年代後半以降の急速な高齢化にバブル崩壊(経済停滞と公的財源低迷)が重なったこと。

・特に、長期経済停滞における金利・賃金の低迷に加え、自然減収と積極減税による租税負担率の低下傾向(財政赤字の拡大傾向)の影響が大きい。

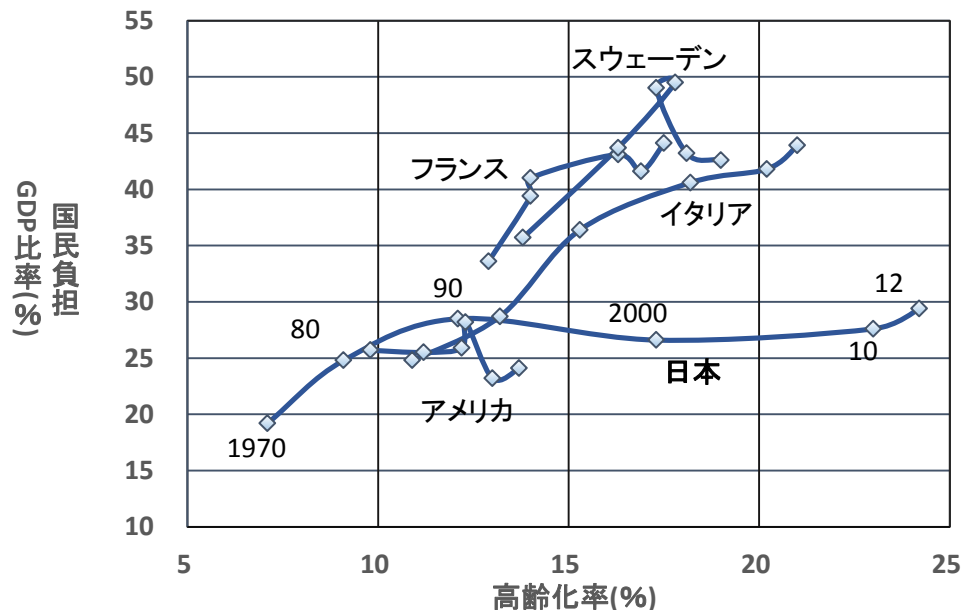
## 主要国の高齢化と国民負担率・租税負担率

単位: %

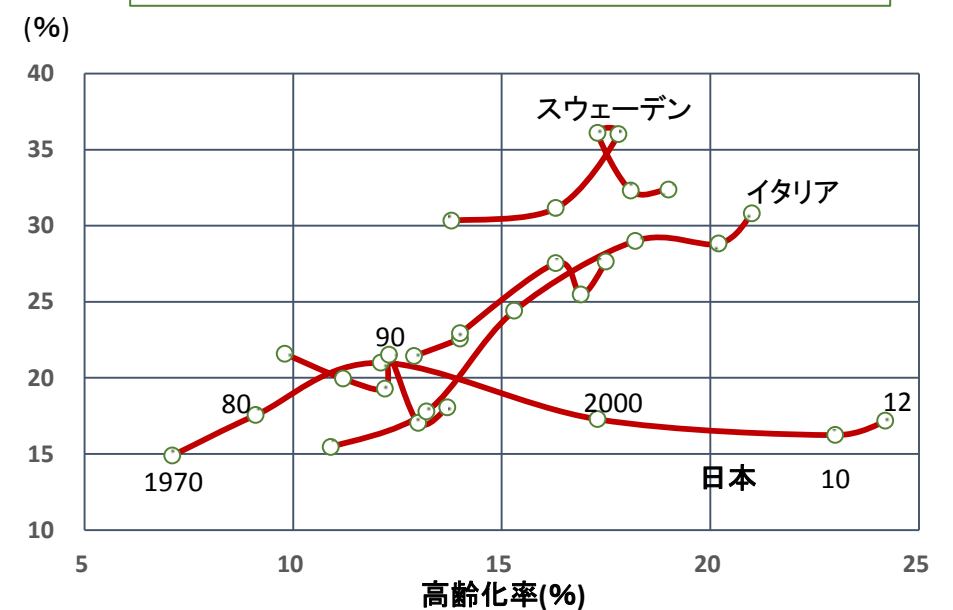
	日本			アメリカ			イタリア			フランス			スウェーデン		
	高齢化率	国民負担率	租税負担率	高齢化率	国民負担率	租税負担率	高齢化率	国民負担率	租税負担率	高齢化率	国民負担率	租税負担率	高齢化率	国民負担率	租税負担率
1970	7.1	19.2	14.9	9.8	25.7	21.6	10.9	24.8	15.5	12.9	33.6	21.4	13.8	35.7	30.3
1980	9.1	24.8	17.5	11.2	25.5	19.9	13.2	28.7	17.8	14.0	39.4	22.6	16.3	43.7	31.2
1990	12.1	28.5	21.0	12.2	25.9	19.3	15.3	36.4	24.4	14.0	41.0	22.9	17.8	49.5	36.0
2000	17.3	26.6	17.3	12.3	28.2	21.5	18.2	40.6	29.0	16.3	43.1	27.5	17.3	49.0	36.1
2010	23.0	27.6	16.2	13.0	23.2	17.0	20.2	41.8	28.8	16.9	41.6	25.5	18.1	43.2	32.3
2012	24.2	29.4	17.2	13.7	24.1	18.1	21.0	43.9	30.8	17.5	44.1	27.6	19.0	42.6	32.4

備考:「高齢化率」は、総人口に占める65歳以上人口の割合。「国民負担率」は租税・社会保険料負担の対GDP比率、「租税負担率」は租税負担の対GDP比率  
出所: OECD, Revenue Statistics 2015、国立社会保障人口問題研究所「人口問題研究」

高齢化率・国民負担率の長期推移: 1970・80・90/2000・10・12



高齢化率・租税負担率の長期推移: 1970・80・90/2000・10・12



## 2. 日本の高齢化基準からみた社会支出・租税負担・社会保障負担等の推移

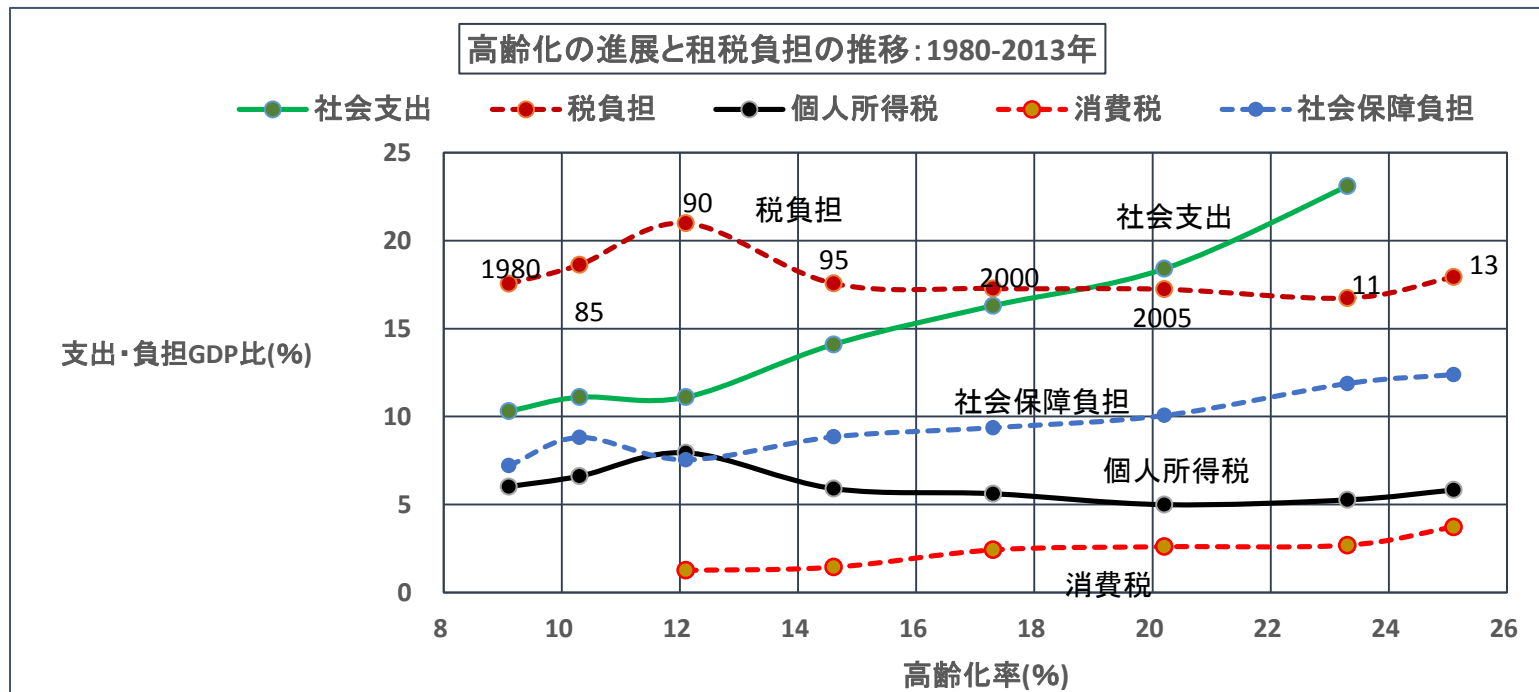
- ・社会支出データのとれる1980年から最近まで、日本の高齢化基準からみた社会支出・公的負担の推移における特徴は以下のとおり。
- ・急速な高齢化による社会支出の一貫した上昇傾向、逆に、特に1990年以降の税負担低下傾向が顕著。消費税は所得税減収の代替税源。
- ・社会保障負担は用途特定財源の性格、個別社会保険の制度改革、収支改善の努力等から緩慢ながら上昇傾向を確保してきた。

### 日本：高齢化と社会支出・租税負担・社会保障負担の推移(%)

	高齢化率	社会支出	税負担	個人所得税	消費税	社会保障負担
1980	9.1	10.3	17.5	6.0		7.2
85	10.3	11.1	18.6	6.6		8.8
90	12.1	11.1	21.0	7.9	1.3	7.5
95	14.6	14.1	17.6	5.9	1.4	8.8
2000	17.3	16.3	17.3	5.6	2.4	9.4
5	20.2	18.4	17.2	5.0	2.6	10.1
11	23.3	23.1	16.7	5.3	2.7	11.9
13	25.1		17.9	5.8	3.7	12.4

備考：社会支出、国民負担等はGDP比率。2013年の社会支出はまだデータなし。

出所：OECD, Revenue Statistics 2015 and OECD, SOCX Database 2015

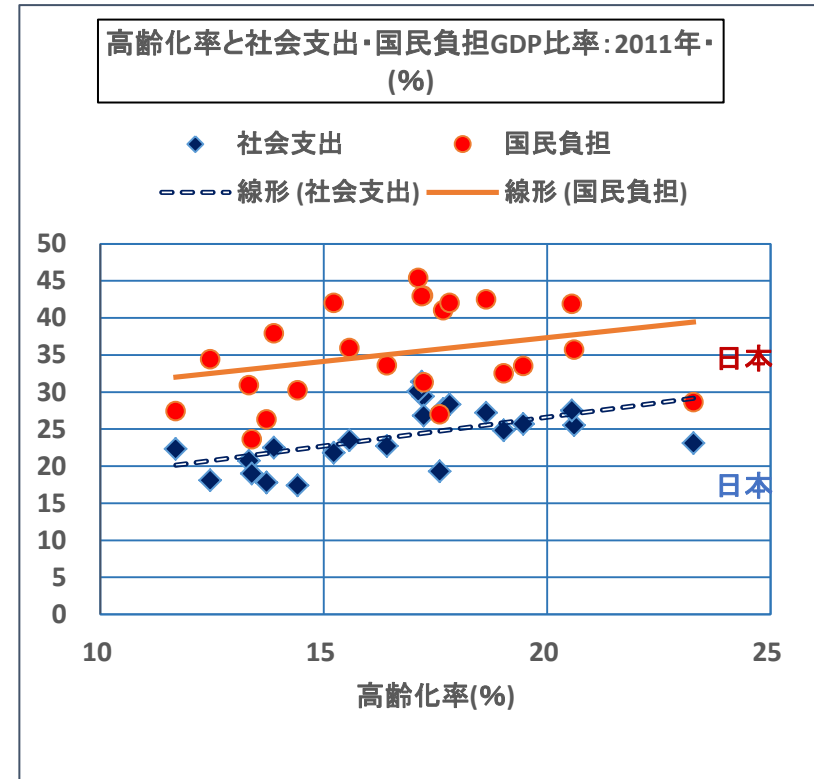


### 3. 高齢化基準で見た国民負担率および社会支出GDP比率の横断面国際比較—2011年—

- ・OECD加盟主要23カ国について、高齢化率を基準に社会支出GDP比率、国民負担率、租税負担率等の相関状況を散布図で観察。
- ・高齢化率に対し社会支出・国民負担率とも概ね右上がりの正相関の傾向がある。次にみるように、高齢者の所得保障(年金)・保健サービス(医療)が主な要因である。
- ・日本はいずれも近似線から大きく右下に外れた位置。1990年代以降の急速な高齢化とは裏腹に、国民負担率特に租税負担率の低迷が著しかったため。
- ・高齢化・人口減が進む中、公的生活保障を重視するならば、税・社会保障負担の大幅引き上げは不可避。困難ならば、企業・個人主体の生活保障努力が必要。

高齢化と社会支出・公的負担の相関(2011年) ※高齢化率以外はGDP比率(%)

	高齢化率	社会支出	国民負担	租税負担	社会保険料
オーストラリア	13.7	17.8	26.3	26.3	0.0
オーストリア	17.7	27.7	41.0	26.9	14.9
ベルギー	17.2	29.4	43.0	29.1	13.8
カナダ	14.4	17.4	30.2	25.6	4.6
デンマーク	17.1	30.1	45.4	45.3	0.1
フィンランド	17.8	28.3	42.0	30.0	12.1
フランス	17.2	31.4	42.9	26.6	16.2
ドイツ	20.6	25.5	35.7	21.9	13.8
ギリシャ	19.5	25.7	33.5	22.8	10.8
アイスランド	12.5	18.1	34.4	30.5	3.9
アイルランド	11.7	22.3	27.4	22.1	5.3
イタリア	20.6	27.5	41.9	29.0	12.9
日本	23.3	23.1	28.6	16.7	11.9
ルクセンブルグ	13.9	22.5	37.9	26.8	11.0
オランダ	15.6	23.5	35.9	22.1	13.8
ニュージーランド	13.3	20.7	30.9	30.9	0.0
ノルウェイ	15.2	21.8	42.0	32.8	9.3
ポルトガル	19.0	24.8	32.5	23.6	8.9
スペイン	17.2	26.8	31.3	19.6	11.7
スウェーデン	18.6	27.2	42.5	32.6	9.9
スイス	17.6	19.3	27.0	20.4	6.6
イギリス	16.4	22.7	33.6	27.3	6.3
アメリカ	13.4	19.0	23.6	18.1	5.5



備考1: 高齢化率(65歳以上人口割合): ベルギー、フランス、イタリア、ノルウェイ、アメリカは近接年資料から推計

備考2: 国民負担率: GDP に対する税・社会保険料合計の比率

社会支出: 施設費を含み、管理費は含まない社会保障関連支出

資料出所: 高齢化率 国立社会保障人口問題研究所「人口問題研究」

社会支出 OECD SOCX Database 2015

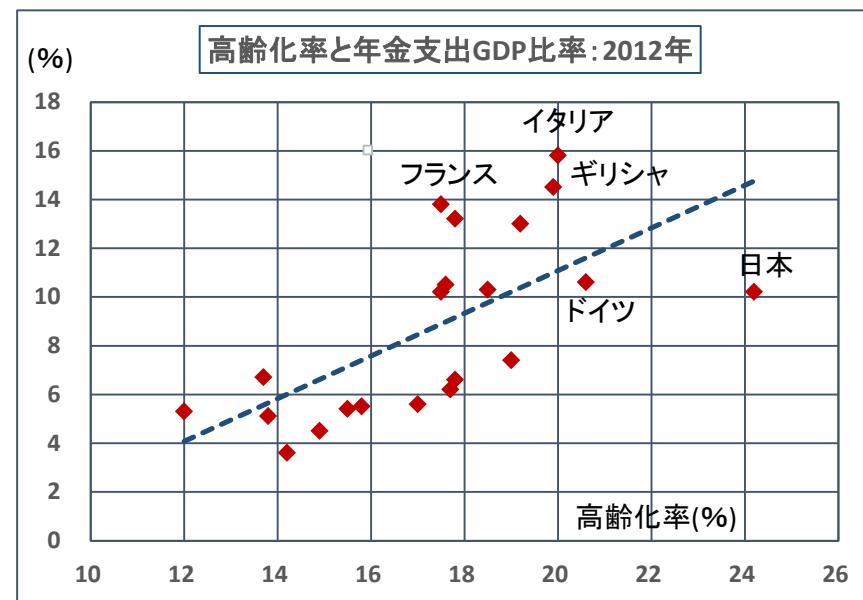
国民負担・税負担 OECD Revenue Statistics 2015

#### 4. 主要分野別社会支出(公的プログラム)の国際比較

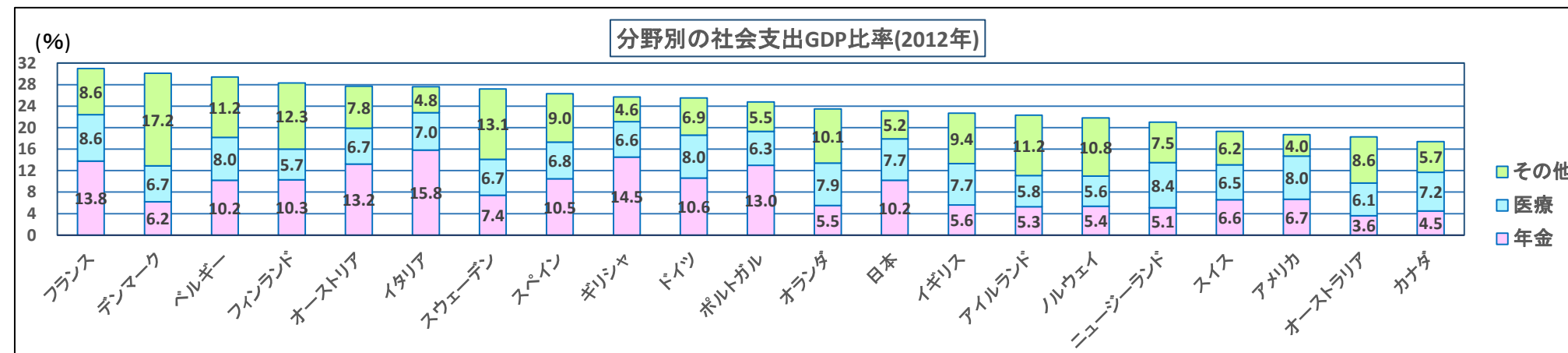
- ・分野別社会支出では、各国とも年金と医療が二本柱。特に年金は高齢化率に連動する。国民負担率の高い西欧・北欧では児童・家族手当、福祉支出等が多い。
- ・急速な高齢化により高齢化率も格段に高くなった日本では、限られた資金・人的資源を最重要の目的に集中せざるをえなかった結果、年金・医療で8割近くを占める。
- ・長期・理念では、高齢偏重から若年充実(子育て・労働・住宅)への転換が成長戦略からも望まれるが、生活保障の緊急性、二重負担問題等から難しい課題。

主要国の分野別社会支出GDP比率(2012年:合計降順) (%)

	高齢化率	年金	医療	他所得補助	他社会サービス	合計
フランス	17.5	13.8	8.6	4.7	3.0	31.0
デンマーク	17.7	6.2	6.7	7.9	7.0	30.1
ベルギー	17.5	10.2	8.0	8.2	2.1	29.4
フィンランド	18.5	10.3	5.7	6.5	4.8	28.3
オーストリア	17.8	13.2	6.7	5.1	1.9	27.7
イタリア	20.0	15.8	7.0	3.3	1.0	27.6
スウェーデン	19.0	7.4	6.7	4.5	7.5	27.2
スペイン	17.6	10.5	6.8	6.5	2.2	26.3
ギリシャ	19.9	14.5	6.6	3.0	1.3	25.7
ドイツ	20.6	10.6	8.0	3.8	2.4	25.5
ポルトガル	19.2	13.0	6.3	4.2	0.6	24.8
オランダ	15.8	5.5	7.9	6.4	2.6	23.5
<b>日本</b>	<b>24.2</b>	<b>10.2</b>	<b>7.7</b>	<b>2.3</b>	<b>2.7</b>	<b>23.1</b>
イギリス	17.0	5.6	7.7	5.1	3.9	22.7
アイルランド	12.0	5.3	5.8	8.3	2.1	22.3
ノルウェー	15.5	5.4	5.6	5.3	4.9	21.8
ニュージーランド	13.8	5.1	8.4	5.1	2.1	21.0
スイス	17.8	6.6	6.5	4.1	1.6	19.3
アメリカ	13.7	6.7	8.0	2.4	1.4	18.7
オーストラリア	14.2	3.6	6.1	4.8	3.5	18.3
カナダ	14.9	4.5	7.2	4.6	0.9	17.4



備考1:年金は遺族・障害年金を含む。他所得補助は勤労人口への失業手当、児童手当等。他社会サービスは福祉・住宅サービス等、出所:OECD, Social Expenditure Update (November 2014)。高齢化率は、国立社会保障人口問題研究所「人口問題研究」



## 5. OECD年金報告における被用者の公的年金・義務的企業年金の所得代替率

- ・人口・財政環境を考慮すれば、日本の公的年金の給付水準は中程度か。税方式年金の北欧や個人拠出のオランダで義務的企業年金の役割が大きい。
- ・今後の高齢化の進展に、保険料上限の固定および公費財源の制約を見通せば、公的年金を補完できる老後所得保障の一層の制度整備が必要に。
- ・欧米の先例によれば、準(補完)公的年金としての企業年金の普及・充実がまず望まれる。年金制度の分権化による政治リスクの軽減という意義も大きい。
- ・企業年金の義務化・充実は労働費用の増大を招くが、それが優遇税制の拡大の根拠でもある。国民全体では個人DC(又はIRA)の拡大と税制優遇を考慮すべき。

### 被用者の公的・義務的企業老齢年金の所得代替率(%)

一平均賃金労働者ケース

(合計降順)

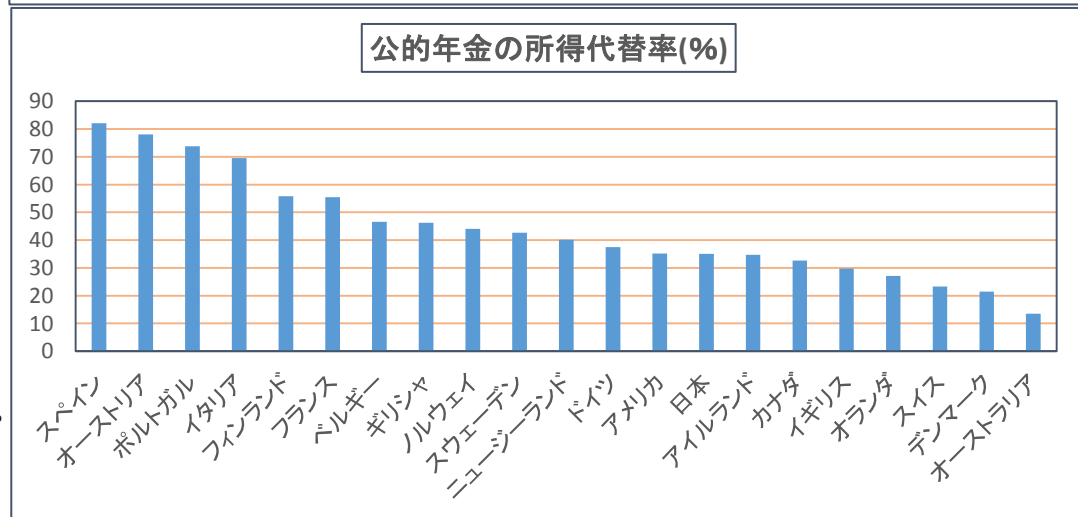
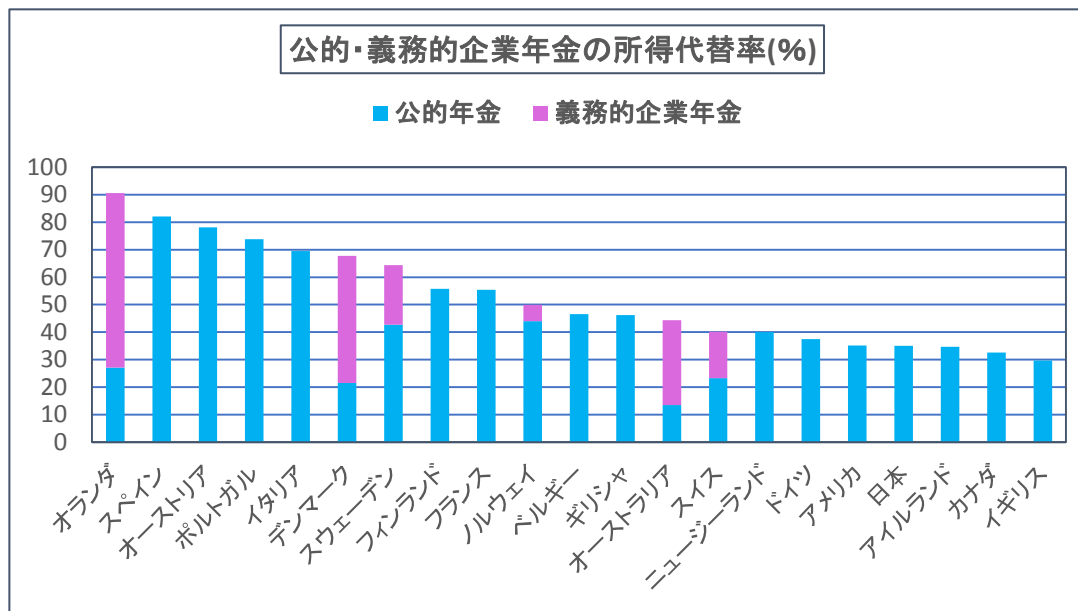
	公的年金	義務的企業年金	合計
オランダ	27.1	63.4	90.5
スペイン	82.1		82.1
オーストリア	78.1		78.1
ポルトガル	73.8		73.8
イタリア	69.5		69.5
デンマーク	21.5	46.3	67.8
スウェーデン	42.7	21.7	64.4
フィンランド	55.8		55.8
フランス	55.4		55.4
ノルウェイ	44.0	5.9	49.8
ベルギー	46.6		46.6
ギリシャ	46.2		46.2
オーストラリア	13.5	30.9	44.5
スイス	23.3	16.9	40.2
ニュージーランド	40.1		40.1
ドイツ	37.5		37.5
アメリカ	35.2		35.2
日本	35.1		35.1
アイルランド	34.7		34.7
カナダ	32.6		32.6
イギリス	29.7		29.7

備考1: 被用者は民間産業部門の単身雇用者で、20歳で就業し給付年齢までのフルキャリア(40年勤続)をもつ。

備考2: 2014年度適用の年金制度と共通一定の経済前提の下でモデル計算した給付額で、実際の給付額ではない。被用者賃金への代替率はグロス概念である

備考3: 義務的(mandatory)企業年金とは、被用者の少なくとも85%がカバーされている企業年金である。日本には事例はないが、そもそもこの資料には企業年金の報告が全くない。むしろ日本で普及している退職一時金は除外されている。

資料出所: OECD, Pension at a Glance 2015、141頁



## 6. 労働費用構成の国際比較からみた福利厚生費、特に法定外福利費の状況

- ・国際競争力の有力指標となる労働費用の国際比較は、為替レートの変動等の換算問題が大きく、一応資料はあるが、信頼できる報告は難しい。
- ・為替レート等に影響されない労働費用構成をみると、法定福利費ではフランス、法定外福利費ではオランダの高い割合が目立っている。
- ・日本では退職後余命の伸び等を考慮し、公的年金への補完要件の整備を条件に、退職金の年金化を税制面からさらに促進する必要がある。

### 労働費用別費目構成(製造業)

	現金給与	法定福利費1)	法定外福利費2)	退職金等費用	教育訓練費他3)	労働費用計
日本(2011)	79.7	11.1	2.4	6.2	0.6	100.0
アメリカ(2014)	77.0	7.9	10.4	4.7	0.0	100.0
イギリス(2012)	82.3	8.1	6.2	0.7	2.7	100.0
ドイツ(2012)	76.9	14.1	7.2	0.2	1.6	100.0
フランス(2012)	62.8	26.3	4.7	3.1	3.1	100.0
オランダ(2012)	75.1	10.3	12.1	0.0	2.5	100.0
スウェーデン(2012)	66.6	20.8	8.0	0.0	4.6	100.0

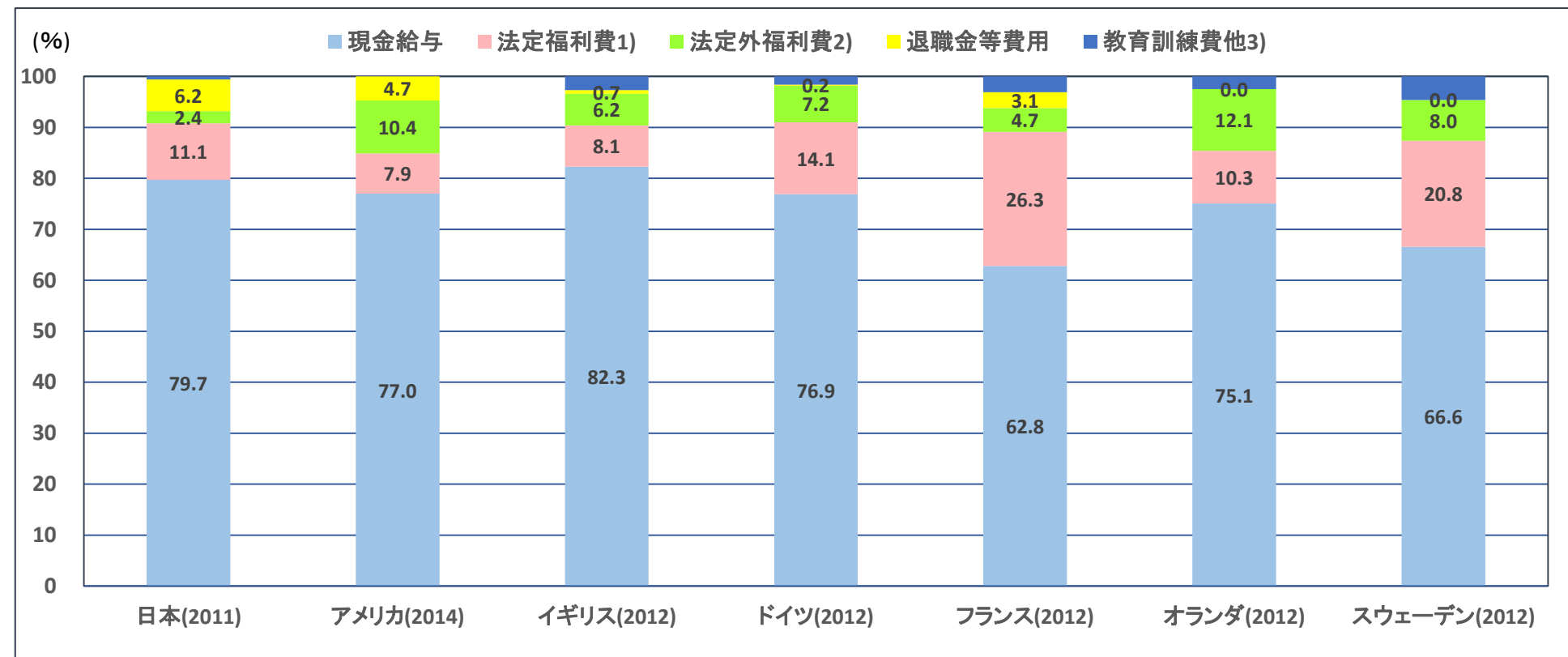
注1)法定されている公的保険への拠出社会保険料

注2)法定外の年金・生命・健康等保険への拠出保険料

注3)教育訓練費の他、現物給付、募集費、補助金等を含む

備考1: 日本・アメリカは企業規模計、EU諸国は10人以上企業

出所: 労働政策研究・研修機構「国際労働比較 2015データブック」



## 7.OECD加盟主要国の税制(社会保険料を含む)比較からみた日本税制の特徴(2013年)

・公費の支柱・租税収入GDP比率は21カ国で最低である。比較的高い8番目の社会保険料GDP比率を加えた国民負担率でも16番目である。

・異例の低い税負担率の維持が国民の選択ならば、所得保障、介護・福祉サービス、公教育・奨学金、生活環境整備等の質量が劣るのやむをえない。

・国際比較で目立つ低い負担率は一般売上税(消費税)だけではなく、個人所得税も同様である。高い課税最低限と地方税の低税率が基本原因である。

・単一国家・分権モデル北欧では現物サービス給付を担う地方の所得税が高負担で有名。日本の住民税率も地方権限だが、行使せず常に国補助を要請。

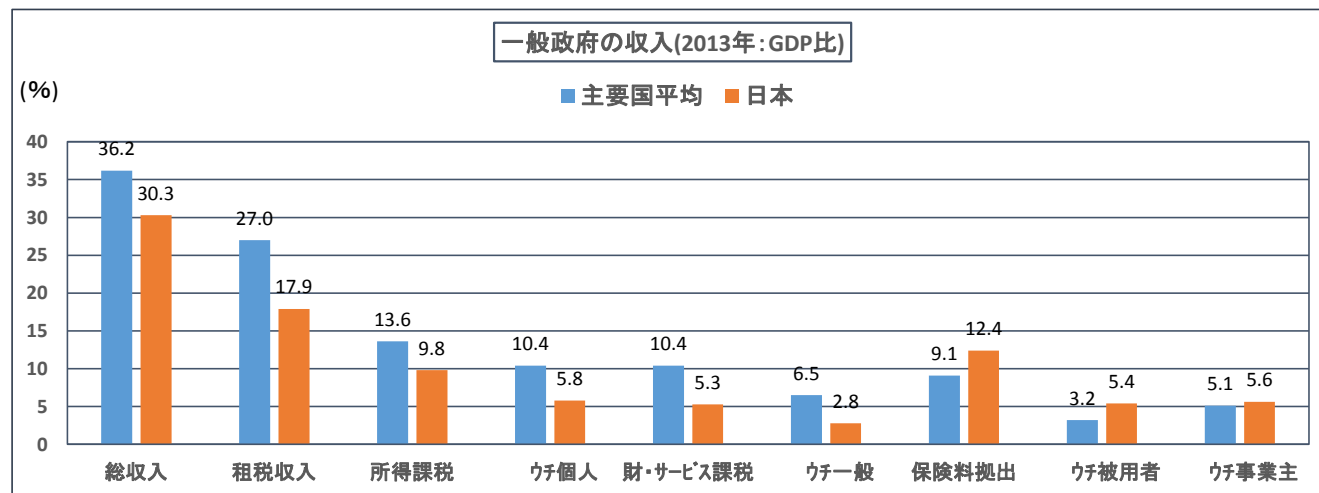
### (1)租税・社会保険料収入の国際比較(2013年暦年：%)

(租税収入GDP比率の降順)

GDP比	国名	租税収入 合計	個人・法人所得課税		財・サービス課税		社会保険料 合計	被用者		事業主	総収入
			小計	うち個人	小計	うち一般		被用者	事業主		
	デンマーク	47.5	29.8	26.1	15.4	9.6	0.1	0.0	0.0	47.6	
	スウェーデン	32.9	14.8	12.2	12.2	9.1	10.0	2.7	7.2	42.8	
	ニュージーランド	31.4	17.4	11.9	12.0	9.4	0.0	0.0	0.0	31.4	
	フィンランド	31.1	15.2	12.8	14.5	9.3	12.6	2.9	8.8	43.7	
	ノルウェー	31.0	18.7	9.9	11.1	7.7	9.5	3.7	5.8	40.5	
	イタリア	30.8	14.5	11.7	11.5	5.8	13.1	2.4	8.8	43.9	
	ベルギー	30.5	15.9	12.8	10.8	7.0	14.2	4.2	8.7	44.7	
	フランス	28.3	10.9	8.4	10.8	7.1	16.7	4.1	11.3	45.0	
	オーストリア	27.9	12.3	9.7	11.7	7.7	14.6	5.9	6.8	42.5	
	オーストラリア	27.5	15.7	10.8	7.8	3.6	0.0	0.0	0.0	27.5	
	イギリス	26.7	11.7	9.1	10.8	6.9	6.2	2.4	3.6	32.9	
	カナダ	25.7	14.5	11.2	7.4	4.3	4.8	1.9	2.7	30.5	
	ポルトガル	25.6	11.2	7.8	12.9	8.1	8.9	3.8	5.1	34.5	
	アイルランド	23.9	11.7	9.3	9.7	5.9	5.2	1.9	3.0	29.0	
	ギリシャ	23.7	7.6	6.1	13.5	7.3	10.7	4.4	4.6	34.4	
	ドイツ	22.6	11.3	9.5	10.2	7.0	13.9	6.2	6.5	36.5	
	オランダ	21.7	9.1	7.2	10.9	6.5	15.0	6.6	4.9	36.7	
	スペイン	21.4	9.6	7.3	9.2	5.8	11.3	1.8	7.8	32.7	
	スイス	20.1	12.4	8.5	6.0	3.5	6.7	3.1	3.1	26.9	
	アメリカ	19.3	12.0	9.8	4.4	2.0	6.1	2.7	3.1	25.4	
	日本	17.9	9.8	5.8	5.3	2.8	12.4	5.4	5.6	30.3	
	21国単純平均	27.0	13.6	10.4	10.4	6.5	9.1	3.2	5.1	36.2	

備考：租税等は国・地方合計。社会保険料合計には自営業等非被用者拠出も含む。

出所：OECD, Revenue Statistics 2015 Database



### (2)日本と北欧の地方所得税税率

(2015年：%)

	各地方平均	最低-最高
日本	10.0	10.0
デンマーク	24.90	22.5-27.8
医療税込み	32.90	30.5-35.8
フィンランド	19.84	16.5-22.5
スウェーデン	31.99	29.19-34.7

備考：北欧諸国の地方所得税は労働・年金所得への比例税であり、医療・福祉を担う地方が事情に応じて税率を定めることができる。

出所：OECD, Tax Dataset ,2015

## 8. 社会保障財源の主要財源別構成の推移

・社会保障の制度改革や景気の変動によって、財源構成に変動はあるものの、拠出制社会保険が中心をしめる日本では、労使折半原則の社会保険料拠出財源が主柱である。

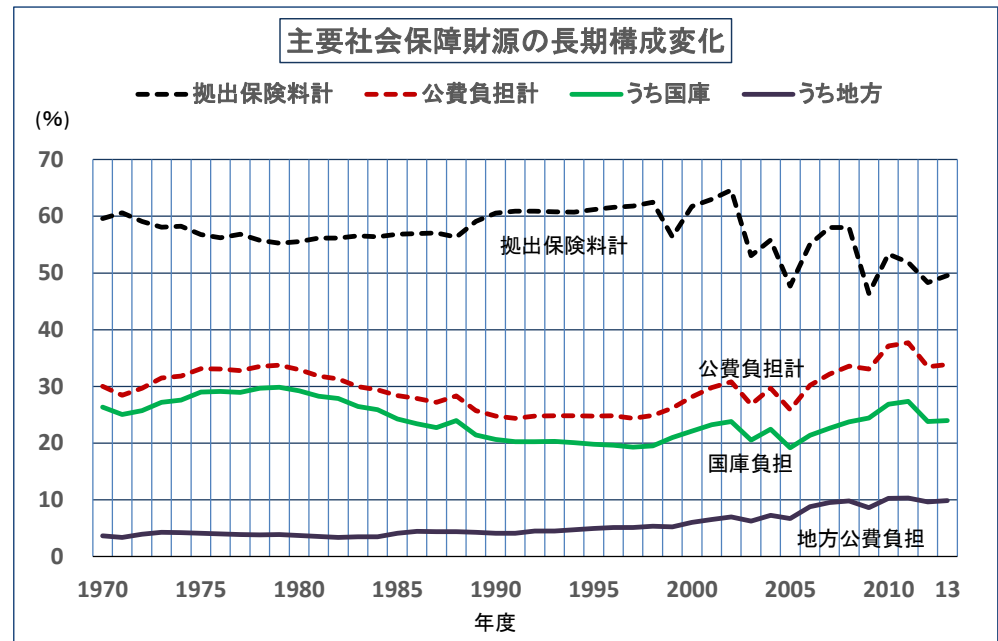
・近年、公費負担割合の高い介護保険や後期高齢者医療制度の導入、基礎年金国庫負担の引上げ等の制度改革から社会保障財源に占める公費負担(国庫負担、地方負担)が上昇傾向に。

### 社会保障財源の項目別推移:総額(億円)と構成割合(%)

年度	拠出保険料計	公費負担計	うち国庫	うち地方	総額
1970	59.6	30.0	26.4	3.6	54,681
	60.6	28.4	25.1	3.4	64,978
	59.1	29.7	25.7	3.9	77,877
	58.1	31.5	27.2	4.3	98,202
	58.3	31.8	27.6	4.2	134,988
1975	56.8	33.1	29.0	4.1	167,375
	56.2	33.1	29.1	4.0	200,483
	56.8	32.8	28.9	3.9	234,987
	55.7	33.5	29.7	3.8	269,571
	55.3	33.7	29.9	3.9	298,251
1980	55.6	32.9	29.2	3.7	335,258
	56.2	31.8	28.3	3.5	374,123
	56.2	31.3	27.9	3.4	400,793
	56.6	29.9	26.5	3.5	419,642
	56.4	29.4	25.9	3.5	445,384
1985	56.8	28.4	24.3	4.1	485,773
	56.9	27.9	23.4	4.5	512,442
	57.1	27.2	22.8	4.4	533,637
	56.3	28.4	24.0	4.4	573,062
	59.1	25.7	21.5	4.3	594,093
1990	60.5	24.8	20.6	4.1	652,777
	60.9	24.4	20.3	4.1	697,067
	60.9	24.8	20.3	4.5	727,924
	60.8	24.8	20.3	4.5	756,149
	60.7	24.8	20.1	4.7	782,298
1995	61.2	24.8	19.8	4.9	836,962
	61.6	24.8	19.7	5.1	856,017
	61.8	24.4	19.3	5.1	886,810
	62.5	24.9	19.5	5.4	879,834
	56.4	26.2	21.0	5.2	967,210
2000	61.7	28.2	22.1	6.0	890,477
	63.0	29.8	23.2	6.5	891,119
	64.6	30.8	23.8	7.0	864,271
	53.0	26.8	20.5	6.3	1,029,701
	55.8	29.7	22.4	7.3	962,627
2005	47.7	25.9	19.2	6.7	1,159,045
	55.1	30.2	21.4	8.8	1,030,030
	58.0	32.2	22.6	9.6	989,794
	58.0	33.6	23.7	9.8	999,357
	46.4	33.1	24.4	8.6	1,206,613
2010	53.3	37.2	26.9	10.3	1,096,212
	51.8	37.7	27.4	10.3	1,159,284
	48.3	33.5	23.8	9.7	1,270,925
13	49.6	33.9	24.0	9.8	1,270,594

備考:総額には資産収入、その他収入を含む

資料出所:国立社会保障人口問題研究所「平成25年度 社会保障費用統計」(平成27年10月)、44-45頁





## 9. 1990年度以降の国一般会計財政の推移

—長期停滞・デフレ経済における急速な高齢化の進展—

- ・日本財政全体の傾向を決定する国一般会計のバブル崩壊からアベノミクスまで25年間の決算推移は以下のとおり。ポイントは急速な高齢化の中での税収の低迷と社会保障支出(国庫負担)の増加。
- ・成長鈍化による所得課税の自然減収と景気政策減税から税収割合の低下傾向。その逆の面を示す公債依存度の上昇傾向が明瞭に読み取れる。消費税への期待は分かるが。
- ・この逆相関がストレートに現れたのは社会保障関係費のほぼ一貫した着実な増加傾向による。特に、一般歳出(政策経費)に占める割合は、1990年度の30%から、2014年度には50%に大きく上昇。

### 一般会計歳入・歳出決算の推移

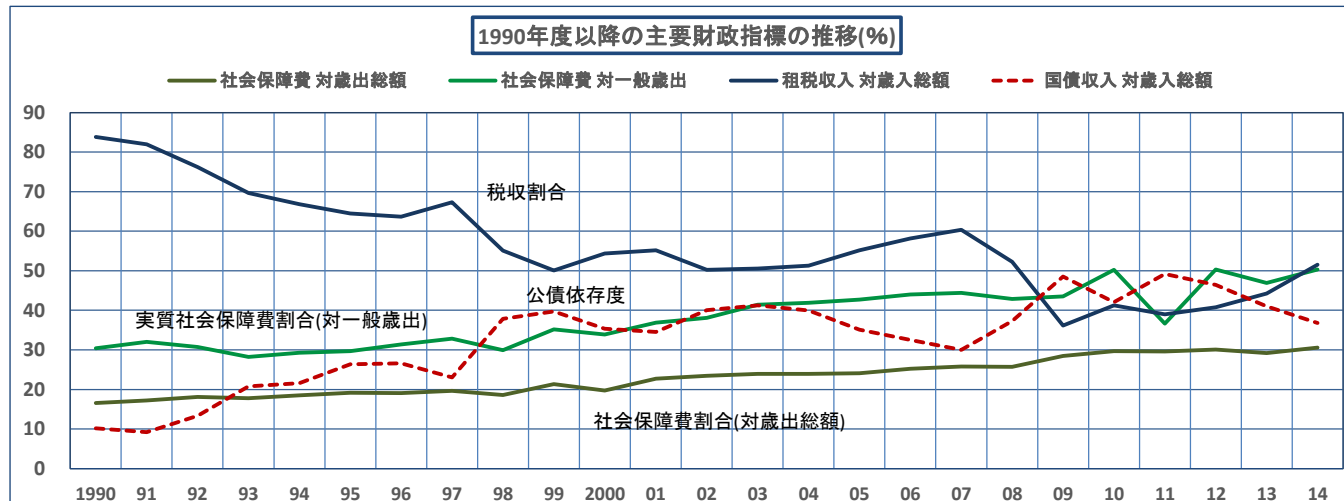
金額単位:億円

年度	歳出総額	一般歳出(政策経費)			地方交付税	国債費	歳入総額	租税収入	国債収入 (財政赤字)	公債			基礎的 財政収支	年度末普通 国債残高
		社会保障関係費								建設公債	赤字公債	特別公債		
1990	692,687	377,409	114,805	159,308	143,142	717,035	601,059	73,120	63,431	9,689		70,022	1,663,379	
91	705,472	379,401	121,500	158,002	155,366	729,906	598,204	67,300	67,300	0		88,066	1,716,473	
92	704,974	414,599	127,557	142,037	146,284	714,660	544,453	95,360	95,360	0		50,924	1,783,681	
93	751,025	472,617	133,463	139,498	137,142	777,312	541,262	161,740	161,740	0		▲ 24,598	1,925,393	
94	736,136	464,153	136,034	120,687	134,222	763,390	510,300	164,900	123,457	41,443		▲ 30,678	2,066,046	
1995	759,385	490,091	145,429	123,021	128,204	805,572	519,308	212,470	164,401	48,069		▲ 84,266	2,251,847	
96	788,478	479,726	150,323	139,450	160,838	818,090	520,601	217,482	107,069	110,412		▲ 56,644	2,446,581	
97	784,703	468,986	153,855	154,810	159,258	801,704	539,415	184,580	99,400	85,180		▲ 25,322	2,579,875	
98	843,918	523,887	156,582	143,046	176,985	897,827	494,319	340,000	170,500	169,500		▲ 163,015	2,952,491	
99	890,374	540,638	190,224	124,445	202,719	943,763	472,344	375,135	131,659	243,475		▲ 172,416	3,316,687	
2000	893,210	520,461	176,364	149,149	214,461	933,610	507,125	330,040	111,380	218,660		▲ 115,579	3,675,547	
01	848,111	522,766	192,914	158,038	158,289	869,030	479,481	300,000	90,760	209,240		▲ 141,711	3,924,341	
02	836,743	515,943	196,326	164,791	156,003	872,890	438,332	349,680	91,480	258,200		▲ 193,677	4,210,991	
03	824,160	475,922	197,201	173,988	155,440	856,228	432,824	353,450	66,930	286,520		▲ 198,010	4,569,736	
04	848,968	484,388	202,860	176,621	175,149	888,975	455,890	354,900	87,040	267,860		▲ 179,751	4,990,137	
2005	855,196	482,132	206,031	174,406	187,360	890,003	490,654	312,690	77,620	235,070		▲ 125,330	5,269,279	
06	814,455	467,076	205,550	167,010	180,369	844,127	490,690	274,700	64,149	210,549		▲ 94,331	5,317,015	
07	818,426	476,205	211,410	149,316	192,904	845,535	510,182	253,820	64,040	193,380		▲ 60,916	5,414,584	
08	889,112	532,919	228,313	156,792	199,401	889,112	464,290	331,680	69,750	261,930		▲ 132,279	5,459,356	
09	1,009,734	659,553	287,162	165,733	184,448	1,071,142	387,331	519,550	150,110	369,440		▲ 335,102	5,939,717	
2010	953,123	562,599	282,489	187,903	195,439	1,005,346	414,868	423,030	76,030	347,000		▲ 227,591	6,281,558	
11	1,007,154	812,647	297,777	194,507	196,277	1,099,795	428,326	540,480	63,680	344,300	112,500	▲ 344,203	6,623,594	
12	970,872	580,088	291,976	168,847	210,107	1,077,620	439,314	500,492	114,290	360,360	25,842	▲ 290,385	6,910,195	
13	1,001,889	622,936	292,320	175,535	212,935	1,060,447	469,529	434,545	70,140	338,370	26,035	▲ 221,610	7,396,775	
2014	988,135	599,665	301,709	170,963	221,857	1,046,791	539,707	384,929	65,770	319,159		▲ 163,072	7,684,358	

備考1: 基礎的財政収支(国債外収入-国債費外歳出=国債費-国債収入)

備考2: 普通国債: 建設国債、特例国債、一般会計承継国債等

資料出所: 財務省「決算の説明」各年度



## 10. 主として公費(財政・租税)財源からみた日本の社会保障制度の特徴—2013年度実績—

・社会保障の財政制度は「一般財政」と「社会保険(特別会計)」に区分される。「一般財政」運営は国一般・地方普通会計、財源「公費」は財政支出で、その財源は公債金を含む。  
 ・社会保障総財源の9割、「公費」は7割が社会保険制度に投入。社会保障固有収入の4割弱、社会保険財源の3割弱を占める公費の約7割は国庫負担(国一般会計支出)。  
 ・この一般会計支出財源の確保が、いわゆる一体改革での消費税増税の意義であるが、拠出原則と保険料財源を旨とする社会保険への公費投入が基本的な論点である。  
 ・公費割合が高いのは「他制度から移転(拠出・支援)」も高い国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金。共通点は非被用者保険、本人拠出、保険料軽減措置等。

### 主要制度別の社会保障財源の構成:2013(平成25)年度実績

(億円・%)

社会保障制度	運営 制度	収入 総額	他制度 からの 移転割合	固有収入 合計	構成 比	一般財政制度財源(公費負担)						社会保険(特別会計)制度				
						公費 合計			国 費		地方 費		拠出保険料		資産収入等	
						金額	構成比	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
生活保護	一般・地方普通会計	36,675	0.0	36,675	2.9	36,675	8.5	100.0	27,511	75.0	9,164	25.0	0	0.0	0	0.0
社会福祉	一般・地方普通会計	45,208	0.0	45,208	3.6	45,208	10.5	100.0	21,264	47.0	23,944	53.0	0	0.0	0	0.0
公衆衛生・公費医療	一般・地方普通会計	7,370	0.0	7,370	0.6	7,370	1.7	100.0	6,081	82.5	1,290	17.5	0	0.0	0	0.0
雇用対策	一般会計	1,759	0.0	1,759	0.1	1,759	0.4	100.0	1,744	99.1	16	0.9	0	0.0	0	0.0
戦争犠牲者援護	一般会計	5,742	0.0	5,742	0.5	5,742	1.3	100.0	5,742	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
家族手当	一般・普通・特別会計	24,829	0.0	24,829	2.0	20,139	4.7	81.1	12,716	51.2	7,423	29.9	4,380	17.6	0	0.0
社会保険合計		1,459,336	21.3	1,149,011	90.4	313,337	72.8	27.3	230,032	20.0	83,304	7.3	625,382	54.4	210,601	18.3
協管掌健康保険	特別法人	95,307	0.0	95,307	7.5	13,544	3.1	14.2	13,544	14.2	0	0.0	81,542	85.6	221	0.2
組管掌健康保険	特別法人	87,413	0.0	87,413	6.9	365	0.1	0.4	365	0.4	0	0.0	79,964	91.5	7,084	8.1
国民健康保険	地方特別会計	137,101	<b>29.8</b>	96,255	7.6	54,910	12.8	<b>57.0</b>	36,082	37.5	18,828	19.6	35,891	37.3	5,453	5.7
後期高齢者医療制度	地方広域連合	139,200	<b>39.9</b>	83,609	6.6	69,646	16.2	<b>83.3</b>	45,273	54.1	24,373	29.2	10,246	12.3	3,717	4.4
介護保険	地方特別会計	91,710	<b>27.1</b>	66,817	5.3	47,056	10.9	<b>70.4</b>	20,560	30.8	26,496	39.7	18,242	27.3	1,516	2.3
厚生年金保険	特別会計	469,454	2.9	455,999	35.9	83,809	19.5	18.4	83,809	18.4	0	0.0	250,472	54.9	121,717	26.7
国民年金	特別会計	219,194	<b>78.2</b>	47,795	3.8	21,730	5.1	<b>45.5</b>	21,730	45.5	0	0.0	16,178	33.8	9,888	20.7
雇用保険	特別会計	23,977	0.0	23,977	1.9	1,703	0.4	7.1	1,703	7.1	0	0.0	21,674	90.4	601	2.5
労働者災害補償保険	特別会計	11,479	0.0	11,479	0.9	3	0.0	0.0	3	0.0	0	0.0	7,929	69.1	3,547	30.9
私立学校振興・共済事業団	特別法人	9,306	0.8	9,227	0.7	1,131	0.3	12.3	1,064	11.5	67	0.7	6,265	67.9	1,831	19.8
国家公務員共済組合	特別法人	25,465	3.3	24,613	1.9	2,813	0.7	11.4	2,813	11.4	0	0.0	19,530	79.4	2,270	9.2
地方公務員等共済組合	特別法人	76,283	2.7	74,232	5.8	6,651	1.5	9.0	32	0.0	6,620	8.9	55,127	74.3	12,454	16.8
合計		1,580,919	19.6	1,270,594	100.0	430,230	100.0	33.9	305,089	24.0	125,141	9.8	629,762	49.6	210,601	16.6

※「構成比」は各収入項目の制度別の構成割合であり、「割合」は各収入項目の固有収入合計に占める割合である。なお、合計にはILO基準では広義公的に分類される厚生年金基金、個人年金基金を含む。

備考1: 支出合計は給付費、管理費、その他経費(人件費・物件費は除く)の合計であり、財源合計はその他収入を含んでいる。二重計算を避けるため制度間移転は除外している。

2: 家族手当には、児童手当の他、児童扶養手当および特別児童扶養手当を含む。

3: 戦争犠牲者援護は旧軍人遺族恩給費、遺族・留守家族等援護費等

4: 「財政制度財源」および「社会保険制度財源」における「割合」は、各制度別の財源合計に占める割合である。

資料出所: 国立社会保障・人口問題研究所「平成25年度 社会保障費用統計 2013」、平成27年10月

# 11. 国際租税史における付加価値税とその現状

一戦時と好況の産物一

- ・第一次大戦の戦費調達に独仏等で一般売上税が導入され、戦後もインフレ対策や復興財源として西欧で維持された。非常時で政治問題は小さい。
- ・第二次大戦後のEC結成・拡大で加盟国義務共通税に。貿易円滑化に向け、課税累積型取引高税からインボイス税額控除・輸出免税型付加価値税に転換。
- ・1960年代以降の早期高齢化が社会保障財源の大幅増を要請する一方、西欧経済の安定成長が逆進税増税の許容度を高め、基幹税・付加価値税が確立した。
- ・EU成立・税関廃止により国境税調整(加盟国間の税率相違を輸出還付・輸入課税で調整する仕向地方式)が廃止され、最低共通標準税率15%が定められた。

## 主要OECD加盟国における一般売上税の沿革と付加価値税の現状

	加盟年	国名	一般売上税導入履歴		VAT 導入		標準税率の推移(%)				2015年:国内取引税制				税収 GDP比率 (2014)	
			導入年	タイプ	年	標準税率	1980	1990	2000	2005	標準税率	軽減税率	ゼロ税率	税額控除		
EU	EC (EEC :1957)	フランス	1917	小売売上税	1968	16.7	17.6	18.6	20.6	19.6	20	2.1/5.5/10	-	インボイス	7.2	
		ドイツ	1916	取引高税	1968	10	13	14	16	16	19	7	-	インボイス	7.0	
		オランダ	1934	製造売上税	1969	12	18	18.5	17.5	19	21	6	-	インボイス	6.5	
		ルクセンブルグ	1922	取引高税	1970	8	10	12	15	15	17	3/8/14	-	インボイス	7.3	
		ベルギー	1921	取引高税	1971	16	16	19	21	21	21	6/12	○	インボイス	6.9	
		イタリア	1919	取引高税	1973	12	15	19	20	20	22	4/10	○	インボイス	6.0	
	拡大 EC	1973	デンマーク	1962	卸売売上税	1967	10	22	22	25	25	25	-	○	インボイス	9.7
			アイルランド	1963	卸小売売上税	1972	16.4	25	23	21	21	23	4.8/9/13.5	◎	インボイス	6.2
			イギリス	1940	卸売売上税	1973	10	15	15	17.5	17.5	20	5	◎	インボイス	6.9
		1981	ギリシャ	1937	製造売上税	1987	18	-	18	18	18	23	6.5/13	-	インボイス	7.3
			1986	ポルトガル	1966	卸売売上税	1986	16	-	17	17	19	23	6/13	-	インボイス
				スペイン	*	取引高税	1986	12	-	12	16	16	21	4/10	-	インボイス
	EU	1995	フィンランド	1941	製造売上税	1969	11.1	16.28	21.2	22	22	24	10/14	○	インボイス	9.2
			スウェーデン	1941	小売売上税	1969	11.1	23.5	23.5	25	25	25	6/12	○	インボイス	9.1
			オーストリア	1923	取引高税	1973	16	18	20	20	20	20	10/12	-	インボイス	7.7
EU外OECD		ノルウェー	1934	製造売上税	1970	20	20	20	23	25	25	8/15	○	インボイス	7.8	
		ニュージーランド	1933	卸売売上税	1986	10	-	12.5	12.5	12.5	15	-	○	インボイス	9.7	
		日本	1948-49	取引高税	1989	3	-	3	5	5	8	-	-	アカウント	3.7	
		カナダ	1923	製造者売上税	1991	15(7)	-	-	15(7)	15(7)	13	-	◎	インボイス	4.4	
		スイス	1941	卸売売上税	1995	6.5	-	6.5	7.5	7.6	8	2.5/3.8	○	インボイス	3.5	
		オーストラリア	1930	卸売売上税	2000	10	-	-	10	10	10	-	◎	インボイス	3.6	
非付加価値税		※アメリカ	1932	州小売売上税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	

\* スペインの一般売上税導入年は不明

備考1: 国内取引ゼロ税率欄の◎印は、対象に食料品が含まれる場合である。

備考2: 日本の税率は地方消費税を含む。2017年4月より軽減税率、2021年4月よりインボイス方式を導入予定

備考3: カナダの税率は主要な州売上税を含む(連邦付加価値税は5%)。

資料: OECD, VAT/GST and Excise Rates, Trends and Administration Issues, OECD March 2015

## 12. 付加価値税の標準税率および税収GDP比率の推移

- ・日本の場合、目的(間接税改革、赤字対策)、時期(石油危機後の世界的低成長)、国際環境(共通税外圧なし)の下で導入。増税は困難な課題。現に困難さの実感。
- ・1980年代後半以降の低成長下で導入した国は逆進税への不満から総じて税率が低い。ニュージーランドはVAT切替と資産調査なし税方式社会保障が大幅増収増を。
- ・日本の消費税は導入の困難さから、異例の低税率に加え、異例の帳簿方式の採用、免税点の高さなど中小事業者への配慮が顕著。これが消費税の改革を難しくする。
- ・日本の消費税は課税対象が広く、低税率でも税収力は比較的高かったが、軽減税率を導入すれば税収力は低下する。いずれにせよ、EU並みの税率・税収確保は困難。

(1)主要国の付加価値税・標準税率の推移

(単位 %)

	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
オーストラリア							10.0	10.0	10.0
デンマーク	15.0	20.25	22.0	22.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
フランス	20.0	17.6	18.6	18.6	20.6	20.6	19.6	19.6	20.0
ドイツ	11.0	13.0	14.0	14.0	15.0	16.0	16.0	19.0	19.0
イタリア	12.0	14.0	18.0	19.0	19.0	20.0	20.0	20.0	22.0
オランダ	16.0	18.0	19.0	18.5	17.5	17.5	19.0	19.0	21.0
ニュージーランド				12.5	12.5	12.5	12.5	15.0	15.0
スウェーデン	17.65	23.46	23.46	23.46	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
スイス					6.5	7.5	7.6	8.0	8.0
イギリス	8.0	15.0	15.0	15.0	17.5	17.5	17.5	20.0	20.0
日本				3.0	3.0	5.0	5.0	5.0	8.0

注: 空白は導入前。2010年のニュージーランド、スイス、ギリスの数値は2011年のもの。  
出所: OECD, Consumption Tax Trends 2015

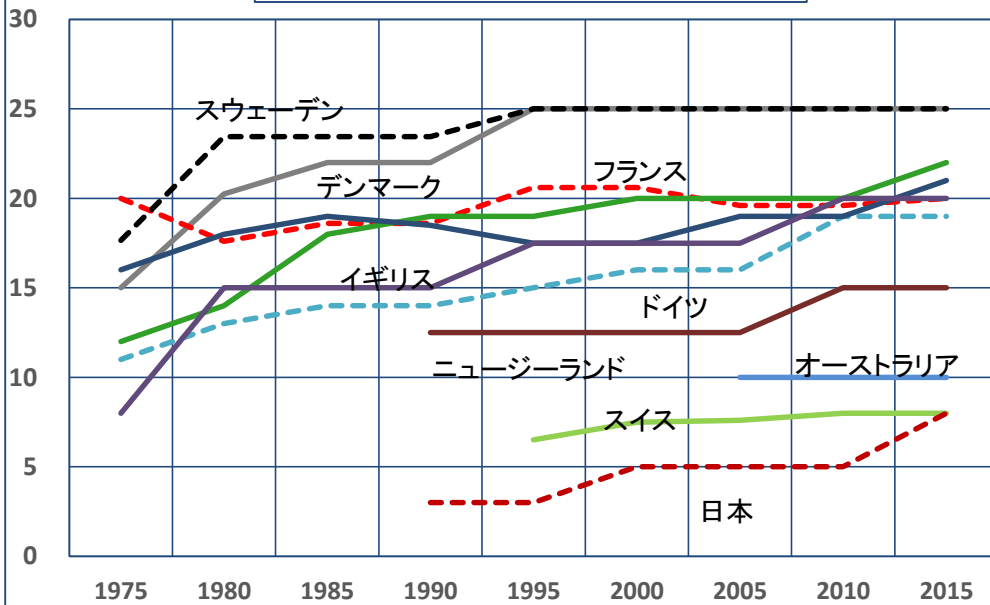
(2)主要国の一般売上税収GDP比率の推移

(単位 %)

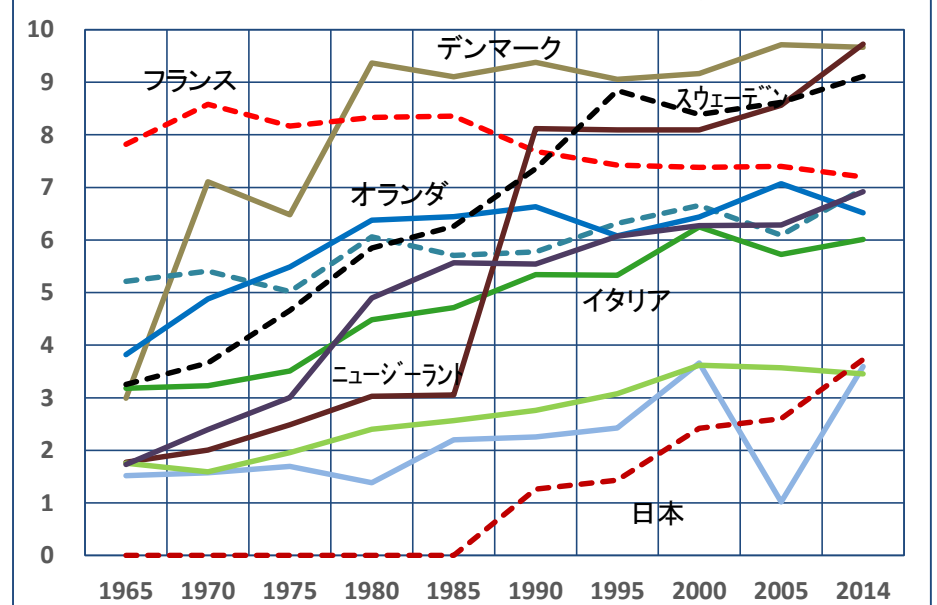
	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2014
オーストラリア										
デンマーク	1.52	1.57	1.69	1.38	2.20	2.26	2.43	3.66	1.02	3.59
フランス	2.99	7.11	6.48	9.37	9.10	9.38	9.05	9.16	9.71	9.67
フランス	7.82	8.58	8.17	8.33	8.36	7.68	7.43	7.38	7.40	7.20
ドイツ	5.21	5.41	5.02	6.06	5.70	5.78	6.32	6.66	6.09	6.98
イタリア	3.18	3.23	3.51	4.48	4.71	5.34	5.33	6.25	5.72	6.01
オランダ	3.82	4.88	5.49	6.38	6.44	6.63	6.08	6.44	7.07	6.52
ニュージーランド	1.78	2.01	2.49	3.03	3.05	8.12	8.09	8.09	8.56	9.73
スウェーデン	3.25	3.66	4.66	5.85	6.26	7.36	8.84	8.39	8.62	9.11
スイス	1.76	1.59	1.96	2.40	2.57	2.76	3.08	3.62	3.57	3.45
イギリス	1.73	2.40	3.00	4.89	5.57	5.55	6.07	6.27	6.29	6.92
日本	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.26	1.43	2.42	2.60	3.73

注: 白地部分は旧一般売上税、塗潰し部分が付加価値税。2014年のオーストラリアとオランダの数値は2013年のもの。  
出所: OECD, Revenue Statistics 2015

主要国の付加価値税・標準税率の推移(%)



主要国の一般売上税収GDP比率の推移(%)



### 13. 社会保障現金給付に対する所得税・社会保険料の賦課状況の国際比較

- ・1980年代以降、税収確保と中立性を求める所得税改革において、累進税率緩和とセットの課税ベース拡大で、社会保障現金給付への課税強化が進んだという。
- ・障害年金を含む老齢年金は概ねすべて賦課対象とされているが、多くの場合、特別控除や軽減税率が適用されている。デンマーク、スウェーデン等は通常課税。
- ・児童手当はほぼ全面的に非課税である。次世代支援という目的が特に重視されているためと考えられる。なお、アメリカは勤労税額控除である
- ・失業保険金は課税扱いが多いものの、軽減課税ないし実質非課税。公的扶助等の社会扶助金は殆どの場合、ミーンズ・テスト条件で非課税扱い。

#### OECD加盟国における社会保障現金給付等に関する課税上の取扱い(2005年)

	老齢・障害年金	児童手当	失業保険金	社会扶助金
オーストラリア	T(re)	N	T(n)・S(n)	-
オーストリア	T・S(re)	N	*	N
ベルギー	T(n)	N	T(n)	N
カナダ	T(re)	-	T	N
デンマーク	T	N	T・S(re)	T・S(re)
フィンランド	T・S(re)	N	T・S(re)	N
フランス	T・S(re)	N	T・S(re)	N
ドイツ	T・S(re)	tc	*	-
ギリシャ	T・S(re)	N	N	-
アイスランド	T	N	T・S	T・S
アイメランド	T・S(re)	N	T(n)	N
イタリア	T(re)	N	T・S(re)	-
日本 *	<b>T・S(re)</b>	<b>N</b>	<b>N</b>	<b>N</b>
ルクセンブルグ	T・S(re)	N	T・S(re)	T・S
オランダ	T(re)・S(re)	N	T・S	*
ニュージーランド	T	N	-	-
ノルウェイ	T(re)・S(re)	N	T・S	N
ポルトガル	T(re)	N	N	N
スペイン	T	N	T・S(re)	T(n)
スウェーデン	T	N	T・S	N
スイス	T	T	T・S(re)	N
イギリス	T(re)	N	T(n)・S(n)	N
アメリカ	T(re)	tc	T	N

[アルファベット記号の意味]

T: 個人所得課税の通常課税

S: 社会保険料拠出(SSC)の通常賦課

T(re): 個人所得課税の軽減課税

S(re): 社会保険料の軽減賦課

T(n): 所得控除、税額控除等により実質非課税

S(n): 所得控除等により実質保険料拠出免除

tc: 還付型税額控除

\*: 税引所得の比例給付(実質非課税)

N: 所得税・保険料拠出とも非課税・賦課免除

-: 特定税制なし、または、税制情報不明

\* 日本は障害年金は非課税

資料: W.Asema and N.Ladaque, How Expensive the Welfare State, OECD(2009), p.32

## 14. 日本における社会保障現金給付・拠出等の課税上の取扱い

- ・(1)(2)表: 社会保障現金給付は原則非課税であり、多くは所得税法の一般規定ではなく、社会保障法での個別規定である。唯一の例外は老齢年金で租税・社会保険料の賦課対象である。
- ・社会保障給付・非課税は、資力調査(厳格な所得制限)により受給資格が確認されている場合は是認できるが、「社会保障給付一般=救済」の既成観念がなお支配的であることは問題。
- ・遺族・障害年金、傷病手当、失業保険金など社会保険制度の給付は、資力調査を伴わないため一律非課税は公平性の点で問題が残る。前資料のように欧米で非課税は原則ではない。
- ・(3)(4)(5)表: 老齢年金への「公的年金等控除」の適用は、後の検討のように、まずは拠出・運用段階での課税関係から議論されるべきである。その上で、政策税制としてのあり方を考えたい。

### (1) 社会保障現金給付の所得課税上の取扱い

① 所得税法の非課税	9条①三	(イ)恩給法の増加・普通恩給、傷病給付(ロ)遺族の受ける恩給および年金 (ハ)地方公共団体の障害共済給付
② 生活保護法	57条	被保護者は保護金品を標準として租税その他の公課を課せられないことがない。
③ 児童福祉法	57条の三①	租税その他公課はこの法律により支給を受けた金品を標準としてこれを課することができない。
④ 児童手当法	16条	租税その他公課は児童手当として支給を受けた金銭を標準として課することができない。
⑤ 健康保険法	62条	租税その他公課は保険給付として支給を受けた金品を標準として課することができない。
⑥ 国民年金法	25条	租税その他公課は保険給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。ただし、老齢基礎年金についてはこの限りではない。
⑦ 厚生年金法	41条②	租税その他公課は保険給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。ただし、老齢厚生年金についてはこの限りではない。
⑨ 雇用保険法	12条	租税その他公課は失業給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。
⑩ 労働者災害補償保険法	12条の六	租税その他公課は保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。

### (2) 老齢年金への所得税・社会保険料の賦課

※特別徴収(地方の源泉徴収)

	対象 年金等	徴収・納付方法	源泉徴収対象外
国・所得税	公的年金等老齢年金: 65歳以上 120万円超	源泉徴収・確定申告	控除後所得なし
地方住民税(所得割)	65歳未満 70万円超	特別徴収(年金所得税額分)・普通徴収	年金年額18万円未満
介護保険料(65歳以上)	・世帯主年金受給額: 年額18万円以上	特別徴収(所得段階保険料・減免猶予措置)	年金額18万円未満
国民健康保険料(65-74歳)	・介護合算保険料が年金受給額の1/2以下	特別徴収・普通徴収	合算保険料が年金1/2超
後期高齢者医療保険料		特別徴収・普通徴収(均等・所得割軽減措置)	

### (3) 所得税における公的年金等控除の対象年金(一時金は退職所得)

公的年金・補完年金	35条3項一	国民年金、厚生年金、国家公務員共済組合金、地方公務員共済組合金、私立学校教職員共済年金等、厚生年金基金、国民年金基金等
恩給	35条3項二	恩給(一時恩給を除く)
確定給付企業年金	35条3項三	確定給付企業年金(一時金を除く)
特別法年金	35条3項政令	中小企業退職金共済年金、小規模企業共済年金
確定拠出年金	35条3項政令	個人型年金規約老齢給付

### (4) 所得税法における各種年金の社会保険料および掛金の所得控除

① 社会保険料控除(全額)	74条2 強制適用	健康保険、国民健康保険、高齢者医療制度、介護保険、労働保険、国民年金、厚生年金 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済、船員保険
	74条2 代行・補完	厚生年金基金、国民年金基金
② 小規模共済等掛金控除(全額)	75条: 任意	小規模企業共済、確定拠出年金(個人型、企業型マッチング拠出)
③ 生命保険料控除(限度あり)	76条: 任意	確定給付企業年金、税制適格特約個人年金保険

### (5) 法人税法における企業年金等の運用益・積立金の課税上の扱い

	運用益(退職年金等信託の受益者分配時課税)	退職年金積立金に対する(特別)法人税
① 厚生年金基金	12条1 運用益: 非課税	83条、84条1・2,87条 特別法人税(基準超過部分): 停止
② 確定給付企業年金	12条1 運用益: 非課税	83条、84条1・2,87条 特別法人税: 停止
③ 確定拠出年金: 企業型	12条1 運用益: 非課税	83条、84条1・2,87条 特別法人税: 停止
: 個人型	12条1 運用益: 非課税	83条、84条1・2,87条 特別法人税: 停止
④ 個人年金基金	12条1 運用益: 非課税	非課税
⑤ 個人年金保険	12条1 運用益: 非課税	非課税

## 15 社会保障給付課税: 社会保障給付のグロス(税込)概念とネット(税抜き)概念

- ・課税ベースの拡大により社会保障給付課税が西欧では広がってきた。従来の暗黙の非課税前提が崩れたため、給付の水準・財源等について課税を考慮した把握が必要になっている。
- ・北欧・西欧諸国では高い給付課税により受給者の実質受給および政府の実質支出は低下する。課税を考慮すれば必ずしも「高福祉」ではない。また、受給者重い税負担に留意すべき。
- ・賦課方式年金の抜本改革は現役世代の二重負担問題等から実際には難しい。年金課税は現役世代が高齢化にともなう賦課方式年金のいわゆる世代間不公平を是正する手段である。

### (1) 社会保障給付のグロス(税込)とネット(税抜き)

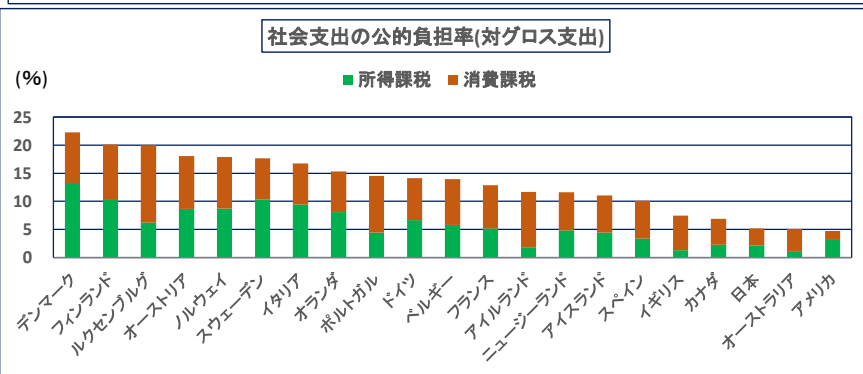
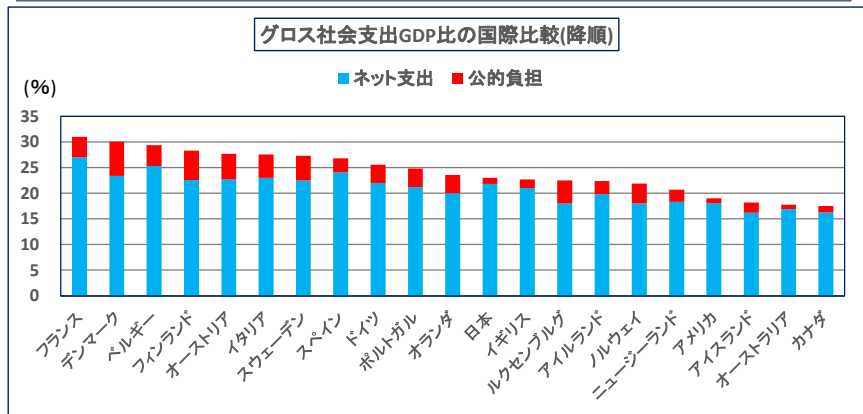
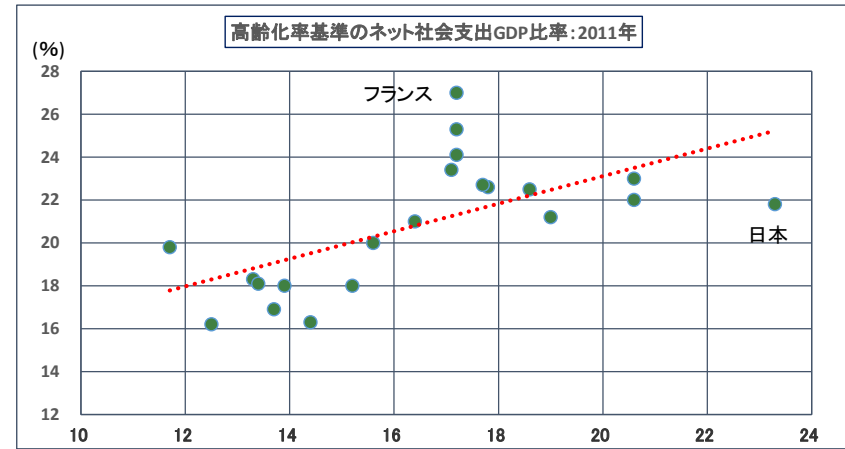
	A国	B国	C国	D国	E国
グロス(税込)給付額	120	100	100	80	80
・給付課税・税率	課税40%	課税20%	非課税	課税10%	非課税
受給者税負担=政府税収	48	20	0	8	0
ネット(税抜き)給付額	72	80	100	72	80

※ネット給付=受給者の実質購買力=政府の実質支出額

### (2) グロス・ネット公的社会保障支出(GDP比率:2011年:%) : グロス降順

	高齢化率 (65歳以上 人口割合)	グロス 社会支出 B	公的負担 合計		所得 課税 E	消費 課税 F	ネット 社会支出 G=B-C
			C=E+F	D=C/B			
フランス	17.2	31.0	4.0	12.9	1.6	2.4	27.0
デンマーク	17.1	30.1	6.7	22.3	4.0	2.7	23.4
ベルギー	17.2	29.4	4.1	13.9	1.7	2.4	25.3
フィンランド	17.8	28.3	5.7	20.1	2.9	2.8	22.6
オーストリア	17.7	27.7	5.0	18.1	2.4	2.6	22.7
イタリア	20.6	27.5	4.6	16.7	2.6	2.0	23.0
スウェーデン	18.6	27.2	4.8	17.6	2.8	2.0	22.5
スペイン	17.2	26.8	2.7	10.1	0.9	1.8	24.1
ドイツ	20.6	25.5	3.6	14.1	1.7	1.9	22.0
ポルトガル	19.0	24.8	3.6	14.5	1.1	2.5	21.2
オランダ	15.6	23.5	3.6	15.3	1.9	1.7	20.0
<b>日本</b>	<b>23.3</b>	<b>23.1</b>	<b>1.2</b>	<b>5.2</b>	<b>0.5</b>	<b>0.7</b>	<b>21.8</b>
イギリス	16.4	22.7	1.7	7.5	0.3	1.4	21.0
ルクセンブルグ	13.9	22.5	4.5	20.0	1.4	3.1	18.0
アイルランド	11.7	22.3	2.6	11.7	0.4	2.2	19.8
ノルウェイ	15.2	21.8	3.9	17.9	1.9	2.0	18.0
ニュージーランド	13.3	20.7	2.4	11.6	1.0	1.4	18.3
アメリカ	13.4	19.0	0.9	4.7	0.6	0.3	18.1
アイスランド	12.5	18.1	2.0	11.0	0.8	1.2	16.2
オーストラリア	13.7	17.8	0.9	5.1	0.2	0.7	16.9
カナダ	14.4	17.4	1.2	6.9	0.4	0.8	16.3

備考: 所得課税は、個人所得税と本人負担社会保険料である  
OECD, SOEX 2014(Social Expenditure Database 2014)



## 16. 付加価値税の仕組みと現物社会保障給付・非課税

- ・納税義務者・課税業者の納付税額は各取引段階の「売上税額－仕入税額」。最終的な消費者の税負担は小売段階の税率で決定される。中間段階での異なる税率設定は影響しない。
- ・VATの「非課税」と「免税事業者」は課税システムの適用除外(売上税額納付免除・仕入税額控除不可)を意味し、厄介な問題を引き起こす。なお、本来の非課税は「ゼロ税率」。
- ・「非課税」の保険医療・介護等では、売上転嫁・控除ともできない仕入税額の負担回避は保険報酬引上げでカバーされる。要するに、消費者と同様、政府も負担者である。

### (1)消費税(付加価値税)の仕入控除メカニズム(インボイス方式・標準税率10%)

取引段階・事業者	特例措置	適用税率等	課税売上	課税仕入	売上税額	仕入税額	納付税額	注意点	
製造		10	1000	0	100	0	100	標準ケース	
卸売		10	1500	1000	150	100	50		
小売		10	2000	1500	200	150	50		
事業者納税額合計								<b>200</b>	=消費者負担税額
製造		10	1000	0	100	0	100	小売段階前の軽減税率効果なし →税額取戻効果	
卸売	軽減税率5%	5	1500	1000	75	100	▲25		
小売		10	2000	1500	200	75	125		
納税額合計								<b>200</b>	=消費者負担税額
製造		10	1000	0	100	0	100	小売段階適用税率の効果 →小売業者納税額軽減	
卸売		10	1500	1000	150	100	50		
小売	軽減税率5%	5	2000	1500	100	150	▲50		
納税額合計								<b>100</b>	→消費者負担税額軽減
製造		10	1000	0	100	0	100	ゼロ税率:仕入税額控除=還付 →小売段階で実質非課税	
卸売		10	1500	1000	150	100	50		
小売	ゼロ税率	0	2000	1500	0	150	▲150		
納税額合計								<b>0</b>	→小売業者納税・消費者負担税ゼロ
製造		10	1000	0	100	0	100	GATT規定輸出免税(消費地課税権) 税関全額還付	
卸売	輸出取引	0	1500	1000	0	100	▲100		
納税額合計									<b>0</b>
製造		10	1000	0	100	0	100	非課税取引:仕入税額控除不可 →仕入税額の転嫁問題	
卸売		10	1500	1000	150	100	50		
小売	非課税取引	-	2000	1500	-(免除)	*(150)	-(150)		
納税額合計								<b>150</b>	→業者納税額の増加
製造		10	1000	0	100	0	100	免税=納税義務免除:インボイス発行不可 →仕入忌避→課税業者誘因	
卸売	免税事業者	-	1500	1000	-	-	-		
小売		10	2000	1500	200	*(150)	200		
納税額合計								<b>300</b>	
製造		10	1000	0	100	0	100	日本型アカウント方式 免税事業者からの仕入:「みなし控除」 ※50益税(200-150)	
卸売	免税事業者	-	1500	1000	-	-	-		
小売		10	2000	1500	200	150	50		
納税額合計								<b>150</b>	

### (2)消費税における社会保障現物給付の非課税

※消費税法6条「別表1」

①六・イート	医療給付	健康保険・老人保健・生活保護・身体障害者福祉・公害健康被害補償・労働者災害補償保険法等に規定する保険給付
②七・イ	介護給付	介護保険法に規定する居宅介護サービスまたは施設介護サービスの保険給付、生活保護法に規定する介護扶助
③七・ロハ	社会福祉事業	社会福祉法に規定する社会福祉事業、更生保護事業法に規定する更生保護事業
④八	助産	医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産
⑤九	埋葬・火葬	墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬料または火葬料
⑥十	身体障害用物品	身体障害者の使用に供する特殊性状、構造または機能を有する一定の物品

### (3)医療機関・保険診療、介護サービス機関・介護報酬の「非課税」と仕入税額転嫁(仕入税額控除不可)のための報酬改定(上乘せ)

①平成元年(1989年)4月:消費税導入・税率3%	⇒ 診療報酬+0.11%、薬価+0.65%=合計+0.76%
②平成9年(1997年)4月:消費税率5%	⇒ 診療報酬+0.32%、薬価(特定保険医療材料を含む)+0.45%=合計+0.77%
③平成26年(2014年)4月:消費税率8%	⇒ 診療報酬+0.63%、薬価+0.64%、材料+0.09%=合計1.36%、介護報酬率+1.63%



## 17. 資産形成(貯蓄)の仕組みにおける老後備えへの主な支援措置

- ・老後の生活を子供の直接扶養に頼れないならば、制度の公私を問わず、勤労期所得の一部を拠出・貯蓄(現在消費の将来消費への延期)する必要がある。
- ・一般に貯蓄奨励は必要ないが、高齢リスクの過小評価と扶助財政の負担増に鑑み、貯蓄や民間保険の奨励、強制加入(逆選択防止)の公的年金が必要に。
- ・一般貯蓄から公的年金に向かうほど、老後所得保障に向け、加入・負担・給付等の条件に公的規制が強まり、それに応じて税制上の優遇措置も手厚くなる。
- ・英国の調整年金や米国の適格年金を範に退職金の年金化が進められたが、企業年金部会資料によれば、DB・DCの実態は相当数が一時金受給選択。
- ・超高齢社会を見据えた退職金の年金化には、後掲の税制改革を含め、本来の企業年金制度の普及と米国IRA型の個人型DCの国民への普及が課題。

### 就業形態別にみた退職・老後生活支援目的の資産形成(貯蓄)制度

		正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	専業主婦(正規労働者 の無就業配偶者)	非正規雇用労働者	自営業者	
一般貯蓄・有価証券購入		一般預貯金・公社債・株式等					
貯蓄促進税制	投資促進	NISA(上場株式等:非課税累計600万円)・ジュニアNISA(累計400万円)					
	福祉政策	障害者等少額貯蓄非課税(元本350万円)					
	被用者老後等	勤労者財形住宅・年金貯蓄非課税(元本550万円)					
	一般老後	個人年金保険					
退職支援制度 ・税制	共済型退職金		小規模企業 退職金共済	中小企業 退職金共済		小規模企業共済	
	非積立型退職金	退職一時金					
老後生活保障 制度・税制	企業年金等	一時金所得(企業年金・老齢給付)			国民年金基金(第1号)		
		企業型確定拠出年金(企業型DC)			個人型DC*	個人型DC	
		個人型確定拠出年金(個人型DC)					
	確定給付企業年金(DB)						
厚生年金基金							
公的年金 (強制加入・拠出義務)	厚生年金 (共済年金を含む)			厚生年金 (適用要件)**			
	基礎年金(第2号)			基礎年金(第3号)	基礎年金 (第2号)	国民年金 (第1号)	
					国民年金 (第1号)	国民年金(第1号)	

\* 個人型DC加入者の第3号被保険者や公務員共済加入者への拡大、中小企業対象の「簡易型DC制度」の創設等は改正確定拠出年金法に規定

\*\* 短時間労働者の厚生年金適用の要件: 週20時間以上、月額賃金8.8万円(年収106万円)以上、勤務期間1年以上、従業員501人以上企業

出所: 財務省説明資料総24-2[所得税③](平成27年10月23日、第24回税制調査会)を基に、加筆・修正を施したもの

## 18. 年金税制の基本的考え方

- ・現在普及している所得税制の基本構造「包括所得税」を基準に考えるが、「貯蓄二重課税」の批判があり、長期的視点や税務行政から「支出税」も有力な基準と考えられている。
- ・包括所得税は一定期間(年)の理念的な消費能力(総受領所得+純資産増-経費・損失)を課税ベースとする。ただ、未実現・帰属所得、資産増等は税務行政の制約から課税困難。
- ・賦課方式年金の税制を貯蓄税制基準で議論するのは的外れ。積立方式とは異なり世代間扶養型(世代間移転)であるから、扶養控除や所得移転の観点から議論する必要がある。
- ・企業年金等の積立方式年金の税制は、貯蓄税制を基準に原則や奨励措置が論じられてきた。支出税の仕組みを考慮し、拠出・運用・受給の各段階での課税のあり方を考える。
- ・日本の企業年金税制のもっとも重要な論点は、積立金への特別法人税である。損金算入の事業主拠出すなわち被用者への実質給与支払いを税制ではどう位置づけるか。

### (1) 所得税の基本方式: 包括所得税の原則

	保険料納付義務者	租税タイプ	拠出	運用	受給(給付)
包括所得税: 原則 ・所得概念: 消費能力 ・課税期間: 有期(年)	被用者本人 事業主 =被用者への給与支払	個人所得税 法人所得税 個人所得税	給与課税(控除不可): 給与将来移転 損金算入(経費) 給与課税	運用益(金融所得)課税	全額(元本・運用益)非課税

### (2) 賦課方式公的年金\*の税制

	保険料納付義務者	租税タイプ	拠出	運用	受給(給付)
包括所得税: 政策税制 ・年金奨励優遇措置	被用者本人 事業主掛金 =被用者への給与支払	個人所得税 法人所得税 個人所得税	拠出控除可(公課又は扶養控除) 拠出損金算入(経費) 拠出・給与非課税(帰属所得)	運用益非課税・積立金非課税 (積立金・運用益は保険料調整要素)	原則: 全額課税 ・公的年金等控除(退職高齢)

\*保険者が政府で強制加入・拠出義務がある。拠出保険料は将来消費への貯蓄ではなく、親世代受給年金の財源充当であり、経費(公課)又は老齢扶養控除の意義。受給には年金・終身・開始年齢等の公的規制。

### (3) 積立方式年金(拠出は貯蓄性掛金)の原則的・政策的税制

	保険料納付義務者	租税タイプ	拠出	運用	受給(給付)
包括所得課税: 原則 一般預貯金・資産所得	被用者本人 事業主 =被用者への給与支払	個人所得税 法人所得税 個人所得税	控除不可(貯蓄) 掛金損金算入(経費) 掛金・給与課税	運用益課税(金融所得)	全額非課税
包括所得税: 政策税制 公的補完企業・個人年金	被用者本人 事業主 =被用者への給与支払	個人所得税 法人所得税 個人所得税	掛金控除可(年金奨励) 掛金損金算入(経費) 掛金・給与非課税(年金奨励)	運用益非課税 積立金課税: 延滞利子税	課税 公的年金等控除(退職高齢)
支出税(消費=貯蓄控除) (キャッシュ・フロー) (測定期間: 生涯)	被用者本人 事業主 =被用者への給与支払	個人支出税 資金ベース法人税 個人支出税	掛金控除可(資金流出) 掛金損金算入(資金流出) 掛金・給与非課税(被用者資金流入なし)	運用益非課税 ・再投資(流入-流出) 注1)	全額課税

備考: 支出税方式は、例えばアメリカの老後貯蓄奨励制度「個人退職勘定(IRA)」の税制である。

注1: 再投資は、運用益(資金流入)の同額の再運用(資金流出)である。

### 19. 企業年金(積立方式)の課税方法に関する数値例:[事業主拠出=みなし給与]

- ・一般貯蓄と比較した企業年金税制のあり方を分かりやすく説明するため数値例を用いる。比較基準は収益基準税制の原則「包括所得税1」における税額現在価値である。
- ・生涯期間でみた、いわゆる「包括所得税1・2・3等価税制」の「貯蓄二重課税」の意味、また、「包括所得税2(拠出控除)」における特別法人税(積立金課税)の意義が読み取れる。
- ・拠出控除・積立金非課税・運用益非課税・給付全額課税の「包括所得税4」方式は、支出基準税制(消費・実物投資時課税)である「支出税」原則方式と等価である。
- ・特別法人税凍結の現行実施税制では、公的年金等控除は存続のため、税制優遇は「包括所得税4・支出税」を上回り、公的賦課方式年金と同様の最優遇税制である。
- ・特別法人税廃止は企業年金普及の重要条件ではあるが、廃止には準公的年金に相応しい制度改善(半強制、年金形態、終身受給、ポータビリティ確保等)が必要と考えられる。

#### 包括所得税と支出税の比較:数値例

	包括所得税 1(原則)			包括所得税 2			包括所得税 3			包括所得税4=支出税(原則)			現行実施税制		
	拠出控除不可=積立金非課税 運用益課税⇒給付非課税			拠出控除=積立金課税 運用益課税⇒給付非課税			拠出控除、積立金課税 運用益非課税⇒運用益給付課税			拠出控除、積立金非課税 運用益非課税⇒給付全額課税			拠出控除、積立金課税・凍結 運用益非課税⇒給付部分課税		
	拠出	運用	給付	拠出	運用	給付	拠出	運用	給付	拠出	運用	給付	拠出	運用	給付
給与(勤労)所得	10,000	-	0	10,000	-	0	10,000	-	0	10,000	-	0	10,000	-	0
年金(給付)所得	0	-	2,640	0	-	2,080	0	-	2,240	0	-	2,800	0	-	2,800
・運用益(利子等)	0	-	640	0	-	640	0	-	800	0	-	800	0	-	800
・元本分	0	-	2,000	0	-	1,440	0	-	1,440	0	-	2,000	0	-	2,000
▲控除(拠出・受給)	0	-	0	▲2,000	-	0	▲2,000	-	▲1,440	▲2,000	-	0	▲2,000	-	▲2,200
課税所得	10,000	-	2,640	8,000	-	2,080	8,000	-	800	8,000	-	2,800	8,000	-	600
・税率(%)	20	-	非課税	20	-	非課税	20	-	20	20	-	20	20	-	20
税額	2,000	-	0	1,600	-	0	1,600	-	160	1,600	-	560	1,600	-	120
拠出(退職期消費)	2,000	-	0	2,000	-	0	2,000	-	0	2,000	-	0	2,000	-	0
消費	6,000	-	2,640	6,400	-	2,080	6,400	-	2,080	6,400	-	2,240	6,400	-	2,680
運用益(金融所得)	-	800	-	-	800	-	-	800	-	-	800	-	-	800	-
・税率(%)	-	20	-	-	20	-	-	非課税	-	-	非課税	-	-	非課税	-
・税額	-	160	-	-	160	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・給付充当	-	640	-	-	640	-	-	800	-	-	800	-	-	800	-
積立金(元本)	-	2,000	-	-	2,000	-	-	2,000	-	-	2,000	-	-	2,000	-
・延滞利子税(%)	-	非課税	-	-	28	-	-	28	-	-	非課税	-	-	非課税	-
・税額	-	-	-	-	560	-	-	560	-	-	-	-	-	-	-
・積立金元本	-	2,000	-	-	1,440	-	-	1,440	-	-	2,000	-	-	2,000	-
税額現在価値	2,000	114	0	1,600	514	0	1,600	400	114	1,600	0	400	1,600	0	86
合計税額	2,114			2,114			2,114			2,000			1,686		

比較前提:①現役期に勤労所得の一定額(2000)を退職期の消費に備え拠出(貯蓄)。退職まで30年間の運用益は元本の約40%(年利1.33%単利計算)。40%を割引率として用いる。

②退職期の年金収入は全額、支出(耐久財を含む消費)に充て、遺産は残さない。

③積立金への延滞利子税率は拠出控除2000の節減税額(2000×税率A)と現在価値で同額の税額をもたらす税率 $B=A/(1+R)$ で、原則税率20%、割引率40%とすれば、28%となる。

④給付に適用される「公的年金等控除」は、給付額をやや下回る金額を目途とし、2200を仮定値として設定した。

## 20. 日本の年金税制および主要国の公的年金税制

・強制加入・賦課方式公的年金の税制は前掲のとおり。任意加入・積立方式企業年金のうち、公的年金連携型の厚生年金基金・個人年金基金は拠出・運用・受給段階で公的並みの税制優遇。  
 ・確定給付・確定拠出企業年金は拠出限度と特別法人税で税制優遇程度が低い。任意加入で制度設計の規制が緩い分、今日では特に一時金選択と退職所得税制との関連が問題と考えられる。  
 ・賦課方式公的年金の税制はほぼ共通。アメリカは勤労所得税額控除が低賃金従業員の社会保険料控除措置。日本以外ではほとんどの国で遺族・障害年金も原則課税。

### (1)日本の公的年金および準公的企業年金・個人年金の税制

公的年金(代行含む)注1)	厚生年金	事業主	拠出段階	運用段階注3)	受給段階(本人)		
			本人	運用益・積立金:非課税	老齢年金	雑所得・公的年金等課税	公的年金等控除
・強制加入 ・賦課方式 ・その他規制注2)	国民年金	本人	社会保険料控除	運用益・積立金:非課税	老齢年金	雑所得・公的年金等課税	公的年金等控除
			損金算入	運用益:非課税	老齢年金	雑所得・公的年金等課税	公的年金等控除
企業年金 ・任意加入 ・積立方式 ・一時金選択 ・有期年金	厚生年金基金(加算分)	事業主	損金算入	運用益:非課税	老齢年金	雑所得・公的年金等課税	公的年金等控除
		本人	本人:給与課税なし 社会保険料控除	積立金・特別法人税:凍結 [代行部分の3.23超]	一時金	退職所得課税	退職所得控除
	確定給付年金[DB](企業年金基金)	事業主	損金算入	運用益:非課税	老齢年金	その他雑所得課税	公的年金等控除
		本人	本人:給与課税なし 生命保険料控除(上限:新4万)	積立金・特別法人税:凍結	一時金	退職所得課税	退職所得控除
	確定拠出年金[DC](企業年金基金)	事業主	損金算入(拠出限度月額55,000円)	運用益:非課税	老齢年金	その他雑所得課税	公的年金等控除
		本人(個人型・マッチング)注4)	本人:給与課税なし 小規模企業共済等掛金控除	積立金・特別法人税:凍結	一時金	退職所得課税	退職所得控除
個人年金(任意・積立方式)	国民年金基金	本人(国民年金被保険者)	社会保険料控除(拠出月額上限:68,000円)	運用益・積立金:非課税	老齢年金	その他雑所得課税	公的年金等控除
(参考)生保個人年金	個人年金保険(税制特約)	本人(負担者=受取人)	生命保険料控除(上限:新4万円)	運用益・積立金:非課税	老齢年金	その他雑所得課税	経費(本人拠出)控除

注1)公的年金には、国・地方公務員共済年金、私立学校共済年金、そして、厚生年金基金の厚生年金本体代行部分を含む。なお、課税対象は老齢年金のみで、遺族年金・障害年金は非課税

注2)その他規制:支給開始年齢・年金形態(一時金なし)・終身給付等の法定

注3)運用段階の積立金特別法人税:拠出段階での給与課税繰延への延滞利子税。税率は1.173%(法人税1%+地方法人住民税0.173%)

注4)確定拠出年金の本人拠出には限度額が設けられている。

### (2)主要国における公的年金税制(未定稿):2015年1月現在

資料出所:財務省HP

拠出段階	給与所得者	事業主負担分 ・被用者への給与課税	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
			損金算入 なし	損金算入 なし	損金算入 なし	損金算入 なし	損金算入 なし
拠出段階	事業所得者	本人負担分	控除あり(全額)	控除なし(注2)	控除なし	控除あり(限度額あり) (注4)	控除あり(全額)
		本人負担分	控除あり(全額)	1/2所得控除	控除なし	控除あり (限度額あり) (注4)	控除あり(全額)
給付段階	老齢年金		課税(注1)	課税(注3)	課税	課税(注5)	課税(注6)
	遺族年金		非課税	課税(注3)	課税	課税(注5)	課税(注6)
	障害年金		非課税	課税(注3)	非課税	課税(注5)	課税(注6)

注1:所得計算において公的年金等控除が適用される

注2:勤労所得税額控除が所得控除(社会保険料控除)の代替措置として導入されている。

注3:総所得に算入され課税される公的年金等については、暫定所得の額に応じて異なる。総所得に算入される公的年金の割合の目安は、暫定所得が低額の場合はゼロ、中位程度の場合は50%、高額の場合は85%である。

注4:年金保険料および疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料(本人負担分)と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり)または概算控除が認められる

注5:受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始2005年以前は50%、2006年以降は毎年引き上げ)。また、当該部分については、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロ(約1.3万円)の控除が認められる。

注6:年金額に対する10%の控除が認められる。一人当たり最低控除額377ユーロ(約4.7万円)および世帯あたり控除限度額3,689ユーロ(約46.1万円)

## 21. 公的年金等、退職金、個人年金の課税状況

- ・日本の所得税制は源泉・申告分立(分断)制度のため、給与、年金等所得種類別の税額等は把握できない。ただ、税収の大半を占める源泉所得税の課税資料は利用できる。
- ・源泉所得税の法定徴収税率と実効徴収税率(税額/支払額)の比較から、各種所得の課税実態が相当程度は把握。給与所得控除と税率表対応徴収率の給与が一応の基準となる。
- ・最近の対給与比較の実効徴収率は公的年金等2割強、個人年金4割弱に対し、退職金は7割弱と高い。申告書不提出の支払金額一律20%徴収や早期退職受領によるものと思われる。
- ・公的年金は2005年控除縮小・老年控除廃止が、給与は2005・6年の定率減税半減・廃止の影響が大きい。なお、2007年以降は税源移譲による税率調整で実効徴収税率も低下。

### 年金所得、退職所得等の源泉所得税(源泉徴収)

	公的年金等 注1)			退職所得(分離)			生命保険契約等に基づく年金			(参考)給与所得[年末調整あり]		
(1)徴収対象 徴収税率	1.徴収対象:支払額-公的年金等控除			A1.申告書提出・徴収対象 注2) (支給額-退職所得控除額)×1/2			1.徴収ベース 支払年金額-対応保険料・掛金			1.徴収ベース 支払給与-給与所得控除		
	2.徴収税率:①2000-07年 10%			A2.徴収税額 「源泉徴収税額速算表」			2.徴収税率: 10%			2.徴収税額 「給与所得源泉徴収税額表」		
	②2008年～ ・「扶養親族等申告書」提出: 5% ・「扶養親族等申告書」提出なし: 10%			B1.申告書不提出・徴収対象:支給額全額			①2013年～復興特別所得税付加 10.21%			・2013年～復興特別所得税0.21%分付加		
(2)特別控除 特例計算	③2013年～復興特別所得税付加 5.11% 10.21%			B2.徴収税率 20%								
	公的年金等控除(万円)			退職所得控除+1/2課税			経費控除			給与所得控除(万円)		
	1990年分～ 最低保証額	65歳未満 65歳以上	70 140	退職所得控除	勤続年数(A) 20以下 20超	控除額(万円) 40×A 800+70(A-20)	「支払額に対応する拠出保険料・掛金」			～2012年分	最低保証額 65	上限額 なし
2005年分～ 最低保証額	65歳未満 65歳以上	70 120	課税所得計算	控除後所得×1/2					2013-15年分	65	給与×5%+170 245	
(3)課税の推移 (年分)	支払額 (億円) A	源泉徴収 税額(万円) B	実効徴収 税率(%) B/A	支払額 (億円) A	源泉徴収 税額(万円) B	実効徴収 税率(%) B/A	支払額 (億円) A	源泉徴収 税額(万円) B	実効徴収 税率(%) B/A	支払額 (億円) A	源泉徴収 税額(万円) B	実効徴収 税率(%) B/A
2000(12)	305,459	2,240	0.73	124,984	2,942	2.35	7,996	114	1.43	2,520,630	101,762	4.04
2001(13)	317,976	2,319	0.73	137,062	3,216	2.35	16,319	182	1.12	2,512,612	101,371	4.03
2002(14)	348,609	2,471	0.71	158,908	3,807	2.40	22,386	227	1.01	2,405,422	97,035	4.03
2003(15)	400,849	2,567	0.64	129,887	3,318	2.55	46,343	255	0.55	2,306,253	94,239	4.09
2004(16)	429,163	2,691	0.63	129,189	3,377	2.61	44,057	280	0.64	2,289,675	98,172	4.29
2005(17)	384,739	5,281	1.37	110,760	2,950	2.66	26,255	314	1.20	2,385,554	101,328	4.25
2006(18)	424,994	5,714	1.34	107,271	2,864	2.67	27,361	342	1.25	2,455,801	113,625	4.63
2007(19)	443,918	4,089	0.92	111,496	2,685	2.41	31,481	393	1.25	2,560,876	98,702	3.85
2008(20)	418,626	3,959	0.95	103,446	2,606	2.52	31,640	426	1.35	2,571,345	97,273	3.78
2009(21)	430,436	4,067	0.94	110,022	2,620	2.38	33,564	463	1.38	2,451,089	86,269	3.52
2010(22)	490,451	4,166	0.85	98,274	2,296	2.34	36,445	497	1.36	2,451,924	85,013	3.47
2011(23)	489,571	4,161	0.85	96,880	2,287	2.36	37,187	529	1.42	2,466,056	90,064	3.65
2012(24)	483,013	4,034	0.84	100,707	2,428	2.41	39,248	560	1.43	2,493,661	89,801	3.60
2013(25)	473,400	4,117	0.87	93,944	2,346	2.50	41,107	582	1.42	2,543,332	93,530	3.68
2014(26)	456,038	3,874	0.85	86,800	2,216	2.55	43,624	619	1.42	2,627,928	97,811	3.72

### (参考)国所得税の超過累進税率、特別減税等の推移

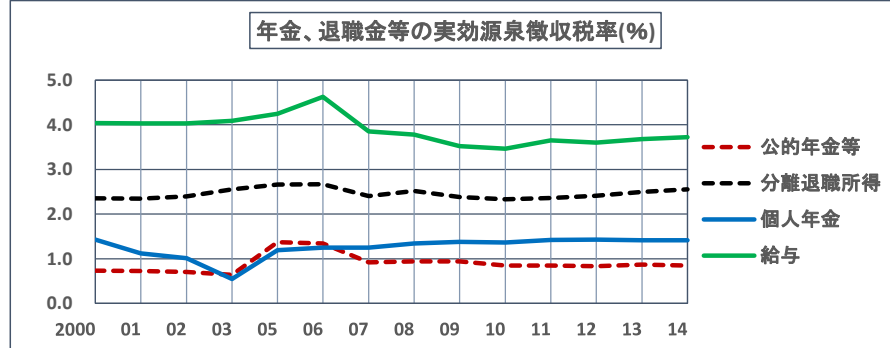
金額単位 万円

1999年～		2004年	2007年～		2015年～	
課税所得	税率(%)	配偶者特別控除 上乘部分廃止	課税所得	税率(%)	課税所得	税率(%)
～330	10		～195	5	～195	5
～900	20	2005年	～330	10	～330	10
～1800	30	定率減税半減 老年者控除廃止	～695	20	～695	20
1800～	37		～900	23	～900	23
		2006年	～1800	33	～1800	33
定率減税実施	20%(限度25)	定率減税廃止	1800～	40	～4000	40
					4000～	45

注1)「公的年金等」:厚生年金基金、確定給付・拠出企業年金、個人年金基金、小規模企業共済年金等を含む

注2)勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については1/2計算はしない

出所:国税庁「国税庁統計年報書」



## 22. 退職所得(退職金)課税の特徴と論点

- ・退職一時金の企業年金化、企業年金の年金選択が進まない有力な原因は、退職所得(一時金)の手厚い優遇税制にあると考えられる。
- ・強制力に頼らず、前述のような本来の年金化を促進するには、企業年金課税の見直しと併せて、退職所得課税の見直しも不可欠であろう。
- ・現行退職所得税制の三重の負担軽減措置(分離課税、特別控除、1/2課税)は税制論、雇用・社会保障論の両面で合理的とはいえない。
- ・多額一括払所得の平均課税は必要だが、税回避批判の強い「1/2」課税は短期役員に限らず廃止、さらに他年金課税の均衡から総合課税化が望ましい。

### (1) 現行制度

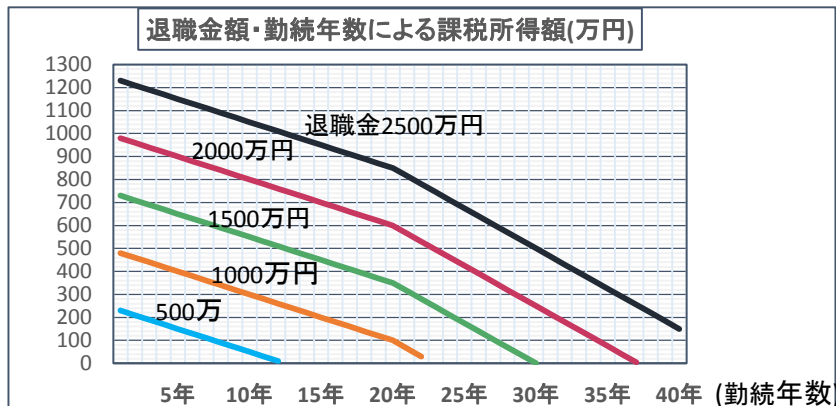
①課税方式: 他の所得の区分して「分離課税」	
②退職所得および課税標準: 「退職所得控除」と控除所得の「1/2」算入 ・ (収入金額) - 退職所得控除額 × 1/2 = 退職所得課税金額	・ 退職所得控除の計算 ⇒ 勤続年数20年まで: 1年 40万円 勤続年数20年超 : 1年 70万円
③税額計算: 超過累進税率の適用 : 2015年税率表(7段階・5%~45%)では、例えば、退職金2000万円・勤続年数30年で税額15.3万円(支払額の0.77%)。	

### (2) 戦後の税制改正の経緯

主要改正年度	主要な改正内容
①1947(昭和22)年度	総合課税の採用。課税標準は退職金収入の1/2。他所得と合算。
②1950(昭和25)年度	シャープ勧告の趣旨から、1/2算入廃止。収入金額の15%控除。控除所得の5年間平均課税
③1952(昭和27)年度	1/2・分離課税の採用。収入金額から15万円控除。控除後金額の1/2課税。
④1959(昭和34)年度	現行税制の成立: 退職所得控除額に勤続年数要素を導入。勤続年数1年につき5万円。

### (3) 退職所得の税制改正論議

①税制調査会等での税制論議
・退職時の多額一括払の退職金は、勤続年数にわたる長期形成所得として、超過累進税率下では何らかの平均課税方式が必要。
・ただし、かつての最高税率70%を超えるような急激な累進構造は是正されているので、平均課税の必要度は低下している。
・むしろ、「1/2課税」の利用し、短期任期役員等が給与抑制・退職金充実の手法で給与課税回避を行っているのが問題(平成24年度改正に)。
②雇用・社会保障の観点からの議論
・永年勤続への報償、長期安定雇用の奨励。実際には、退職後所得保障よりも、住宅・教育費の退職時一括支弁等の意味が大きい。
・正社員・終身雇用を前提として雇用慣行の後退。労働市場の流動化、就業形態の多様化に逆行していないか。
・早期退職の事情や定年延長以上の退職後余命の大幅な長期化が退職後の安定的な所得保障の必要性を高める。
・退職者自らの退職金運用による年金化は、専門知識、運用規模、リスク対応等の点で実際には極めて難しい。
③改正方向: 「1/2課税」の廃止と総合課税化
・企業・個人年金の公的補完性の強化と税制優遇とセットで、本来の年金化の促進に現行退職所得課税の「1/2課税」と分離課税の廃止を。
・退職所得控除で平均課税。従って、公的年金、企業年金等の公的年金等控除後所得の課税方式と同様、分離課税ではなく総合課税に。
・企業年金のポータビリティの確保と、企業年金の伸び悩みを考慮すれば、最終的受け皿としての個人年金・退職貯蓄制度め税制の充実が必要。



### (4) 個人所得税の税率の推移(段階数以外 %)

※1974・84年は賦課制限あり

		改正年	1974	1984	1987	1988	1989	1999	2007	2015
所得税	最低税率		10	10.5	10.5	10	10	10	5	5
	最高税率		75	70	60	60	50	37	40	45
	税率段階数		19	15	12	6	5	4	6	7
住民税	最高税率		18	18	18	16	15	13	10	10
	税率段階数		13	14	14	7	3	3	1	1
所得+住民税	最高税率		93	88	78	76	65	50	50	55

## 23. 「給付付き税額控除」のモデル、アメリカ連邦所得税の勤労所得税額控除

- ・アメリカ: 公的年金は財務省分野、国民ほとんどが申告納税、社会保険料控除と児童手当がないことが前提の議論。
- ・西欧の給付型福祉国家に対し、社会保険違憲説の強いアメリカは伝統的に税制対応型「隠れた福祉国家」といわれる。
- ・限度(納付税額)超の税額控除(現金還付)=給付。低賃金勤労者に絞った就労支援(賃金補助)プラス子育て支援である。
- ・賃金上昇にともない税額控除は上昇・低下・停止。低賃金ほど優遇。賃金ではなく補助金なので社会保険料負担なし。
- ・世帯単位の逸脱、自営所得や制限資産所得の過少申告、資格外扶養児童の申告等、過大請求申告が多い。
- ・日本は保険料控除や児童手当。消費税対策の一般低所得者対策、申告不要による課税情報不足など制度・執行問題大。

### (1)アメリカ「勤労所得税額控除」の要件: 2008課税年「税額控除表」

金額単位:ドル

(円換算勤労所得) \$1=110円AGI	調整総所得 (勤労所得)	単身申告(独身・遺族)			夫婦共同申告		
		児童なし	児童1名	児童2名	児童なし	児童1名	児童2名
110	1	2	9	10	2	9	10
110,000	1,000	78	349	410	78	340	410
385,000	3,500	270	1,199	1,410	270	1,199	1,410
627,000	5,700	438	1,947	2,290	438	1,947	2,290
786,500	7,150	438	2,440	2,870	438	2,440	2,870
940,500	8,550	329	2,917	3,430	438	2,917	3,430
1,116,500	10,150	207	2,917	4,070	438	2,917	4,070
1,325,500	12,050	62	2,917	4,824	291	2,917	4,824
1,413,500	12,850	0	2,917	4,824	230	2,917	4,824
1,727,000	15,700	0	2,917	4,824	12	2,917	4,824
2,057,000	18,700	0	2,440	4,195	0	2,917	4,824
2,750,000	25,000	0	1,433	2,869	0	1,913	3,500
3,734,500	33,950	0	0	984	0	483	1,616
4,064,500	36,950	0	0	352	0	0	984
4,246,000	38,600	0	0	0	0	0	636
4,581,500	41,650	0	0	0	0	0	0

(2)勤労所得 ①賃金・賞与・チップ、②他労働報酬(組合罷業手当)、④自営業純所得。年金・保険金・恩給等は含まない

(3)有資格児童 ①家族関係テスト: 子供(兄弟姉妹、継兄弟姉妹、養子、適格里子等)  
②居住要件テスト: 児童は納税者の「アメリカ国内」の「同一主住居」に「課税年度の半分以上」「同居」のこと  
③年齢要件テスト: 年度末で19歳未満。フルタイム学生は24歳未満。障害者は年齢要件なし  
④扶養テスト: 自身の生活費の50%超を控除請求納税者に依存していること

(4)申告方式 夫婦は共同申告のみ(世帯単位)

(5)投資所得制限 納税者の投資所得(利子・配当・譲渡所得等)が2,950ドル(2008年[30万円弱])超では控除資格を失う。

(6)形式要件 ①請求者の納税者番号(社会保障番号)および配偶者・子供の氏名・年齢・社会保障番号を明記

### (2)アメリカ連邦個人所得税におけるEITC勤労所得税額控除(2007暦年課税年度)

金額単位(1000ドル)

総所得階級(ドル)	EITC合計		うち所得税額等相殺分		うち還付(給付)分		還付分割率(%)	
	申告	金額	申告	金額	申告	金額	申告	金額
0	295,193	268,198	119,275	76,134	175,918	192,064	59.6	71.6
1~5,000	3,560,890	1,774,679	853,792	206,879	2,707,098	1,567,800	76.0	88.3
5,000~10,000	6,411,506	7,954,850	1,916,641	1,073,989	4,494,865	6,880,861	70.1	86.5
10,000~15,000	6,087,146	13,494,250	2,115,159	1,793,961	3,971,987	11,700,289	65.3	86.7
15,000~20,000	4,101,464	11,275,882	858,829	1,035,919	3,242,635	10,239,963	79.1	90.8
20,000~25,000	3,634,129	7,437,830	773,994	706,216	2,860,135	6,731,614	78.7	90.5
25,000~30,000	3,524,359	4,439,606	1,172,172	736,880	2,352,187	3,702,726	66.7	83.4
30,000~40,000	2,933,062	1,894,700	1,130,359	402,096	1,802,703	1,492,604	61.5	78.8
全申告	30,335,847	48,539,993	8,728,220	6,032,073	21,607,627	42,507,920	71.2	87.6
課税申告計	1,330,254	337,568	1,330,254	337,568	0	0	0.0	0.0
非課税申告計	29,005,493	48,202,425	7,397,966	5,694,505	21,607,527	42,507,920	74.5	88.2

U.S. IRS, Statistics of Income: Individual Income Tax Returns, 2007

### (3)IRS: 勤労税額控除の不正請求(過大申告) 資料: GAO, IRS Modernization, Testimony Before Congressional Committee, May 20, 2003

	納税者 申告額	IRS推計 過大申告	過大請求 割合(%)
1999課税年(10億ドル)	31.3	8.5~9.9	27.2~31.6

### (4)アメリカEITCにおける過大不正請求の主要要因(1999年申告調査): 申告(千件)・請求(100万ドル)

要因	主要内訳	不正申告件数	割合	過大請求金額	割合
①控除請求児童に資格なし		1,828	22.0	3,284	32.4
	居住要件	1,443	17.4	2,698	26.6
	家族関係要件	820	9.9	1,447	14.3
②世帯内他高所得者所得の除外		1,082	13.0	1,984	19.6
③夫婦分離申告		1,663	20.0	2,724	26.9
④所得の過少申告		3,275	39.4	1,710	16.9
	賃金	942	11.3	445	4.4
	自営・農家所得	1,208	14.5	854	8.4
	利子	521	6.3	164	1.6
合計(その他含む)		8,306	100.0	10,139	100.0

資料: J.Holtzblatt and J.McCubbin(2004), in H.J. Aaron and J. Slemrod eds., The Crisis in Tax Administration, pp164-168

## 24. 主要国の源泉徴収制度および番号・法定調書(課税情報)制度

- ・日本の所得税制は番号制がなく申告不要範囲も広汎であるが、源泉徴収(年末調整含む)や源泉分離課税の活用という源泉所得税の徹底で課税庁からみた徴収漏れは少ない。
- ・そのため法定調書(支払調書等:3億枚)の適用範囲が狭いため、所得税負担や社会保障負担・給付配分の公平性を確保する個人・世帯単位の所得・税把握は十分ではない。
- ・番号制は名寄せ検索の不可欠な手段だが、売買・支払等の調書が適用されない限り、課税情報は収集できない。所得把握の鍵は番号を記載する法定調書の有無である。
- ・課税庁が番号記載法定調書の徹底活用で課税情報を収集し、国民に記入済み申告書を送付する北欧でも、自営業者の多様多量な事業取引を考慮し、法定調書は適用除外である。

### 個人所得税における主要所得の課税方法・番号制度・法定資料(調書)の概要(非居住者を除く)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
(1)課税方式:給与	課税制度	総合課税	総合課税	総合課税	総合課税	総合課税	
	・源泉徴収制度	あり	あり	あり	あり	なし	
	・年末調整等	あり・申告不要	なし	あり(支払都度)	あり(翌年3月末)	なし	
利子	課税制度	源泉分離課税	総合課税	総合課税	申告不要(分離課税)	源泉分離・総合課税選択	
	・源泉徴収制度	あり	なし(予定納税)	あり	あり	あり(源泉分離)	
配当	課税制度	申告分離・申告不要あり 総合課税の選択	2段階課税	2段階課税	申告不要 (分離課税)	源泉分離課税・ 総合課税との選択	
	・源泉徴収制度	あり	なし(予定納税)	なし	あり	あり(源泉分離)	
株式譲渡益	課税制度	申告分離・申告不要あり	2段階課税	申告分離	申告不要(分離課税)	申告分離	
	・源泉徴収制度	あり	なし	なし	あり	なし	
(2)番号制度	番号の種類	行政手続番号	社会保障番号	納税者番号	国民保険番号	なし	
	適用業務	社会保障・税務等	税務・社会保障等	税務・所得保障等	一部税務・社会保障等	—	
	付番・管理機関	市町村	社会保障庁	国課税庁	雇用年金省・歳入庁	—	
	導入年	2016年	1962年	1989年	1961年	—	
(3)法定資料(調書) ○提出義務 ×提出不要	金融所得: 利子	×(源泉分離課税)	○	○	○	○	
	: 配当	○	○	○	○	○	
	: 株式譲渡	○	○	○	○	○	
	事業所得	×	×	×	×	×	
	給与所得	○	○	○	○	○	
	不動産譲渡	○	○	×	○	○	
	国内送金・預金入出	×	○	×	×	×	
	海外送金	○	○	×	×	×(記録保存義務)	
	ストック	金融資産: 株式所有	×	×	×	○	×
		: 預貯金口座開設	×	×	×	×	○
不動産		×	×	×	×	×	
海外資産		○	○	×	○	○	

備考1: 各国とも金融資産口座残高は法定資料の対象外だが、マネーロンダリング対策のため口座開設時の本人確認等は金融機関の義務で、その情報は税務当局も利用可能。

出所: 財務省ホームページ(税制・国際比較)

### (4)日本の所得税における法定調書(課税資料情報)と提出不要要件

(未定稿)

所得種類	法定資料の種類	24年度収集(千枚)	提出不要の原則的要件
給与	給与所得の源泉徴収票	19,429	年支払金額: 法人役員150万円以下、弁護士等・年250万円以下 年支払額 500万円以下 (住民税に係る報告書は支払額にかかわらずすべてを市町村に提出義務)
	(年末調整対象)		
	(住民税: 給与支払報告書)		
公的年金等	源泉徴収票	38,939	①扶養親族等申告書の提出者で年支払額60万円以下、②年支払金額30万円以下
利子	利子等の支払調書		①個人に対するもの ②普通預金利子 ③年間利子等3万円以下
配当	配当・剰余金分配・信託収益の支払調書	67,578	一回の支払金額が、①計算期間1年以上10万円以下、②1年未満5万円以下
株式等譲渡益	特定口座年間取引報告書(上場株式)	50,969	特定口座が源泉徴収選択講座の場合 ①同一人への年間支払額100万円以下 ②一回ごと調書作成では30万円以下
	株式等の譲渡対価の支払調書		
報酬・料金・契約金等	支払調書	専門職報酬、賞金、診療報酬	同一人への年支払合計金額50万円以下
		その他報酬・料金、	同一人への年支払合計金額5万円以下
		その他含む合計枚数	293,761

出所: 国税庁ホームページ(法定調書等)、このうち24年度収集(千枚)は「国税庁レポート 2014」



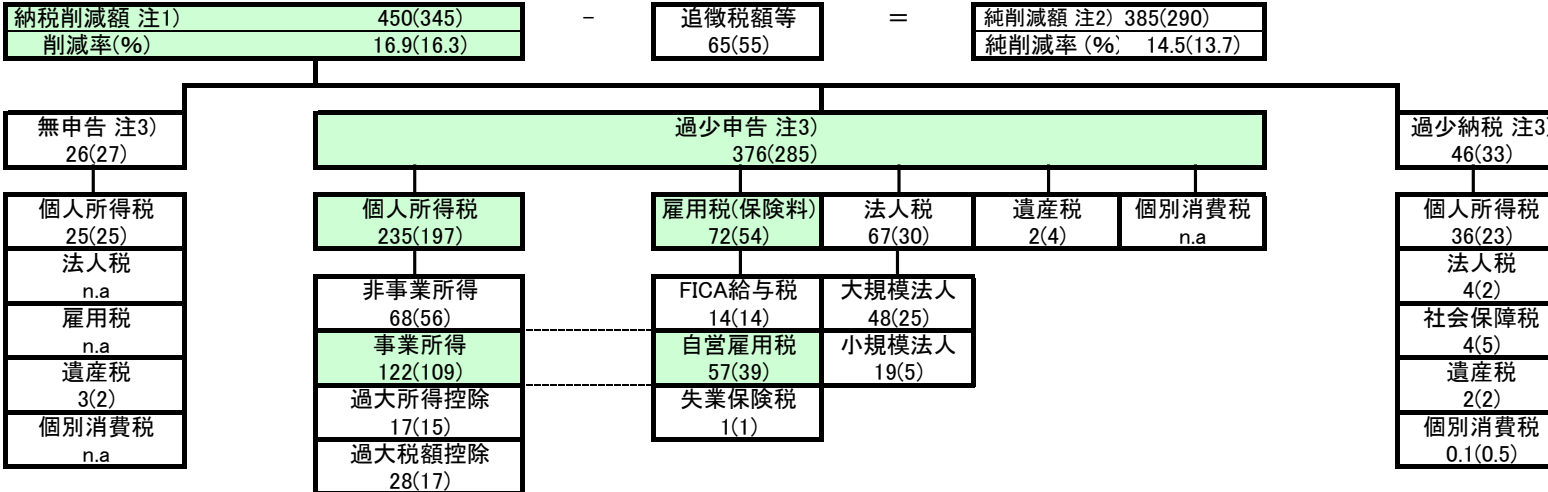
**25. 番号制・資料情報(法定調書)と所得把握: IRS: National Research Program: Tax Gap(Noncompliance) Estimates**

・アメリカ歳入庁IRSは、以前から詳細な調査を通じ、申告納税の納税協力度合、逆に、非協力度合(脱税等)の検証を定期的に行ってきた。  
 ・アメリカでは社会保障番号を納税者番号に用いて税務分野で活用も、法定調書(Information Reporting)がなければ、所得把握が困難なことを示している。  
 ・(1)図: 事業所得(自営雇用税)の納税節減額が多い。(2)図: 源泉徴収がなく、法定調書もほとんど適用されない事業所得の純過少申告率が56%にも上る。

**(1). Tax Gap "Map" : Tax Year 2006(2001)**

(金額単位:10億ドル)

納付すべき総税額: 2,660(2,112) 法令・期限遵守自発的納税 2,210(1,767) 納税協力度合 83.1(83.7)%

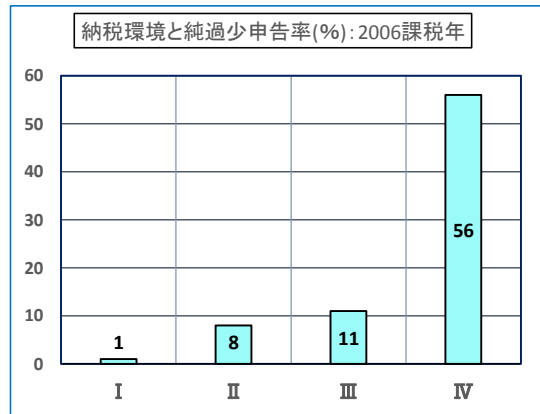


※IRS, National Research Program: 無作為抽出約1万4000件の申告に対する検査: 納税削減額の調査・推計  
 注1) 納税削減額(Tax-Gap)= 納付すべき税額-期限内自主納税額 注2) 純納税削減額(Net Tax-Gap)= 納付すべき税額-(期限内自主納税額+更正決定等期限後納税額)  
 注3) 納税削減の原因: ①無申告 ②過少申告(所得過少申告⇔収入過少・経費過大) ③過少納税

**(2). 連邦個人所得税納税環境: 過少所得申告による納税削減額および純過少所得申告率**

(10億ドル・%)

源泉徴収、番号・調書	主要所得種類	2001 課税年		2006 課税年	
		納税削減額	純過少申告率	納税削減額	純過少申告率
合計		197	18	235	
I. Substantial Information Reporting and Withholding	賃金・給与	11	1	11	1
II. Substantial Information Reporting 小計		9	5	12	8
	利子所得	2	4		
	配当所得	1	4		
	私的年金等所得	4	4		
	公的年金所得	1	6		
III. Some Information Reporting 小計		51	9	64	11
	組合、特別小法人、信託等	22	18		
	譲渡所得(キャピタル・ゲイン)	11	12		
	所得控除	14	5		
IV. Little or No Information Reporting 小計		110	54	120	56
	非農家・事業主所得	68	57		
	農家所得	6	72		
	賃貸料・ロイヤルティ	13	51		
その他: 税額控除		17	26	28	



備考1: 純過少所得申告率=期限後申告含めた実際の申告所得/申告すべき真の所得  
 出所: Internal Revenue Service, National Research Program: IRS Updates Tax Gap Estimates 2006, 2013

## 26. 所得基準(所得制限等)による低所得者対策の公平性

- ・生活保護以外の社会保障領域でも、公平性の確保や財政負担の節減という要請から、受給者または拠出・負担者の「所得水準」に応じた「低所得者対策」が広汎に行われている。
- ・「低所得(生活困窮)対策」としてまず問題なのは、保有資産が一切考慮されないこと。少なくとも消費への転換が容易な流動性の高い金融資産等は考慮されるべきである。
- ・「所得」問題は、課税・非課税区分はもちろん、「所得金額」もほぼ税制規定に依拠していること。具体的には、税法上の不算入規定と税務行政上の把握漏れという二つの問題がある。
- ・(1)不算入: ①非課税所得(遺族年金、失業保険金、傷病手当等) ②源泉分離課税所得(利子、特定口座株式所得) ③申告不要所得(少額配当・報酬等)、(2)把握漏れ: 事業所得等
- ・この所得問題に加え、実際多くの制度で用いられる住民税所得割が前年所得課税のため、前々年所得(1-6月申請)または前年所得が本年の基準となる不合理が生じている。

### 所得基準による主な社会保障給付・負担調整措置

(未定稿)

制度	プログラム	資格・措置等	基準帰属	基準所得	所得種類・証明方法
国民年金・保険料	保険料申請免除	全額免除: 基準所得範囲内	本人・配偶者・世帯主	22万円+35万円×(扶養親族数+1)	住民税所得割・前年所得
		3/4免除	本人・配偶者・世帯主	78万円+扶養親族等控除+社会保険料控除	
		1/2免除	本人・配偶者・世帯主	118万円+扶養親族等控除+社会保険料控除	
		1/4免除	本人・配偶者・世帯主	158万円+扶養親族等控除+社会保険料控除	
	学生保険料	納付猶予: 基準所得範囲内	本人	118万円+扶養親族等控除+社会保険料控除	
	若年者(30歳未満)保険料	納付猶予	本人・配偶者	22万円+35万円×(扶養親族数+1)	
国民年金・受給	老齢福祉年金	支給停止要件・所得額(超)	扶養義務者・(扶養親族なし)	一部停止=340.1万円、全額停止=628.7万円	収米税所得割・前年所得
	特別障害給付金	支給停止(全額、半額)	本人(扶養親族0人ケース)	支給停止: 462.1万円、1/2停止: 360.4万円	前年所得(控除後所得ベース)
遺族年金・受給	遺族基礎年金	受給資格	生計維持されていた配偶者、子	前年・今後5年収入850(所得655.5)万円未満	源泉徴収票 又は
	遺族厚生年金	受給資格	生計維持されていた妻等遺族	前年・今後5年収入850(所得655.5)万円未満	住民税所得割・前年所得
健康保険・自己負担 (協会・組合)	70-74歳自己負担金	原則2割(1割据置)。現役並み所得者3割	本人一般・年収約370万円以下	一般: 標準報酬月額26万円以下(現役並28万以上)	住民税課税状況・所得割所得額
	70歳未満高額療養費	限度下限252,600円、167,400円	本人・旧上位所得者	標準報酬月額83万円以上、53-79万円・	
		限度下限80,100円、57,600円	本人・一般所得者	標準報酬月額50万円以下、26万円以下	
国民健康保険 (東京都文京区) 平成27年度	納付保険料の算定	所得割額分保険料 均等割の軽減(7・5・2割減額)	世帯: 総所得-基礎控除後 世帯: 総所得合計	基礎分6.45%、支援金分1.98%、介護分1.21% 世帯員2名: 33万円以下、85万円以下、127万円以下・	住民税課税状況・所得割所得額
	70-74歳高齢受給自己負担	原則2割(一部1割据置)	同一世帯加入全員	課税所得145万円未満。145万円以上は3割負担	
	70歳未満世帯	世帯月額限度額 150,000円	住民税課税世帯: 上位所得者	住民税基礎控除後 600万円超	
	高額療養費自己負担限度 (2014年12月分)	80,100円	: 一般世帯	600万円以下	
		35,400円	住民税非課税世帯		
後期高齢者医療 東京都広域連合 (平成26・27年度)	保険料算定	所得割	被保険者本人・所得割(東京: 8.98%)	前年総所得金額-基礎控除(33万円)	個人住民税所得割・総所得 (基礎控除後)
	均等割保険料軽減制度	軽減割合9割~2割	本人・世帯主総所得金額合計	被保険者1人: 33万円以下~80万円以下	
	所得割保険料軽減制度	軽減割合100・75・50%	本人・15万円・20万円・58万円以下	前年総所得金額-基礎控除(33万円)	
	自己負担	原則一般: 1割	本人及び同世帯被保険者	住民税非課税、住民税課税所得145万円未満	
		現役並み: 3割	本人及び同世帯被保険者のいずれか	住民税課税所得145万円以上	
	高額療養費 (外来+入院)	限度: 15,000円	低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税・年収収入80万円以下、	
		限度: 24,600円	低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税・Ⅰには非該当	
限度: 44,400円		一般:	住民税課税所得145万円未満		
限度下限: 80,100円	現役並み所得者:	住民税課税所得145万円以上			
介護保険 (東京都文京区) 平成27年度	65歳以上保険料 (15段階保険料制)	第1段階: 年30,500円	生活保護、世帯全員: 住民税非課税	本人:(課税年金収入+合計所得金額) 80万円以下	住民税所得割課税所得
		第2-3段階: 年47,400-50,800円	世帯全員: 住民税非課税	本人:(課税年金収入+合計所得金額) 120万円以下/超	
		第4段階: 年57,500円	本人: 住民税非課税、世帯員: 課税	本人:(課税年金収入+合計所得金額) 80万円以下	
		基準第5段階: 年67,700円	本人: 住民税非課税、世帯員: 課税	本人:(課税年金収入+合計所得金額) 80万円超	
		第6-15段階: 年77,900-216,700円	本人: 住民税課税	本人: 合計所得120万未満~3,000万以上	
	介護サービス利用自己負	1割負担(合計所得160万円以上 2割)	本人:	本人: 合計所得160万未満(上限額あり)	
児童扶養手当	支給制限	全部の一部支給、一部の支給停止	受給者本人・扶養親族1人の場合	全部支給限度57万円、一部支給限度230円	住民税所得割・前年所得
児童手当	支給減額(特例給付)	一人当たり月額5,000円	受給者(主たる生計維持者)	限度所得額: 622万円×扶養人数	住民税所得割・前年所得
保育園 (東京都文京区)	保育料(通常分) (段階保育料制)	免除	生活保護世帯・住民税非課税	児童保護者: 扶養親族1人: 合計所得金額91万円以下	住民税非課税照明
		軽減	所得税非課税・住民税課税(均等割)	児童保護者: 扶養親族1人: 合計所得金額102万円以下	住民税所得割・非課税照明
		25段階料金	所得税額基準	所得税額基準	所得税額(税額控除前)
公営住宅(東京都)	入居資格	基準所得内	家族数に応じた基準所得額	227万円(2人)~341万円(5人)	住民税所得割・前年所得

資料: 厚生労働省「社会保障審議会資料」、「社会保険手帳」、「所得税法」、「地方税法」、厚生労働省・東京都・文京区HP

## 27. 基準時と給付時の乖離：個人住民税の賦課徴収メカニズム：賦課課税方式と前年所得課税

- ・賦課課税は「課税庁が課税所得・税額を算出し納税者に通知・納付を求める方式」、申告納税は「納税者が課税所得・税額を算出し税務署に申告納付する方式」。
- ・国税は第二次大戦後の税制民主化政策として、賦課課税(前年所得課税)方式から申告納税(現年所得課税)方式に転換し、この担当庁として国税庁が設置。
- ・地方の賦課課税方式は国税納税の完結を待ち、国税申告書・源泉徴収報告書を基礎に課税所得・税額を決定。地方は現年申告・源泉(特別)徴収は行わない。
- ・本年6月納付開始の地方住民税は前年所得課税にならざるをえない。そのため、本年1-6月の給付申請や負担調整申請は2年前の所得・税額を基準とする。

